

令和3年度 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

介護保険サービスにおける人員配置基準等の
自治体ごとの解釈・運用等に関する調査研究事業
報告書

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

令和4年（2022年）3月

はじめに

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行、介護離職問題等を背景に、社会全体で介護を支えることを目的として2000年（平成12年）に創設されました。介護保険の保険者は市町村と特別区（広域連合を設置している場合は広域連合）となり、保険者は介護サービス費を給付するとともに、保険料を徴収し、介護保険財政を運営しています。市町村には、住民のニーズに応え、地域間で切磋琢磨することで、介護サービスの基盤を充実していくことが期待されました。

その後、地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）により、介護保険サービスの指定基準は国から地方へと条例委任することが定められ、現在まで介護保険サービスの指定は各自治体が行っています。一方で、厚生労働省令が定める基準の中には、「管理上支障がない場合」「利用者の処遇に支障がない場合」等、明確な数値や基準が示されていない表現が多く含まれています。これは地域特性に応じて自治体が柔軟に運用するためですが、令和2年12月23日社会保障審議会介護給付費分科会の「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」では、「人員配置基準等について、自治体ごとに異なる解釈や取扱い（いわゆるローカルルール）が行われている状況について、引き続き実態の把握を行うとともに、対応を検討していくべきである。」と報告されました。

本調査研究事業は、この報告を受け、全国の都道府県や市町村、広域連合を対象とした人員配置基準についてアンケート調査を実施しました。特に、人員配置基準の中でも「兼務」に着目し、兼務の範囲や兼務可能な職種とその数、兼務した場合の常勤換算数等について調査を実施しました。また、ヒアリング調査においては、自治体が現在の運用やルールの背景となる解釈およびその経緯を確認するとともに、担当者によって解釈に差が出ないよう、どのような工夫を行っているのかについても併せて確認しています。

本調査研究事業は自治体によって異なる解釈や取扱いを否定するものではなく、どのような経緯のもと解釈・運用しているか、地域特性に応じてどの程度解釈に幅があるのか、その実態を明らかにすることを目的としています。本調査研究事業の結果が、地方自治の意義を明らかにし、地方自治の更なる発展と介護保険サービスの質の向上につながることを願っております。

最後に、本調査検討委員会（座長：東野定律 静岡県立大学 教授）の座長・委員及びアンケート調査やヒアリング調査にご協力いただいた自治体の皆様に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

令和4年3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

目次

I.	事業概要	4
1	背景・目的.....	4
2	事業内容.....	4
3	実施体制.....	5
4	事業スケジュール.....	6
II.	アンケート調査.....	7
1	調査の目的.....	7
2	調査概要.....	7
3	調査結果.....	8
4	アンケート調査結果のまとめ.....	29
III.	ヒアリング調査.....	31
1	調査の目的.....	31
2	調査概要.....	31
3	調査結果.....	33
4	ヒアリング調査結果のまとめと考察.....	49
IV.	まとめ	60
1	まとめ	60
	参考資料	64
V.	参考資料	65
1	調査票	65
2	集計表一式.....	76

I. 事業概要

1 背景・目的

介護保険制度が導入された 2000 年（平成 12 年）の厚生白書によると、「介護保険制度の運営主体は市町村」とされており、「住民の意見を踏まえた行政が促されること」、「サービス供給のための負担についても市町村が責任をもつこと」、「市町村の判断で制度を柔軟に組み立てられること」で、住民のニーズに応え、地域の間で切磋琢磨することで、介護サービスの基盤が充実していくことが期待されていた。上記の流れを汲み、第 1 次地方分権一括法等で、居宅サービス、施設サービスの指定基準を条例委任することが定められ、続いて、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域包括支援センターの指定基準についても第 3 次地方分権一括法の成立に基づき、条例で定めることとなった。条例については、①厚生労働省令で定める基準に従うこととされているもの、②厚生労働省令で定める基準を標準とするもの、③厚生労働省令で定める基準を参酌することとされているものがあり、自治体等に参酌の余地がある状態となっている。

なお、令和 2 年 12 月 23 日に社会保障審議会介護給付費分科会の「令和 3 年度介護報酬改定に関する審議報告」では、「人員配置基準等について、自治体ごとに異なる解釈や取扱い（いわゆるローカルルール）が行われている状況について、引き続き実態の把握を行うとともに、対応を検討していくべきである。」と報告された。

本事業では、自治体ごとの介護保険サービスの省令における解釈・運用状況の調査を実施し、自治体及び介護保険サービスの実態を把握することを目的とした。

2 事業内容

(1) 自治体向けアンケートの実施

アンケート調査は全国の自治体（都道府県、市町村）等の介護事業の指定権限者を対象に実施した。人員配置基準等について、「兼務」の範囲等、自治体毎に異なる解釈や取扱い等について把握することを目的に実施した。また、アンケート調査の結果を、後続のヒアリング調査の対象候補選定やヒアリング項目の設定の際の参考とした。なお、アンケート調査の対象や設問内容は、検討委員会での意見収集や議論を踏まえ決定した。

(2) ヒアリング調査

自治体アンケートの結果や委員の提案等から 5 つの自治体を抽出し、ヒアリングを実施した。ヒアリングにおいては、自治体の省令の解釈、運用の実態、背景事情等の詳細について調査を行った。

(3) 報告書の作成

上記の調査結果を本稿事業報告書に取りまとめた。事業報告書は今後、我が国において行政をはじめ研究者や業界団体、介護サービス事業者等に広く参考にされることを念頭

に作成した。

3 実施体制

(1) 調査検討会の構成

<構成員>

(敬称略、五十音順、◎は座長)

団体名	所属	構成員名
静岡県公立大学法人 静岡県立大学	経営情報学部 経営情報学科 教授	◎東野 定律
栃木県	保健福祉部 高齢対策課長	浅野 尚志
豊島区	保健福祉部 介護保険課長	井上 浩徳
民間介護事業推進委員会	代表委員	黒木 悦子
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会	介護保険事業等経営委員会委員長	榊田 和平
公益社団法人 全国老人保健施設協会	社会保障制度委員会消費税部会員 特定医療法人社団研精会本部顧問	真鍋 昌世

<オブザーバー>

(敬称略)

所属	名前
厚生労働省 老健局 老人保健課 課長補佐	阪田 慎一郎
厚生労働省 老健局 老人保健課 課長補佐	平野 慧
厚生労働省 老健局 老人保健課 企画法令係 主査	池田 鎮

<事務局>

所属	名前
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 シニアマネージャー	足立 圭司
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 シニアコンサルタント	古川 和良
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 コンサルタント	金尾 翔悟
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 コンサルタント	奈良 夕貴

4 事業スケジュール

事業スケジュールは以下の通り。

図表 1 スケジュール

	令和2年4月	5月	6月	7月	8月	9月
事業 実 施 内 容						
	10月	11月	12月	令和3年1月	2月	3月
事業 実 施 内 容	●第1回●第2回●第3回 納品★ 基本情報の整理 アンケート設計 アンケート修正 アンケート配布 アンケート回答期間 アンケート結果整理 ヒアリング調査設計 ヒアリング調査実施 報告書作成 報告書修正 委員の決定・事業説明・意見					

II. アンケート調査

1 調査の目的

指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所の指定権限者を対象に、人員配置基準等について、「兼務」の範囲等、自治体毎に異なる解釈や取扱い等の詳細について把握することを目的に実施した。

2 調査概要

【調査方法】

Excel の調査票をメールで送付し、WEB にアップロード及び、メール返信にて回収

【調査対象】

各都道府県及び、市区町村

(広域連合等に委託を実施している自治体を含む)

【発送数】

悉皆

【発送方法】

各都道府県の介護保険担当所管に送付し、各都道府県から各市区町村の関係所管に回付

【調査時期】

2021 年 12 月～2022 年 1 月

【調査実績】

発送数：47 都道府県

回収数：都道府県 37 市区町村 773 計 810

3 調査結果

<調査結果サマリー>

【問い合わせについて】

- 問 11. 人員配置基準について、問い合わせの頻度が高いものをお答えください。(単数回答)

全体では「人員配置基準のうち、「兼務の範囲について」が最も多く 59.0%、次いで「人員配置基準のうち、役職ごとの「資格要件」について」が 13.8%だった。

図表 2 問い合わせの頻度が高いもの

	調査数	人員配置基準のうち、「実情に応じた適当数」について	人員配置基準のうち、「兼務」の範囲について	人員配置基準のうち、役職ごとの「資格要件」について	人員配置基準のうち、「同一敷地」「サテライト」間における「兼務」について	その他	無回答
全体	810	10.7	59.0	13.8	5.4	10.0	1.0
都道府県	37	5.4	64.9	21.6	5.4	2.7	0.0
政令指定都市	12	16.7	66.7	0.0	16.7	0.0	0.0
中核市	43	2.3	83.7	4.7	2.3	7.0	0.0
市町村	605	12.6	55.2	14.4	4.5	12.2	1.2
広域連合に含まれる市町村	113	5.3	67.3	13.3	10.6	2.7	0.9

その他 記入件数 計 85 件

○ 「問い合わせが特にない」等 (70 件)

等

【問い合わせ内容の連絡・記録】

- 問 12. 人員配置基準について問い合わせがあった場合、部署内での連絡・書面化の状況について、お答えください。(単数回答)

全体では「問い合わせがあった場合は、書面等に記録を残し、部署内に情報共有している」が最も多く、27.7%、「問い合わせがあっても特に記録には残していない」が次いで23.8%だった。

図表 3 部署内での連絡・書面化の状況

	調査数	問い合わせがあっても特に記録には残していない	問い合わせがあった場合は、書面等に記録を残している	問い合わせがあった場合は、書面等に記録を残し、部署内に情報共有している	問い合わせがあった場合は、書面等に記録を残していないが部署内で情報共有をしている。	その他	無回答
全体	810	23.8	15.6	27.7	21.7	10.7	0.5
都道府県	37	0.0	13.5	54.1	8.1	24.3	0.0
政令指定都市	12	8.3	8.3	16.7	41.7	25.0	0.0
中核市	43	9.3	0.0	32.6	18.6	39.5	0.0
市町村	605	28.9	18.0	26.3	18.8	7.4	0.5
広域連合に含まれる市町村	113	11.5	9.7	25.7	40.7	11.5	0.9

その他 記入件数 計 82 件

○ 「簡単なものや解釈が出ているものは記録せず、解釈をして判断したものを記録している」等(63 件)

○ 「問い合わせが特にない」等(19 件)

等

【管理上支障がない場合の定義について】

- 問 13. 人員配置基準の解釈の考え方について省令で定められた「管理上支障がない場合」の定義について具体的な数値等を設けていますか。

全体では「状況を確認し、極端な事例でない場合は「管理上支障ない」としている」が最も多く、86.8%、「部署内で参考となる数値等を設定している」が次いで2.7%だった。

図表 4 省令で定められた「管理上支障がない場合」の定義について具体的な数値等

	調査数	自治体で 条例で具 体的な数 値等を設 定している	ガイドラ イン・手引 き等で具 体的な数 値等を設 定している	部署内で 参考とな る数値等 を設定して いる	状況を確認し、極端な事例でない場合は「管理上支障ない」としている	その他	無回答
全体	810	0.2	1.9	2.7	86.8	8.1	0.2
都道府県	37	0.0	2.7	5.4	89.2	2.7	0.0
政令指定都市	12	0.0	8.3	25.0	66.7	0.0	0.0
中核市	43	0.0	7.0	9.3	76.7	7.0	0.0
市町村	605	0.3	0.7	2.1	88.8	7.9	0.2
広域連合に含まれる市町村	113	0.0	5.3	0.0	81.4	12.4	0.9

その他 記入件数 計 65 件

- 「所属する都道府県、近隣自治体を参考に判断」等（28 件）
- 「状況により判断」等（8 件）
- 「具体的な職種数、勤務時間（常勤換算数）等を定めている」等（5 件）
- 「特になし」等（22 件）

等

- 問 14. 人員配置基準の解釈の考え方について省令で定められた「利用者の処遇に支障がない」範囲の定義について具体的な定義についてお答えください。（自由記述）

記入件数 計 25 件

- 「2 職種まで（推奨含む）」等（12 件）
- 「3 職種まで」等（4 件）
- 「常勤換算、業務状況で判断」等（3 件）
- 「都道府県に準じている」等（3 件）
- 「同一敷地内のみ可」等（2 件）
- 「職種ごとに判断」（1 件）

等

- 問 15. 人員配置基準の解釈の考え方について省令で定められた「利用者の処遇に支障がない」範囲の定義について具体的な数値等を設けていますか。

全体では「状況を確認し、極端な事例でない場合は「利用者の処遇に支障がない」としている」が最も多く、92.2%、「部署内で参考となる数値等を設定している」が次いで0.9%だった。

図表 5 「利用者の処遇に支障がない」範囲の定義について具体的な数値等

	調査数	自治体で 条例で具 体的な数 値等を設 定している	ガイドラ イン・手引 き等で具 体的な数 値等を設 定している	部署内で 参考とな る数値等 を設定して いる	状況を確認し、極端な事例でない場合は「利用者の処遇に支障がない」としている	その他	無回答
全体	810	0.1	0.4	0.9	92.2	6.2	0.2
都道府県	37	0.0	0.0	2.7	94.6	2.7	0.0
政令指定都市	12	0.0	0.0	8.3	91.7	0.0	0.0
中核市	43	0.0	4.7	2.3	88.4	4.7	0.0
市町村	605	0.2	0.2	0.7	92.1	6.8	0.2
広域連合に含まれる市町村	113	0.0	0.0	0.0	93.8	5.3	0.9

その他 記入件数 計 49 件

- 「所属する都道府県、近隣自治体を参考に判断」等（28 件）
- 「状況により判断」等（8 件）
- 「具体的な職種数、勤務時間（常勤換算数）等を定めている」等（5 件）

等

- 問 16. 「利用者の処遇に支障がない」の具体的な定義についてお答えください。

記入件数 計 9 件

- 「2 職種まで」（4 件）
- 「3 職種」（2 件）
- 「都道府県に準じている」（1 件）
- 「首長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内」（1 件）
- 「職種ごとに判断」（1 件）

等

- 問 17.「管理上支障がない場合」「利用者の処遇に支障がない」「実情に応じた適当数」等の定義について他の自治体と認識が違う等の問い合わせがあったケースがあれば具体例をあげてください。

記入件数 計 170 件

- 「兼務の職種数」等 (13 件)
- 「管理者と機能訓練指導員を兼務する場合、加算の算定の可否(個別機能訓練加算は算定できないのが原則だが、加算できる自治体がある)」等 (2 件)
- 「都道府県の指定サービスとの整合性」等 (2 件)
- 「具体的な定義・勤務時間」等 (2 件)
- 「他の自治体と違う解釈をしている(自分たちが国の解釈に沿っている場合)、該当の自治体に確認をとった」等 (2 件)

<その他>

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員配置基準について、定期巡回サービスを行う訪問介護員と随時訪問サービスを行う訪問介護員を兼務可能としているが、他の自治体では兼務不可としていると聞いたケースがある。」(1 件)
- 「管理者の配置における専従要件について、「管理上支障がない場合」であっても、勤務時間又はサービス提供時間を通じて管理業務に従事している必要があるとしている自治体があると聞いている。(例：通所介護において、管理者と個別機能訓練加算の人員要件である機能訓練指導員とで、勤務表上明確に時間を分けて、それぞれの時間帯で専従している場合に、管理上支障がない場合であっても、要件を満たさないとする自治体がある。)」(1 件)
- 「居宅介護支援事業所の管理者兼ケアマネ 1 名のみの事業所について、1 週間の営業日を、週 5 日(40 時間)から週 4 日(週 32 時間)に変更して常勤とし、残りの 1 日をグループホームの非常勤の計画作成担当者として勤務可能か問い合わせがあり、国は、週 4 日では、居宅介護支援事業所の管理者として管理上支障があるとの回答があり、県は、週 32 時間勤務しているため、居宅介護支援事業所の管理者の常勤を満たし、1 日はグループホームで非常勤として兼務可能という回答であったが、仮に両方の事業所の勤務時間を常勤換算すると、1 人の人間が 1.0 以上の換算となるため、町としてはそれぞれの事業所で非常勤として扱う旨の回答を行った。」(1 件)
- 「特になし」(138 件)

等

【管理者の兼務（同一事業所）】

- 問 18. 管理者の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲についてお答えください。

【管理者の兼務（同一事業所内）】（施設系サービス）

全体では「状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている」が最も多く、39.6%、「管理者と別の職種の兼務は認められている（上限なし）、管理者と別の職種の兼務は認められている（上限あり）」が共に次いで 18.9%だった。また指定権限を自治体・団体で見ると、広域連合では「管理者と別の職種の兼務は認められている（上限あり）」が 100%だった。

図表 6 施設系サービス:認められている範囲について

	調査数	管理者と別の職種の兼務は認められていない	管理者と別の職種の兼務は認められている(上限なし)	管理者と別の職種の兼務は認められている(上限あり)	介護サービスにより異なるものがある	状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている	その他	無回答
全体	106	0.9	18.9	18.9	9.4	39.6	12.3	0.0
都道府県	37	2.7	16.2	5.4	18.9	45.9	10.8	0.0
政令指定都市	12	0.0	16.7	25.0	0.0	58.3	0.0	0.0
中核市	43	0.0	20.9	18.6	7.0	34.9	18.6	0.0
市町村	7	0.0	42.9	0.0	0.0	42.9	14.3	0.0
広域連合に含まれる市町村	7	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【管理者の兼務（同一事業所内）】（在宅系サービス）

全体では「状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている」が最も多く、44.4%、「管理者と別の職種の兼務は認められている（上限なし）、管理者と別の職種の兼務は認められている（上限あり）」が共に次いで 23.6%だった。また指定権限を自治体・団体でみると、広域連合に含まれる市町村では「管理者と別の職種の兼務は認められている（上限あり）」が 70.0%で最も多く、次いで「状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている」で 30.0%だった。

図表 7 在宅系サービス：管理者の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲

	調査数	管理者と別の職種の兼務は認められていない	管理者と別の職種の兼務は認められている(上限なし)	管理者と別の職種の兼務は認められている(上限あり)	介護サービスにより異なるものがある	状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている	その他	無回答
全体	144	1.4	17.4	23.6	5.6	44.4	6.9	0.7
都道府県	37	0.0	16.2	10.8	2.7	56.8	10.8	2.7
政令指定都市	12	0.0	16.7	25.0	16.7	41.7	0.0	0.0
中核市	43	0.0	20.9	25.6	9.3	34.9	9.3	0.0
市町村	32	6.3	25.0	6.3	3.1	53.1	6.3	0.0
広域連合に含まれる市町村	20	0.0	0.0	70.0	0.0	30.0	0.0	0.0

【管理者の兼務（同一事業所内）】（施設系サービス（地域密着型））

全体では「状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている」が最も多く、50.4%、「管理者と別の職種の兼務は認められている（上限なし）」が次いで 23.3%だった。

図表 8 施設系サービス（地域密着型）：管理者の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲

	調査数	管理者と別の職種の兼務は認められていない	管理者と別の職種の兼務は認められている(上限なし)	管理者と別の職種の兼務は認められている(上限あり)	介護サービスにより異なるものがある	状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている	その他	無回答
全体	754	2.1	23.3	14.3	1.7	50.4	8.0	0.1
都道府県	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市	12	0.0	16.7	25.0	0.0	58.3	0.0	0.0
中核市	43	0.0	18.6	23.3	11.6	34.9	11.6	0.0
市町村	589	2.7	27.0	12.6	0.8	47.9	8.8	0.2
広域連合に含まれる市町村	110	0.0	6.4	19.1	2.7	69.1	2.7	0.0

【管理者の兼務（同一事業所内）】（在宅系サービス（地域密着型））

図表 9 在宅系サービス（地域密着型）：管理者の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲

	調査数	管理者と別の職種の兼務は認められていない	管理者と別の職種の兼務は認められている(上限なし)	管理者と別の職種の兼務は認められている(上限あり)	介護サービスにより異なるものがある	状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている	その他	無回答
全体	754	2.3	22.9	14.2	1.2	51.6	7.8	0.0
都道府県	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市	12	0.0	25.0	25.0	8.3	41.7	0.0	0.0
中核市	43	0.0	20.9	20.9	11.6	34.9	11.6	0.0
市町村	588	2.9	26.4	12.6	0.3	49.3	8.5	0.0
広域連合に含まれる市町村	111	0.0	5.4	18.9	0.9	71.2	3.6	0.0

【管理者の兼務（同一事業所内）】（指定居宅介護支援）

全体では「状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている」が最も多く、41.8%、「管理者と別の職種の兼務は認められている（上限なし）」が次いで 32.8%だった。また指定権限を自治体・団体でみると、政令指定都市では「管理者と別の職種の兼務は認められている（上限なし）」が 41.7%で最も多く、次いで「管理者と別の職種の兼務は認められている（上限あり）」と「状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている」が 25.0%だった。

図表 10 指定居宅介護支援：管理者の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲

	調査数	管理者と別の職種の兼務は認められていない	管理者と別の職種の兼務は認められている(上限なし)	管理者と別の職種の兼務は認められている(上限あり)	状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている	その他	無回答
全体	760	2.1	32.8	15.0	41.8	7.6	0.7
都道府県	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市	12	0.0	41.7	25.0	25.0	8.3	0.0
中核市	43	0.0	27.9	34.9	23.3	11.6	2.3
市町村	594	2.7	32.8	11.6	44.9	7.4	0.5
広域連合に含まれる市町村	111	0.0	33.3	24.3	34.2	7.2	0.9

【管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）】

- 問 19. 管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）について、認められている範囲についてお答えください。

【管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）】（施設系サービス）

全体では「状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている」が最も多く、39.6%、「管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限あり）」が次いで15.1%だった。また指定権限を自治体・団体でみると、広域連合では「管理者と別の職種の兼務は認められている（上限あり）」が100%だった。

図表 11 施設系サービス：管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）について、認められている範囲

	調査数	管理者の 複数の事 業所での 兼務は認 められて いない	管理者の 複数の事 業所での 兼務は認 められて いる(上限 なし)	管理者の 複数の事 業所での 兼務は認 められて いる(上限 あり)	兼務元 (管理者) の介護 サービス により異 なるもの がある	兼務先の 介護サー ビスによ り異なる ものがある	状況を聞 いて、極 端なケー スではな い場合は 認めてい る	その他	無回答
全体	106	11.3	9.4	15.1	0.9	8.5	39.6	15.1	0.0
都道府県	37	16.2	5.4	5.4	2.7	5.4	54.1	10.8	0.0
政令指定都市	12	0.0	0.0	16.7	0.0	16.7	41.7	25.0	0.0
中核市	43	14.0	11.6	11.6	0.0	11.6	32.6	18.6	0.0
市町村	7	0.0	42.9	0.0	0.0	0.0	42.9	14.3	0.0
広域連合に含まれる市町村	7	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）】（在宅系サービス）

全体では「状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている」が最も多く、36.1%、「管理者の複数の事業所での兼務は認められていない」が次いで19.4%だった。また指定権限を自治体・団体でみると、広域連合では「管理者と別の職種の兼務は認められている（上限あり）」が35.0%で最も多く、次いで「管理者の複数の事業所での兼務は認められていない」と「状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている」で30.0%だった。

図表 12 在宅系サービス：管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）について、認められている範囲

	調査数	管理者の 複数の事 業所での 兼務は認 められて いない	管理者の 複数の事 業所での 兼務は認 められて いる(上限 なし)	管理者の 複数の事 業所での 兼務は認 められて いる(上限 あり)	兼務元 (管理者) の介護 サービス により異 なるもの がある	兼務先の 介護サー ビスによ り異なる ものがある	状況を聞 いて、極 端なケー スではな い場合は 認めてい る	その他	無回答
全体	144	19.4	7.6	12.5	2.8	7.6	36.1	13.2	0.7
都道府県	37	13.5	2.7	8.1	2.7	5.4	43.2	21.6	2.7
政令指定都市	12	25.0	0.0	0.0	8.3	25.0	33.3	8.3	0.0
中核市	43	9.3	9.3	16.3	2.3	14.0	34.9	14.0	0.0
市町村	32	31.3	18.8	3.1	3.1	0.0	34.4	9.4	0.0
広域連合に含まれる市町村	20	30.0	0.0	35.0	0.0	0.0	30.0	5.0	0.0

【管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）】（施設系サービス（地域密着型））

全体では「状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている」が最も多く、42.3%、「管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）」が次いで17.5%だった。また指定権限を自治体・団体でみると、政令指定都市では「管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限あり）」と「状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている」が25.0%で最も多かった。

図表 13 施設系サービス（地域密着型）：管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）について、認められている範囲

	調査数	管理者の 複数の事 業所での 兼務は認 められて いない	管理者の 複数の事 業所での 兼務は認 められて いる(上限 なし)	管理者の 複数の事 業所での 兼務は認 められて いる(上限 あり)	兼務元 (管理者) の介護 サービス により異 なるもの がある	兼務先の 介護サー ビスによ り異なる ものがある	状況を聞 いて、極 端なケー スではな い場合は 認めてい る	その他	無回答
全体	754	14.5	17.5	9.4	1.9	2.4	42.3	12.1	0.0
都道府県	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市	12	8.3	8.3	25.0	0.0	16.7	25.0	16.7	0.0
中核市	43	16.3	9.3	14.0	2.3	9.3	32.6	16.3	0.0
市町村	589	14.8	21.1	8.3	1.5	1.7	39.4	13.2	0.0
広域連合に含まれる市町村	110	12.7	2.7	11.8	3.6	1.8	63.6	3.6	0.0

【管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）】（在宅系サービス（地域密着型））

全体では「状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている」が最も多く、43.0%、「管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）」が次いで17.4%だった。また指定権限を自治体・団体でみると、政令指定都市では「兼務先のサービスにより異なるものがある」が33.3%で最も多かった。

図表 14 在宅系サービス（地域密着型）：管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）について、認められている範囲

	調査数	管理者の 複数の事 業所での 兼務は認 められて いない	管理者の 複数の事 業所での 兼務は認 められて いる(上限 なし)	管理者の 複数の事 業所での 兼務は認 められて いる(上限 あり)	兼務元 (管理者) の介護 サービス により異 なるもの がある	兼務先の 介護サー ビスによ り異なる ものがある	状況を聞 いて、極 端なケー スではな い場合は 認めてい る	その他	無回答
全体	754	14.1	17.4	8.5	1.6	2.9	43.0	12.3	0.3
都道府県	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市	12	16.7	8.3	0.0	0.0	33.3	25.0	16.7	0.0
中核市	43	7.0	11.6	14.0	7.0	9.3	32.6	18.6	0.0
市町村	588	14.6	20.7	7.8	0.9	2.2	40.1	13.3	0.3
広域連合に含まれる市町村	111	13.5	2.7	10.8	3.6	0.9	64.0	4.5	0.0

【管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）】（指定居宅介護支援）

全体では「状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている」が最も多く、40.5%、「管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）」が次いで18.4%だった。また指定権限を自治体・団体でみると、政令指定都市では「管理者の複数の事業所での兼務は認められていない」が25.0%で最も多かった。

図表 15 指定居宅介護支援：管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）について、認められている範囲

	調査数	管理者の複数の事業所での兼務は認められていない	管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）	管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限あり）	兼務元（管理者）の介護サービスにより異なるものがある	兼務先の介護サービスにより異なるものがある	状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている	その他	無回答
全体	760	18.0	18.4	7.8	0.0	2.9	40.5	12.2	0.1
都道府県	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市	12	25.0	16.7	16.7	0.0	16.7	16.7	8.3	0.0
中核市	43	20.9	9.3	18.6	0.0	7.0	30.2	14.0	0.0
市町村	594	18.4	21.4	6.6	0.0	2.5	39.1	12.0	0.2
広域連合に含まれる市町村	111	14.4	6.3	9.0	0.0	1.8	55.0	13.5	0.0

【管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）】

- 問 20. 管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）について、認められている範囲についてお答えください。

【管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）】（施設系サービス）

全体では「状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている」が最も多く、47.2%、「管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）」が次いで 37.7%だった。また指定権限を自治体・団体でみると、広域連合では「管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）」が 100%だった。

図表 16 施設系サービス：管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）について、認められている範囲

	調査数	管理者の 複数の事 業所での 兼務は認 められて いない	管理者の 複数の事 業所での 兼務は認 められて いる(上限 なし)	管理者の 複数の事 業所での 兼務は認 められて いる(上限 あり)	サービス により異な るものがある	状況を聞 いて、極 端なケー スではな い場合は 認めてい る	その他	無回答
全体	106	1.9	37.7	6.6	2.8	47.2	3.8	0.0
都道府県	37	0.0	29.7	2.7	2.7	59.5	5.4	0.0
政令指定都市	12	8.3	16.7	16.7	8.3	50.0	0.0	0.0
中核市	43	0.0	41.9	9.3	2.3	44.2	2.3	0.0
市町村	7	14.3	28.6	0.0	0.0	42.9	14.3	0.0
広域連合に含まれる市町村	7	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）】（在宅系サービス）

全体では「状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている」が最も多く、45.8%、「管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）」が次いで32.6%だった。また指定権限を自治体・団体でみると、広域連合では「管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）」、「状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている」が35.0%で並んだ。

図表 17 在宅系サービス：管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）について、認められている範囲

	調査数	管理者の 複数の事業 所での 兼務は認め られて いない	管理者の 複数の事業 所での 兼務は認め られて いる（上限 なし）	管理者の 複数の事業 所での 兼務は認め られて いる（上限 あり）	サービス により異な るものがある	状況を聞 いて、極 端なケー スではな い場合は 認めてい る	その他	無回答
全体	144	2.1	32.6	10.4	3.5	45.8	4.9	0.7
都道府県	37	0.0	24.3	8.1	2.7	54.1	8.1	2.7
政令指定都市	12	0.0	16.7	16.7	8.3	50.0	8.3	0.0
中核市	43	0.0	41.9	4.7	7.0	44.2	2.3	0.0
市町村	32	9.4	34.4	6.3	0.0	43.8	6.3	0.0
広域連合に含まれる市町村	20	0.0	35.0	30.0	0.0	35.0	0.0	0.0

【管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）】（施設系サービス（地域密着型））

全体では「状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている」が最も多く、46.8%、「管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）」が次いで25.2%だった。

図表 18 施設系サービス（地域密着型）：管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）について、認められている範囲

	調査数	管理者の 複数の事業 所での 兼務は認め られて いない	管理者の 複数の事業 所での 兼務は認め られて いる（上限 なし）	管理者の 複数の事業 所での 兼務は認め られて いる（上限 あり）	サービス により異な るものがある	状況を聞 いて、極 端なケー スではな い場合は 認めてい る	その他	無回答
全体	754	6.9	25.2	8.6	2.7	46.8	9.3	0.5
都道府県	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市	12	0.0	16.7	25.0	0.0	58.3	0.0	0.0
中核市	43	0.0	37.2	9.3	7.0	44.2	2.3	0.0
市町村	589	8.5	26.7	7.8	2.0	43.6	10.7	0.7
広域連合に含まれる市町村	110	1.8	13.6	10.9	4.5	63.6	5.5	0.0

【管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）】（在宅系サービス（地域密着型））

全体では「状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている」が最も多く、47.5%、「管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）」が次いで25.6%だった。

図表 19 在宅系サービス（地域密着型）：管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）について、認められている範囲

	調査数	管理者の 複数の事 業所での 兼務は認 められて いない	管理者の 複数の事 業所での 兼務は認 められて いる(上限 なし)	管理者の 複数の事 業所での 兼務は認 められて いる(上限 あり)	サービス により異な るものがある	状況を聞 いて、極 端なケー スではな い場合は 認めてい る	その他	無回答
全体	754	6.8	25.6	8.2	1.6	47.5	9.9	0.4
都道府県	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市	12	0.0	16.7	16.7	0.0	50.0	16.7	0.0
中核市	43	0.0	41.9	4.7	7.0	44.2	2.3	0.0
市町村	588	8.3	26.9	7.8	1.2	44.2	11.1	0.5
広域連合に含まれる市町村	111	1.8	13.5	10.8	1.8	65.8	6.3	0.0

【管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）】（指定居宅介護支援）

全体では「状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている」が最も多く、45.4%、「管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）」が次いで24.9%だった。
また指定権限を自治体・団体でみると、政令指定都市では「管理者の複数の事務所での兼務は認められている（上限なし）」が41.7%で最も多く、次いで「状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている」が33.3%だった。

図表 20 指定居宅介護支援：管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）について、認められている範囲

	調査数	管理者の 複数の事 業所での 兼務は認 められて いない	管理者の 複数の事 業所での 兼務は認 められて いる(上限 なし)	管理者の 複数の事 業所での 兼務は認 められて いる(上限 あり)	サービス により異な るものがある	状況を聞 いて、極 端なケー スではな い場合は 認めてい る	その他	無回答
全体	760	10.4	24.9	8.0	0.8	45.4	10.3	0.3
都道府県	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市	12	0.0	41.7	16.7	0.0	33.3	8.3	0.0
中核市	43	2.3	37.2	11.6	0.0	41.9	7.0	0.0
市町村	594	12.5	25.9	7.1	0.7	43.1	10.4	0.3
広域連合に含まれる市町村	111	3.6	12.6	10.8	1.8	60.4	10.8	0.0

【介護支援専門員の兼務（同一事業所内）】

- 問 22. 介護支援専門員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲についてお答えください。

【介護支援専門員の兼務（同一事業所内）】（施設系サービス）

全体では「同一事業所内の別の職種との兼務を認めている」が最も多く、86.8%、「同一事業所内の管理者のみ兼務を認めている」が 1.9%だった。

図表 21 施設系サービス：介護支援専門員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲

	調査数	兼務は認めていない	同一事業所内の別の職種との兼務を認めている	同一事業所内の管理者のみ兼務を認めている	その他	無回答
全体	106	0.9	86.8	1.9	10.4	0.0
都道府県	37	0.0	83.8	0.0	16.2	0.0
政令指定都市	12	0.0	91.7	8.3	0.0	0.0
中核市	43	2.3	86.0	2.3	9.3	0.0
市町村	7	0.0	85.7	0.0	14.3	0.0
広域連合に含まれる市町村	7	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

【介護支援専門員の兼務（同一事業所内）】（施設系サービス（地域密着型））

全体では「同一事業所内の別の職種との兼務を認めている」が最も多く、76.8%、「同一事業所内の管理者のみ兼務を認めている」が次いで4.6%だった。また指定権限を自治体・団体でみると、広域連合では「同一事業所内の別の職種との兼務を認めている」が78.2%だった。

図表 22 施設系サービス（地域密着型サービス）：介護支援専門員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲

	調査数	兼務は認めていない	同一事業所内の別の職種との兼務を認めている	同一事業所内の管理者のみ兼務を認めている	その他	無回答
全体	754	6.4	76.8	4.6	11.7	0.5
都道府県	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市	12	0.0	91.7	0.0	8.3	0.0
中核市	43	2.3	88.4	2.3	7.0	0.0
市町村	589	7.5	75.4	4.4	12.1	0.7
広域連合に含まれる市町村	110	2.7	78.2	7.3	11.8	0.0

【生活相談員の兼務（同一事業所内）】

- 問 23. 生活相談員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲についてお答えください。

【生活相談員の兼務（同一事業所内）】（施設系サービス）

全体では「同一事業所内の別の職種との兼務を認めている」が最も多く、69.8%、「兼務は認めていない」が次いで3.8%だった。

図表 23 施設系サービス：生活相談員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲

	調査数	兼務は認めていない	同一事業所内の別の職種との兼務を認めている	同一事業所内の管理者のみ兼務を認めている	その他	無回答
全体	106	3.8	69.8	1.9	24.5	0.0
都道府県	37	2.7	70.3	2.7	24.3	0.0
政令指定都市	12	0.0	91.7	0.0	8.3	0.0
中核市	43	7.0	74.4	2.3	16.3	0.0
市町村	7	0.0	71.4	0.0	28.6	0.0
広域連合に含まれる市町村	7	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

【生活相談員の兼務（同一事業所内）】（在宅系サービス）

全体では「同一事業所内の別の職種との兼務を認めている」が最も多く、66.7%、「同一事業所内の管理者のみ兼務を認めている」が次いで9.0%だった。

図表 24 在宅系サービス：生活相談員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲

	調査数	兼務は認めていない	同一事業所内の別の職種との兼務を認めている	同一事業所内の管理者のみ兼務を認めている	その他	無回答
全体	144	4.9	66.7	9.0	16.7	2.8
都道府県	37	5.4	73.0	2.7	13.5	5.4
政令指定都市	12	0.0	91.7	8.3	0.0	0.0
中核市	43	4.7	67.4	7.0	18.6	2.3
市町村	32	9.4	65.6	6.3	15.6	3.1
広域連合に含まれる市町村	20	0.0	40.0	30.0	30.0	0.0

【生活相談員の兼務（同一事業所内）】（在宅系サービス（地域密着型））

全体では「同一事業所内の別の職種との兼務を認めている」が最も多く、64.3%、「同一事業所内の管理者のみ兼務を認めている」が次いで9.4%だった。

図表 25 在宅系サービス（地域密着型サービス）：生活相談員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲

	調査数	兼務は認めていない	同一事業所内の別の職種との兼務を認めている	同一事業所内の管理者のみ兼務を認めている	その他	無回答
全体	754	8.1	64.3	9.4	16.7	1.5
都道府県	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市	12	0.0	83.3	8.3	0.0	8.3
中核市	43	7.0	62.8	11.6	16.3	2.3
市町村	588	9.0	68.2	7.8	13.4	1.5
広域連合に含まれる市町村	111	4.5	42.3	17.1	36.0	0.0

【手引き・ガイドライン】

- 問 24. 人員配置基準についての手引き・ガイドラインの有無についてご回答ください。

人員配置基準についての手引き・ガイドラインの有無について全体では「ガイドライン・手引きは特にない」が最も多く、89.6%、「手引き・ガイドラインがあり公開している」が次いで4.9%だった。

図表 26 人員配置基準についての手引き・ガイドラインの有無

	調査数	手引き・ガイドライン があり公開している	手引き・ガイドライン はあるが公開していない	ガイドライン・手引き は特にない	無回答
全体	810	4.9	4.6	89.6	0.9
都道府県	37	21.6	8.1	67.6	2.7
政令指定都市	12	25.0	8.3	66.7	0.0
中核市	43	2.3	11.6	86.0	0.0
市町村	605	2.8	3.1	93.2	0.8
広域連合に含まれる市町村	113	9.7	8.0	81.4	0.9

【担当者間での情報共有】

- 問 25. 担当者間での解釈・運用の齟齬が出ないための工夫で実施しているものについてご回答ください。

全体では「部署内で複数の人間で判断している」が最も多く、75.2%、「指導・監査の部署と連携している」が次いで21.6%だった。

図表 27 担当者間での解釈・運用の齟齬が出ないための工夫

	調査数	Q & A を 作って公 開している	部署内で 定期的に 読み合わ せ等を実 施している	部署内で 複数の人 間で判断 している	マニュアル 等を作成 し、部署内 で共有し ている	指導・監 査の部署 と連携して いる	その他	無回答
全体	810	3.5	1.2	75.2	8.5	21.6	17.2	10.0
都道府県	37	10.8	0.0	86.5	21.6	48.6	24.3	2.7
政令指定都市	12	8.3	8.3	91.7	0.0	58.3	25.0	0.0
中核市	43	7.0	2.3	93.0	18.6	53.5	18.6	0.0
市町村	605	2.3	0.7	71.1	6.8	12.2	17.7	12.6
広域連合に含まれる市町村	113	5.3	3.5	85.0	10.6	46.9	10.6	3.5

その他の詳細

その他 記入件数

- 内部資料としてQ & Aを作成している。(29 件)
- 事業所からの質問については、質問票で受付。回答を事業者に送付し、課内回覧で共有している。(24 件)
- 疑義が生じる点については県に照会し、内容について引き継ぐ。(15 件)
- 担当者が少数なので工夫はしていない(13 件)
- 近隣市町村や県と随時、意見交換・相談をしている。(5 件)
- 申請時に課内決裁をしている。
- 事業所等からの問い合わせや回答を担当間で情報共有し、内容を公開している。
- 人員換算の計算シートの作成。チェックリストの作成を実施し利用している。(法改正に合わせて修正)
- 地域密着型サービスについては条例化している。

等

4 アンケート調査結果のまとめ

- 自治体窓口への人員配置基準についての問い合わせは、どの自治体においても「兼務の範囲について」と回答した割合が最も多かった（55.2%～83.7%）。
また、「その他」の問い合わせとして「問い合わせが特にない」（67件）等の回答があった。
- 人員配置基準について問い合わせがあった場合、部署内での連絡・書面化の状況については、全体では「問い合わせがあった場合は、書面等に記録を残し、部署内に情報共有している」が最も多く27.7%であり、特に都道府県においては54.1%と他の自治体よりも割合が多かった。また、全体では「問い合わせがあっても記録には残していない」が23.8%、「問い合わせがあった場合は、書面等に記録を残していないが、部署内に情報共有している」が21.7%だった。
- 兼務については、「管理者の兼務（同一事業所）」や「管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）」、「管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）」のいずれの場合でも、全サービスにおいて、全体では「状況を聞いて、極端なケースでない場合は認めている」が最も多かった。
管理者の兼務（同一事業所）では、「管理者と別の職種の兼務は認められている（上限あり）」が次いで多かったのは、在宅系サービスで、「管理者と別の職種の兼務は認められている（上限なし）」が次いで多かったのは、施設系サービス（地域密着型）、在宅系サービス（地域密着型）、指定居宅介護支援で、施設系サービスは、「管理者と別の職種の兼務は認められている（上限なし）」と「管理者と別の職種の兼務は認められている（上限あり）」が同数であった。
また、管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）では「管理者の複数の事業所での兼務は認めている（上限あり）」が次いで多かったのは、施設系サービス、在宅系サービスで「管理者の複数の事業所での兼務は認めている（上限なし）」は施設系サービス（地域密着型）、在宅系サービス（地域密着型）、指定居宅介護支援であった。
また、管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）では、全サービスで「管理者の複数の事業所での兼務は認めている（上限なし）」が次いで多かった。
「介護支援専門員の兼務（同一事業所内）」や「生活相談員の兼務（同一事業所内）」のいずれの場合でも、全サービスにおいて、全体では「同一事業所内の別の職種との兼務を認めている」が最も多く、次いで「同一事業所内の管理者のみ兼務を認めている」が多かった。

- 人員配置基準についての手引き・ガイドラインの有無については、全体では「ガイドライン・手引きは特にない」が 89.6%で最も多かった。市町村においては「ガイドライン・手引きは特にない」と回答した割合が 93.2%であり、全体（89.6%）よりも多い割合であった。また、全体では、「手引き・ガイドラインはあり、公開している」が 4.9%であった。
- 担当者間での解釈・運用の齟齬が出ないための工夫で実施しているものについては、全体では「部署内で複数の人間で判断している」が 75.2%で最も多く、次いで「指導・監査の部署と連携している」が次いで 21.6%だった。
「その他」の工夫としては、「内部資料としてQ&Aを作成している」（29件）や「事業所からの質問については、質問票で受付。回答を事業者に送付し、課内回覧で共有している。」（24件）等の回答があった。

III. ヒアリング調査

1 調査の目的

指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所の指定権限者を対象に、人員配置基準等について、「兼務」の範囲等、自治体毎に異なる解釈や取扱い、運用・解釈の背景状況の詳細について把握することを目的に実施した。

2 調査概要

<対象>

- ・ 都道府県（九州） 1 か所
- ・ 政令指定都市（近畿） 1 か所
- ・ 中核市（関東） 1 か所
- ・ 人口 5 万人以下の市町村（中国） 1 か所
- ・ 広域連合（北海道） 1 か所

<方法>

WEB によるインタビュー調査

<調査項目>

※特に、以下サービスを中心にヒアリングする。

- ・ 施設系 : 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、
特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護
認知症対応型共同生活介護
- ・ 訪問系 : 訪問介護、訪問入浴介護
夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 通所系 : 通所介護
- ・ その他 : 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
居宅介護支援

1. 基本情報

- ① 人員配置基準に関する条例、手引き、ガイドライン、Q&A 等の作成状況
- ② 問い合わせ内容に対する部署内、職員間での共有方法
- ③ 「管理上支障がない場合」の定義
- ④ 「利用者の処遇に支障がない場合」の定義
- ⑤ 同一敷地内の定義

2. 管理者の兼務について

① 同一事業所内の兼務

- ✓ 兼務の定義（同じ時間帯、別時間帯）
- ✓ 兼務を認めていない職種、条件等
- ✓ 兼務した際の常勤換算の算定方法
 - ・ それぞれの職種で1対1か、按分か
- ✓ 事業所・施設での実際の運用状況

以下、同内容について確認

② 同一敷地内の別の事業所の従業員

③ 同一敷地内の別の事業所の管理者

- ・ 介護保険外サービスと（養護、軽費、障害サービス等）の兼務

3. 介護支援専門員の兼務について

① 同一事業所内の兼務

- ✓ 兼務の定義（同じ時間帯、別時間帯）
- ✓ 兼務を認めていない職種、条件等
- ✓ 兼務した際の常勤換算の算定方法
 - ・ それぞれの職種で1対1か、按分か
- ✓ 事業所・施設での実際の運用状況

4. 生活相談員の兼務について

① 同一事業所内の兼務

- ✓ 兼務の定義（同じ時間帯、別時間帯）
- ✓ 兼務を認めていない職種、条件等
- ✓ 兼務した際の常勤換算の算定方法
 - ・ それぞれの職種で1対1か、按分か
- ✓ 事業所・施設での実際の運用状況

5. その他

① 兼務以外に自治体独自の解釈・判断が生じる内容

- ✓ 地域特性に応じて解釈・判断している内容
- ✓ これまで判断に苦慮した内容

② 介護支援専門員、計画作成担当者等のテレワークの取り扱い

③ 職員の外部研修等、外出の取り扱い

④ 問い合わせの多い内容とその対応方法

⑤ 他の自治体の状況を確認したい内容

3 調査結果

(1) 都道府県（九州）

【基本情報】

- 1 人員配置基準に関する条例、手引き、ガイドラインの作成状況
 - ・ 条例：有、 規則：有、 手引き・ガイドライン等：無
 - ・ 今年度は介護報酬の改定があり、人員配置基準に特化していないが、全体をまとめたものを掲載している。介護報酬改定があるたびでなく、今年だけである。
 - ・ 人員配置基準に関する問い合わせは多い。『介護報酬の解釈』を見ながら国の基準に沿って対応、回答している。
 - ・ 問い合わせ内容は、加算を取る時の兼務に関する内容が多い。
 - ・ 市町村からの問い合わせは地域密着型の施設と特養等が併設している場合の兼務で、それ以外で県としての考えを問われることは少ない。
- 2 問い合わせ内容に対する部署内、職員間での共有方法
 - ・ 指定申請、指導監査の係は分かれている。
 - ・ 指定は6名で対応。サービスごとに担当を2名配置。大きくは通所系、訪問系、施設系という分類だが、業務量によりその中でも細分化することもある。
 - ・ 監査は老人福祉法が4名、介護保険法が4～5名で分かれて対応。
 - ・ 指定の班内での情報共有は、個人で起案し班内で供覧。監査との情報共有は特別にはしない。監査が指定に合わせていると思う。
 - ・ 事業所側からみて、申請の時より監査の時に厳しくなるということも聞かれない。
 - ・ 新任は『介護報酬の解釈』を読み込む。担当2名中1名は経験者を配置し対応する。
 - ・ 問い合わせが多い内容は、特に加算を取る時の兼務についてである。人員基準上の兼務が特別多いわけではない。
- 3 「管理上支障がない場合」「利用者の処遇に支障がない場合」の定義
 - ・ 部署内で参考となる数値等を設定している。
 - ・ 管理者は3職種まで兼務可能（管理者+2職種）。
 - ・ いつからかは不明であるが、代々引き継がれている。
- 4 同一敷地内の定義
 - ・ 国の基準以上の解釈はしていない。
 - ・ 同一敷地内のみ兼務可能な対象としている（隣接、近接含まない）。
 - ・ 一体的に運用している施設は、同一敷地内か個別に判断している。

【管理者の兼務について】

① 同一事業所内の兼務（原則：管理者＋2 職種の計 3 職種まで）

✧ 兼務の定義（同じ時間帯、別時間帯）

- ・ 2 つの勤務を同じ時間帯に行うこと。

✧ 兼務を認めていない職種、条件等

- ・ 基本的に管理者と兼務できない職種はない。
- ・ 今までなかった事例で判断に困る場合は、国に問い合わせる。

✧ 兼務した際の常勤換算の算定方法（それぞれの職種で 1 対 1 か、按分か）

- ・ 介護支援専門員は基準のように、兼務を行う他の職種に係る常勤換算上も当該介護支援専門員の勤務時間の全体を他の職務に係る勤務時間として算入することができる場合等、算入可能と明記がある場合を除き、介護職員等の常勤換算で計算する職種は実際に勤務した時間で算定。
- ・ 管理者と生活相談員を兼務している場合は、それぞれ 1 名配置しているとなる。
- ・ 現状、サービス種別によって考え方の差はない。

✧ 事業所・施設での実際の運用状況

- ・ 施設系サービスでは、介護老人保健施設では医師との兼務、介護老人福祉施設では施設長との兼務が一般的であり、それ以外の職種と兼務しているのはほとんど聞いたことがない。
- ・ 施設系では管理者は専従が多い。通所系で介護職員または生活相談員と兼務している事例はある。

② 同一敷地内の別の事業所の従業員（原則：管理者＋2 職種の計 3 職種まで）

- ・ 支障がなければ特に制限はない。
- ・ 施設系では、管理者が別の事業所の従業員と兼務した例を聞いたことがない。
- ・ 介護保険外サービスとの兼務も可能である。

③ 同一敷地内の別の事業所の管理者（原則：管理者＋2 職種の計 3 職種まで）

- ・ ①、②と同様。
- ・ 管理者同士の兼務はよくある。施設系は介護老人福祉施設や地域密着型サービス等。
- ・ 3 職種兼務している事例としては、「介護保険サービスの管理者、障害福祉サービスの管理者、訪問介護員を兼任している例がある。

【介護支援専門員の兼務について】 ※考え方は【管理者】と同様

【生活相談員の兼務について】 ※考え方は【管理者】と同様

- ・ 同一事業所内の別の職種の兼務を認めている。職種の制限はない。
- ・ 実態として兼務していない職種はあると思う。
- ・ これまで、対応に苦慮した経験はない。

【その他】

- ① 兼務以外に自治体独自の解釈・判断が生じる内容
 - ✧ 地域特性に応じて解釈・判断している内容
 - ✧ これまで判断に苦慮した内容
 - ・ 人員配置基準では特になし。
 - ・ 対応に苦慮するのは、病院が特養や介護医療院に転換する時の設備基準。工事費用も多額なため、慎重な判断が必要で、国に問い合わせたことがあった。
- ② 介護支援専門員、計画作成担当者等のテレワークの取り扱い
 - ・ これまで事例がなく、現状判断できない。
- ③ 職員の外部研修等、外出の取り扱い
 - ・ 国が示すQ&Aや『介護報酬の解釈』通り。県としては定めていない。
- ④ 他の自治体の状況を確認したい内容
 - ・ 特になし。
 - ・ 今のところは、問い合わせは個別の対応で回っており、手引きを作成する必要性はない。
 - ・ 県下の市区町村で独自基準を設けているという話は聞いたことがない。

(2) 政令指定都市（近畿）

【基本情報】

- ① 人員配置基準に関する条例、手引き、ガイドラインの作成状況
 - ・ 条例：有、 手引き：有（指定の手引きと運営の手引き）、 ガイドライン：無
 - ・ 手引きは 7～8 年前からある。県から権限移譲された際に、流用して利用していると思われる。
 - ・ 現在は、制度改正等に合わせて見直し更新している。
 - ・ 手引きがないと問い合わせが殺到し、対応できないと思われる。
- ② 問い合わせ内容に対する部署内、職員間での共有方法
 - ・ 指定と監査は、介護保険課の中で係が分かれている。居宅系で指定 5 名、指導 10 名。施設系は指定 10 名、指導は 5 名。
 - ・ その場で回答できない内容は、課内で相談の上、書面に残して供覧する。
 - ・ 過去のデータがある場合、類似事例ではそれを参考にして対応する場合もある。
 - ・ 新任職員は、先輩職員からの指導や手引きを読み込み対応する。
- ③ 「管理上支障がない場合」の定義
 - ・ 手引きで具体的な数値等を設定している。
 - 管理者+1 職種の計 2 職種まで（全サービス共通）
 - 管理者は、勤務日においては、1 日の労働時間の半分以上は管理業務に就くこと。
 - ・ 県の考え方を踏襲している。何か変更する際は県や他の政令指定都市に聞く。
 - ・ 例外は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護。管理者、オペレーター、訪問介護員の兼務が可能である。
- ④ 「利用者の処遇に支障がない場合」の定義
 - ・ 状況を確認し、極端な事例でない場合以外認める。極端な事例は却下する。
 - ・ 極端な事例として、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問看護のような同じ建物内にある 4 つのサービスの管理者を兼務したい」という話があった。全否定はしないが、従業者の勤怠を含めて本当に管理可能か確認し、最終的に 2 つの兼務になった。
- ⑤ 同一敷地内の定義
 - ・ 国の基準以上の解釈はしていない。
 - ・ 同一敷地内のみ兼務可能な対象としている（隣接、近接含まない）。
 - ・ 道を隔てていても建物が渡り廊下等で繋がっている場合は、現時点で該当するケ

ースはない。細かい事例は個別の状況を確認し、判断している。

【管理者の兼務について】

① 同一事業所内の兼務（原則、管理者+1 職種の計 2 職種まで）

✧ 兼務を認めていない職種、条件等

- ・ 介護老人福祉施設は、管理者と生活相談員、看護・介護職員との兼務は認めていない。これは管理者側としては兼務の制限はないが、生活相談員、看護・介護職員側の基準から制限があるため。
- ・ 認知症対応型共同生活介護の管理者は、複数のユニットがある場合、ユニットごとに別々である必要はなく 1 人でよい。
- ・ 施設系において、介護保険外サービスでの従業員との兼務は基本的に不可。実態としても例がないと思われる。

✧ 兼務した際の常勤換算の算定方法（それぞれの職種で 1 対 1 か、按分か）

- ・ 管理者は半分以上管理業務をする必要があるため、その業務と按分する。

✧ 事業所・施設での実際の運用状況

- ・ 特別養護老人ホームや介護老人保健施設は規模も従業員も多く、管理者が違う業務を兼務することはあまりない。管理者の兼務に係る相談も多くない。
- ・ 認知症対応型共同生活介護では、管理者が計画作成担当者や介護職員を兼務している場合がある。

② 同一敷地内の別の事業所の従業員（原則、管理者+1 職種の計 2 職種まで）

- ・ 管理者の兼務先が外に出るか、出ないかが 1 つの目安になっている。外に出る訪問介護員等との兼務は不可。外に出ると管理業務ができないと考えているため。

③ 同一敷地内の別の事業所の管理者（原則、管理者+1 職種の計 2 職種まで）

- ・ 養護老人ホームや軽費老人ホーム等との管理業務の兼務は可。
- ・ 障害福祉サービスは、担当課に確認が必要である。把握している事業所では障害者のグループホームが同じ敷地内にあっても、別の管理者を置いている。

【介護支援専門員の兼務について】

- ・ 同一事業所内の別の職種との兼務は基本的に認めている。
- ・ 施設系で、介護支援専門員が管理者以外の他の職種と兼務を行っている場合、按分せずにそれぞれの時間でカウントできる。
- ・ 小規模多機能型居宅介護は按分する。介護支援専門員は必要とされる時間があればよいと、非常勤でも構わない。
- ・ 介護支援専門員または生活相談員の兼務は多いように感じる。各々 1：1 という考

え方。介護職員との兼務もある。

【生活相談員の兼務について】

- ・ 介護支援専門員、機能訓練指導員との兼務が可能。ただし、生活相談員と機能訓練指導員両方の資格を持つ者は少なく、実際は難しいと感じる。
- ・ 施設系において直接処遇職員は、介護職員、看護職員、生活相談員の3職種は兼務が限定されている。

【その他】

- ① 兼務以外に自治体独自の解釈・判断が生じる内容
 - ・ 市内で運用の差はなく、具体的な相談もない。
- ② 介護支援専門員、計画作成担当者等のテレワークの取り扱い
 - ・ テレワークに関する基準はまだなく、現状判断不可。
 - ・ 認められる根拠がないため、国から基準が示されればそれに従う。
- ③ 職員の外部研修等、外出の取り扱い
 - ・ 特にない。常識的な範囲内での研修の参加は問題ない。
 - ・ ただし、1か月間管理者が研修で不在となるような状況は避けていただきたい。

(3) 中核市（関東）

【基本情報】

- ① 人員配置基準に関する条例、手引き、ガイドラインの作成状況
 - ・ 条例：有、 手引き：有（指定・許可申請等の手引き）、 ガイドライン：無
 - ・ 手引きは、中核市になった際に作成&公開。県の内容を流用している。
 - ・ 今後の更新のタイミングは決まっていない。更新内容は届け出の電子化や Q&A の反映を想定しているが、具体的に進んでいるわけではない。
 - ・ 独自基準も県の内容を引き継いでいる。
 - ✓ 介護老人福祉施設の 1 部屋の人数
 - ✓ 記録の保存期間（省令では 2 年だが 5 年）
 - ✓ 施設系サービスにおける災害用備蓄の努力義務の記載
 - ✓ 整備に関する基準
- ② 問い合わせ内容に対する部署内、職員間での共有方法
 - ・ 指定：介護保険課 11 名（訪問、通所、施設、地密の 4 種類にメインとサブ配置）
 - ・ 監査：福祉監査係 5 - 6 名
 - ・ 両方で共有しているエクセルファイルがあり、問い合わせ内容や対応を記録。即答できないとき、指定や監査時に疑義があったときは持ち帰りにする。
 - ・ 問い合わせが多い時期は、指定時、更新時のタイミングで、日ごろは多くない。
 - ・ 人員配置よりも設備に関する問い合わせが多いイメージである。
 - ・ 指定を行う介護保険課と監査を行う福祉監査係は、物理的に場所が離れているが、連携がとれており、今のところ支障や大きな問題はない。
 - ・ 新任職員は『介護報酬改定』を読み、イレギュラーなことは上司に確認する。
- ③ 「管理上支障がない場合」「利用者の処遇に支障がない場合」の定義
 - ・ 手引きで具体的な数値等を設定している。
 - ・ 県と同様にしている。基本的には例外は作らないこととしている。
 - ・ 定義ではなく、職種ごとに兼務要件を定めている。手引きの中に、「同一事業所内での兼務の例」を具体的に示している。
- ④ 同一敷地内の定義
 - ・ 基本的には、同一建物内と同義。同一敷地内のみ兼務可能な対象としている（隣接、近接含まない）。
 - ・ 一体的に運用されており道路を隔てた場合は、個別の状況を確認のうえ判断する。難しい場合であっても、否定するというよりは望ましくはないと回答する。

【管理者の兼務について】

① 同一事業所内の兼務（原則、管理者+1 職種の計 2 職種まで）

✧ 兼務の定義（同じ時間帯、別時間帯）

- ・ 2 つの勤務を同じ時間帯に行うこと。

✧ 兼務を認めていない職種、条件等

- ・ 基本的には管理者の兼務は 2 職種まで。手引きのみに記載している。
- ・ 職種数の設定は県にあわせている。例外は、定期巡回・随時訪問介護看護、夜間対応型訪問介護である。
- ・ 管理者と直接処遇職員の兼務は支障があると考えられるため、原則認めていない。（機能訓練指導員との兼務についても現時点では、認めない方向）
- ・ 管理者は事業所の責任者として事故等への対応が必要であり、現場で直接処遇を行う場合、支障があると考ええる。
- ・ グループホーム内のユニットごとの管理者は兼務が可能である。

（例）同事業内での兼務の例（一部抜粋）

訪問介護：管理者とサービス提供責任者（常勤の訪問介護員等）

通所介護：管理者と生活相談員

介護老人保健施設：管理者と医師

✧ 兼務した際の常勤換算の算定方法（それぞれの職種で 1 対 1 か、按分か）

- ・ 常勤換算でカウントしなければならない職種と兼務する場合、その職種として従事した時間で算定（例：看護職員と機能訓練指導員の兼務等）する。
- ・ 「管理者と生活相談員」の兼務等は、常勤換算に影響しないため、それぞれに 1 名いるという考え方である。

✧ 事業所・施設での実際の運用状況

- ・ 管理者は通所系では兼務していることもあるが、施設系はほとんどない。

② 同一敷地内の別の事業所の従業員

原則不可（在宅のみ一部認める）である。

- ・ 時間を分けて勤務する分には可（同一時間帯の兼務は不可）である。

③ 同一敷地内の別の事業所の管理者

- ・ 可能であるが、介護保険外サービス側の基準による。
- ・ 障害福祉サービスとの兼務も可能。実際に兼務する場合は、担当課に確認の上判断することになる。

【介護支援専門員の兼務について】 ※基本的な考え方は管理者と同様

- ・ 介護支援専門員が兼務している事例がほとんどない。むしろ複数人配置している。
- ・ 介護支援専門員と介護職員の兼務する場合は、勤務時間に応じて按分。

【生活相談員の兼務について】 ※介護支援専門員と同様

- ・ 管理者側の規定で、支障がなければ他の業務に従事できる。生活相談員は専従も含めて規定はなく、基本的には両方兼務できる。
- ・ 実際の運用では、生活相談員が兼務している事例がほとんどない。通所系は管理者と兼務している場合があるが、施設はほとんどない。

【その他】

① 兼務以外に自治体独自の解釈・判断が生じる内容

- ・ 他自治体とは設備基準の比較が多く、人員配置基準はあまりない。

② 介護支援専門員、計画作成担当者等のテレワークの取り扱い

- ・ 他の市町村とも相談し、介護支援専門員の在宅勤務を認めた例がある。ただし、「個人情報を持ち帰らない（専用端末なら可）」、「常に対応できる環境にある」ことを条件とした。

③ 職員の外部研修等、外出の取り扱い

- ・ 特に制限はない。外部研修等をどう勤務時間に反映させるかは事業所側の判断で、市は規定していない。
- ・ 管理者が宿泊を伴う研修で長い時間施設を空ける場合であっても、管理ができるのであれば、運営上支障がないと判断する。

④ 他の自治体の状況を確認したい内容

- ・ 他の自治体では「業務に支障がない範囲」はどの程度と判断しているのか確認したい。人員配置基準は減算にもつながる問題であるため、判断には苦慮する。国で基準を示してもらえると助かる。
- ・ 管理者は機能訓練指導員の兼務が可能となったが、今後、「看護職員」等も明記されてしまうと、市としては対応に困るかもしれない。事業所は人件費が一人浮くため兼務させたいと思うが、実際は利用者の処遇に支障があるのではないかと考えている。

(4) 人口 5 万人以下の市町村（中国）

【基本情報】

① 人員基準に関する条例、手引き、ガイドラインの作成状況

- ・ 条例：有、手引き：無、ガイドライン：無
- ・ 国の基準に準じており、独自基準は書類の保存年数のみである。
- ・ 自治体内の事業者とは距離が近く顔の見える関係のため、手引きの作成・公開の必要性は感じていない。

（指定権限のある種別の施設・事業所数：36 施設・事業所 ※民間除く）

② 問い合わせ内容に対する部署内、職員間での共有方法

（部署内、職員間）

- ・ 指定・申請・監査：福祉政策課の指導監査室 担当 2 名
- ・ 指導：介護保険所管の高齢者支援課 係は 6 名（指導は指導監査室と合同）
- ・ 指定・申請は現在 2 名で担当しているが、福祉、介護、障害、総合事業まですべて担当している。分野ごとに担当は分けておらず、2 名ですべてを担当している。
- ・ 問い合わせは『介護保険法の解釈』をもとに回答しているため、『介護保険法の解釈』内で解釈できる場合は特に書面は残しておらず、2 名で情報共有している。
- ・ 『介護保険法の解釈』で読み取れない内容は高齢者支援課と認識を合わせたうえで回答している。

（自治体間）

- ・ 判断に迷うときは県に確認することがある。しかし、回答に時間がかかり、最終的には保険者の判断ということで明確な回答をもらえないことも多い。地域密着型に関する共通の手引きや参照先があればよいと感じる。
- ・ 集団指導で、質問の多い項目、間違いやすい項目の周知を図るようにしている。集団指導内容も事業所数が限られていることから、ホームページに公開する必要性は感じていない。
- ・ 地域密着型通所介護や居宅介護支援は社会福祉法人以外もある。法人数は明らかでないが、複数事業所を有している場合が多く、事業所数よりは少ない。

（都道府県や他の市区町村との連携状況）

- ・ 同じ県内であっても地域によって人口規模や職員の体制は異なるが、電話連絡等連携は取るようにしている。他自治体で職種数や兼務条件を設定している場合は、背景事情を確認している。

③ 「管理上支障がない場合」の定義

- ・ 状況を確認し、極端な事例でない場合は「支障がない」としている。

- ・ これまで支障があると判断した事例はないが、「どのような場合は支障があるのか」聞かれたことはある。「管理上支障がない場合」では、管理者の責務を伝えながら、従業員の管理、法令順守等で指導を受けた場合と説明している。

④ 「利用者の処遇に支障がない場合」の定義

- ・ 状況を確認し、極端な事例でない場合は「支障がない」としている。
- ・ 利用者の苦情や意見が出た場合、内容にもよるが利用者側に支障がある場合と捉えている。

⑤ 同一敷地内の定義

- ・ 基準通り。
- ・ 隣接、近接事業所は兼務可能と考える。
- ・ 道を隔てている場合は、道路の幅、番地の違い等も影響するが、「道路を挟んで隣接する場合を含む」という基準がある場合は、基本的には認めることになる。ただし、そういう事例は市内にはない。
- ・ 回答に悩むことがあれば、県や他市町村とすり合わせをして回答する。

【管理者の兼務について】

① 同一事業所内の兼務

◇ 兼務の定義（同じ時間帯、別時間帯）

- ・ 2つの勤務を同じ時間帯に行うこと。

◇ 兼務を認めていない職種、条件等

- ・ 基本的に職種及び数に制限はない。アンケートで○をつけた職種はこれまで事例として認めた職種である。

（例）管理者との兼務を認めた事例（アンケート回答より）

【地域密着型 施設系サービス】

介護支援専門員、生活相談員、看護職員、介護職員

◇ 兼務した際の常勤換算の算定方法（それぞれの職種で1対1か、按分か）

- ・ 介護職員、看護職員は時間数で算出することから、按分となる。
- ・ 介護支援専門員は、ダブルカウントを基準上認められているため、1とできる。

◇ 事業所・施設での実際の運用状況

- ・ 職種の制限はないものの、実態として兼務している職種は限られている。
- ・ 以前、「2つの管理者＋通所介護の生活相談員を兼務できるか」問い合わせがあった。その際は、「正規の生活相談員がおり、休日の代替であれば問題ないが、メインで業務する場合は管理業務に支障はでないか」確認した。結果的には、別の方が生活相談員となった。制限はしないが、確認をすることはある。

② 同一敷地内の別の事業所の従業員・管理者

- ・ 独自基準はないため、省令で認めている範囲であれば兼務は可能である。
- ・ 介護保険外サービスも、管理業務の支障とならず、同時並行的に行えるものであれば可能と考える。
- ・ 兼務は可能であっても、実態は多くない。地域密着型の施設において、管理者が別の事業所の従業員と兼務した事例はない。

【介護支援専門員の兼務について】

【生活相談員に兼務について】

- ・ 特に定めていない。
- ・ 介護支援専門員は、生活相談員や介護職員と兼務していることが多い。
- ・ 生活相談員は、人員配置上余裕がなく、兼務している事例は少ない。

【その他】

① 兼務以外に自治体独自の解釈・判断が生じる内容

- ・ 認知症対応型共同生活介護の受診介助基準：認知症対応型共同生活介護の受診介助がサービス提供の範囲に含まれるかどうか。他の自治体の例も参考にしているが、協力医療機関に行く場合、遠方の場合、判断に迷う。市内は医療機関が少なく診療所が中心となることから、市外、時には県外まで行かなければならないこともあり、その場合も従業員が同行することがサービスの提供範囲に含まれるか答えは出ていない。現在は利用者家族が対応している。

② 介護支援専門員、計画作成担当者等のテレワークの取り扱い

- ・ 問い合わせや事例はない。
- ・ 介護支援専門員でも、一定程度は利用者を見る必要があり難しいと感じる。国から何らかの通知があった際に、検討する。

③ 職員の外部研修等、外出の取り扱い

- ・ 特段、制限等はない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による行動制限は市民に対しては行っているものの、事業者に対しては、国の通知等を基本とし、市として独自に発出してない。

④ 他の自治体の状況を確認したい内容

- ・ 「実情に合わせた適当数」は、定員数か、前年度の実績数なのか。小規模多機能型居宅介護の場合で、前年度の実績数と定員数では人員配置に差が生じる例があっ

た。前年度少なければ、少ない人員配置でよいことになるが、利用者が定員数まで利用した場合は不足している状態となる。自治体としては、安全なサービス提供の観点からお願いはするが、基準を下回らない限り指導はできない。

⑤ その他

- ・ 職員の異動時期や引継ぎについて：異動のタイミングが人によって異なり、引継ぎがうまくいかない部分がある。『介護報酬の解釈』は読み込んで対応しているが、異動したばかりのタイミングでは読み込みが追いつかない場合、担当者によって読み込み方が異なることはある。ローカルルールを作るつもりはないが、意図せずできてしまうことはあり得ると考える。異動時期について自治体に向けあったことはあるものの、国や県から示されると有難い。

(5) 広域連合（北海道）

【基本情報】

- ① 人員配置基準に関する条例、手引き、ガイドラインの作成状況
 - ・ 条例：有、 手引き：無、 ガイドライン：無
 - ・ 条例は人員配置や設備に特化しているわけではなく、全般的基準である。
(指定権限のある種別の施設・事業所数：31 施設・事業所)
- ② 問い合わせ内容に対する部署内、職員間での共有方法
(部署内、職員間)
 - ・ 総務企画係が担当している（他の業務も併せて2名）。
 - ・ 指定も監査も総務企画係が担当しており、非常に忙しい。
 - ・ 担当者2人の間では、簡単に回答できない内容は、相談内容を記述する様式に残し、決裁後、供覧している（紙保存）。
 - ・ 事務所内は広くないため電話の内容も聞こえる環境であり、隣の介護保険係と相談することもある。
 - ・ 人員に関する問い合わせ、事業者から人員が不足で兼務したいという問い合わせはこの2年間ない。1件記憶にあるのは、利用者が少なく定員を減らしたいという相談である。
(自治体間)
 - ・ 6自治体が参加しており、その担当者間でのやりとりや連携はある。
 - ・ 近隣の大都市よりも、同じ広域連合に相談することが多い。介護関係の広域連合の全国団体もあり、つながりは強い。
 - ・ 人員配置基準に関する相談や話はほとんど聞かない。
 - ・ 判断に迷う場合は、都道府県や厚生労働省に問い合わせをすることもある。
- ③ 「管理上支障がない場合」「利用者の処遇に支障がない場合」の定義
 - ・ 状況を確認し、極端な事例でない場合は「管理上支障ない」としている。
 - ・ 事前に事業者の勤務状況を見ながら指摘やアドバイスしており、事業者を育てるというのが以前からのスタイルである。
- ④ 同一敷地内の定義
 - ・ 独自の基準は設けていない。
 - ・ 大きい法人で村のように一体管理している場合、同一敷地内と判断する可能性はあるが、事例がない。

【管理者の兼務について】

① 同一事業所内の兼務

- ✧ 兼務の定義（同じ時間帯、別時間帯）
 - ・ 2つの勤務を同じ時間帯に行うこと。
- ✧ 兼務を認めていない職種、条件等
 - ・ 状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている。
 - ・ 在宅系では、実態として、介護支援専門員、サービス提供責任者、生活相談員の3職種を認めているが、他も認めないわけではない。
 - ・ それぞれに必要な勤務時間が確保されているかを基準から考えて判断する。
- ✧ 兼務した際の常勤換算の算定方法（それぞれの職種で1対1か、按分か）
 - ・ 管理者の場合も含めて、基本的には按分する。
- ✧ 事業所・施設での実際の運用状況
 - ・ 管理者+1職種というところが多い。
 - ・ 3職種、4職種を兼務したいという問い合わせはない。
 - ・ 現在までのところ「支障がある」と判断したケースはない。
 - ・ 地域密着型施設では、管理者が介護職員を兼務している場合が多い。
 - ・ 施設では人員不足感はあるが、1人が多くの職種を兼務するような状況はない。
 - ・ 認知症対応型共同生活介護では、同じ管理者が複数ユニットの管理者として兼務が可能である。

② 同一敷地内の別の事業所の従業員

- ・ 状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている。
- ・ 数字上の人員配置基準がクリアできていれば認める。
- ・ 介護老人福祉施設と通所介護、通所リハビリテーション等のサービス事業所で、介護職員が兼務している事例はある。

③ 同一敷地内の別の事業所の管理者

- ・ ②と同じ考え方である。
- ・ 実態は、管理者が別の事業所の管理者を兼務することはあまりない。
- ・ 介護保険外の施設（高齢者関係）は兼務可能だが、事例はない。障害サービスについても同様である。

【介護支援専門員・生活相談員との兼務について】 ※基本的な考え方は管理者と同様

- ・ 介護支援専門員が兼務するときは介護職員がほとんど。役職者よりも現場で働く介護職員が不足しているため、兼務している。

【その他】

- ① 兼務以外に自治体独自の解釈・判断が生じる内容
 - ・ 特になし。
- ② 介護支援専門員、計画作成担当者等のテレワークの取り扱い
 - ・ 問い合わせがないため、判断できない。
 - ・ 個人情報への対応が難しく、検討が必要である。
- ③ 職員の外部研修等、外出の取り扱い
 - ・ 特に制限はなく、勤務時間としてカウントする。
- ④ 問い合わせの多い内容とその対応方法
 - ・ 書類が苦手な人が多く、書類作成等手続きに関する問い合わせが多い。
- ⑤ その他
 - ・ 管内の自治体によっては、地域密着型施設が希望者の割に施設数が少なく、定員が埋まっている。このため、隣町の地域密着型施設を利用している事例は多い。
 - ・ 高齢者比率が高く、施設自体が不足気味。施設数が限られていることから、就業者も兼務をするほど人材が不足する状況にはないと考える。
 - ・ 管内の自治体ごとに差はほとんどない。担当者間の連携や会議等では過去の類似状況等を聞くことがある。
 - ・ 法人、施設の新規設立が近年ない。自治体内を拠点として古くから運営している法人が多いため、関わりも深く、対応に困るような問い合わせはない。
 - ・ 都市部の法人が、町の施設を譲り受け運営した事例があるが、その際も自治体間で差があるといったことはなかった。

4 ヒアリング調査結果のまとめと考察

ヒアリング結果から、人員配置基準の考え方や運用、条例や手引きの作成状況と自治体の規模や地域特性との関係を中心に考察した。自治体名は以下の通り、A～E で示すこととした。

図表 28 ヒアリングを実施した自治体の基本情報

自治体	属性	地域	2020 年末時点での 人口規模
A	都道府県	九州	50 万人以上
B	政令指定都市	近畿	50 万人以上
C	中核市	関東	50 万人以上
D	人口 5 万人以下の市町村	中国	5 万人以下
E	広域連合	北海道	5 万人以下

(1) 人員配置基準に関する条例、手引き、ガイドラインの作成状況

条例の内容は国もしくは上位自治体（市町村の場合の都道府県）に準じていた。一方、手引きについては、自治体 B と C のみで作成され、他の自治体では作成されていなかった。作成している 2 自治体は、いずれも人口 50 万人以上の政令指定都市と中核市であり、全てのサービスの指定権限を有していることから、事業所数も多いと考えられる。このため、人員配置基準に限らず、施設・事業所の新規指定や更新の度に多くの問い合わせが寄せられると回答があった。また、事業所側が広域にサービスを展開しており、近隣自治体と比較した問い合わせも多いことがわかった。このため、手引きを作成・公開することで、頻度が高い問い合わせを減らし、対応を円滑にしていることが明らかとなった。

手引きを作成していない自治体 A は、人口規模は大きいものの指定権限が限られていることから、問い合わせ件数、施設・事業所数は少ないと考えられる。自治体 D と E は、指定権限を有する施設・事業所数が 30 か所程度（同一法人による複数展開有）であり、普段から自治体が事業所側とコミュニケーションを取り状況のある程度把握していることから、手引きがなくても大きな支障がないことが明らかとなった。

なおガイドラインについては、作成している自治体はなかった。

図表 29 人員配置基準に関する条例、手引き、ガイドラインの作成状況と
指定権限を有するサービス

自治体	条例	手引き	ガイドライン	指定権限を有するサービス
A	有	無	無 (規則は有)	施設系サービス、在宅系サービス
B	有	有 (指定の手引き、 運営の手引き)	無	施設系サービス、在宅系サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援
C	有	有 (指定・許可申請 等の手引き)	無	施設系サービス、在宅系サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援
D	有	無	無	地域密着型サービス、居宅介護支援
E	有	無	無	地域密着型サービス、居宅介護支援、(在宅系サービスを一部権限移譲)

(2) 問い合わせ内容に対応する部署内、職員間での共有方法

ヒアリングした自治体の大半が指定申請と指導・監査の部門で担当が分かれていた。本アンケート調査及びヒアリングに回答したのは指定申請の担当者であり、複数の職員が担当している場合は、さらに居宅系（訪問）、居宅系（通所）、施設系等とサービス種別ごとに担当を分けて対応していた。

問い合わせ内容に対する部署内・職員間の共有については、回答のために検討を要した問い合わせは部署内、職員間で相談の上で記録等に残していた。この際、紙媒体で供覧するケースが多かったが、電子媒体で保存する自治体もあった。一方、特段の検討を必要とせず回答が可能な内容については書面等に残している自治体は見られなかった。

図表 30 問い合わせ内容、それに対する部署内、職員間での共有方法等

自治体	対応する部署	対応者数	共有方法
A	指定申請	6 名	検討を要した内容は書面に残し、部署内に共有。指定申請と指導・監査で共有はしていない。
	指導・監査	老人福祉法 4 名、介護保険法 4～5 名	
B	介護保険課の指定申請と指導・監査の係が対応	居宅系 5 名、施設系 10 名	検討を要した内容は書面に残し、部署内に共有。
		居宅系 10 名、施設系 5 名	
C	介護保険課（指定申請）	11 名（訪問、通所、施設、地域密着型各 2 名）	検討を要した内容は両課がアクセスできる電子記録で共有。
	福祉監査課（指導・監査）	5 - 6 名	
D	指導監査室（指定申請・監査）	2 名（担当は分かれていない）	情報共有はするが、記録は残していない（法令の基準以上の解釈をしないため）。
	高齢者支援課（指導）	6 名（指導は指導監査室と合同）	
E	総務企画係が指定申請と指導・監査を対応	2 名（担当は分かれていない）	検討を要した内容は書面に残し、部署内に共有。（介護保険係と随時相談）

(3) 「管理上支障がない場合」、「利用者の処遇に支障がない場合」の定義

「管理上支障がない場合」は、管理者の兼務に関わることから、手引きを作成・公開している自治体 B、C では具体的な数値を定めていた。自治体 A は手引きの作成・公開はないが、部署内で基準を定めていた（(5) 以降を参照）。自治体 D と E は「状況を確認し、極端な事例でない場合は管理上支障がない」と判断していた。なお、自治体 D と E は自治体内に所在する事業者数が少なく、普段から個々の事業者との関係が比較的緊密であることから、事前の質問や相談の中で一緒に解決策を見出すことが多く、これまで判断や対応に苦慮した事例はなかった。

「利用者の処遇に支障がない場合」も「管理上支障がない場合」と考え方は同様であった。利用者から苦情があった場合に「利用者の処遇に支障がある」と判断すると回答した自治体もあった。

「管理上支障がない場合」と「利用者の処遇に支障がない場合」は、自治体によって解釈・運用に違いが出ると思われた表現であったが、明確な基準は定めていない場合であっても、極端な事例や問い合わせ内容は聞かなかった。今回の調査では、表現自体が自治体ごとの解釈・運用に影響を与えるといった回答は得られなかった。

(4) 同一敷地内の定義

同一敷地内について住所の番地、道路の幅、建物や周辺の環境等、明確な基準を定めている自治体はなかった。基準上「同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等～」と記載があることから、どの自治体も道路を隔てた場合は同一敷地内ではないと回答した。しかしながら、1つの法人が複数のサービス種別を一体的に運営している場合、道の幅が狭い場合等、様々な状況が想定されることから、どの自治体も最終的には個別判断をするとの回答であった。例えば、道路は挟むが建物同士の上の階が渡り廊下で繋がっている場合、同一敷地内か同一建物かという議論については、一部の自治体より同一建物に該当する可能性があるとの意見はあったものの、どの自治体も事例がないため実際の状況を確認しなければ即答は難しいようであった。

また、兼務可能な対象としては、自治体 A、B、C は同一敷地内のみであり、道を隔てた施設の場合の兼務は認めていなかった。これは實際上、管理者が建物内で繋がっていない施設を兼務する場合は管理が難しいのではないかと懸念しているためである。自治体 D と E は同一敷地内、隣接・近接においても兼務が可能と判断していたが、事業所数が少ないことから実態として多くない印象を受けた。

なお、自治体 D と E の場合は指定権限が地域密着型となるため、隣接する施設が都道府県の指定の場合は、都道府県に確認をしたうえで対応すると回答した。

図表 31 兼務において認められる範囲

自治体	兼務において認められる範囲
A	・ 同一敷地内のみ兼務可能な対象としている
B	・ 同一敷地内のみ兼務可能な対象としている
C	・ 同一敷地内のみ兼務可能な対象としている
D	・ 同一敷地内、隣接・近接において兼務可能な対象としている
E	・ 同一敷地内、隣接・近接において兼務可能な対象としている

(5) 管理者の同一事業所内の兼務について

2つの勤務が同時に成立することを兼務とした場合、3自治体では管理者は管理者以外に1、2職種の兼務が認められていた。職種別では、自治体Cのみが「直接処遇職員との兼務は原則不可」と手引きに示し公開していた。これは直接処遇職員が専ら従事する必要のある業務等と限定しているためであり、管理者側の兼務条件ではなく、直接処遇職員側の兼務条件に該当する。また、自治体Bも全てのサービス種別ではないが、施設系サービスにおいては直接処遇職員との兼務は不可としていた。さらに、業務時間の半分以上は管理業務に従事することを規定していた。

常勤換算の考え方は、基本的には按分で、実際に勤務した時間を計上していた。しかし、常勤換算で計算する必要のない職種（配置条件に1以上とある職種）については、たとえ兼務をしている場合であっても1名在籍として認識することは差し支えないと回答した自治体が多かった。

図表 32 管理者の兼務に関する定義、職種別や常勤換算の考え方

自治体	職種数	職種別の考え方	常勤換算の考え方
A	管理者+2件	職種による兼務条件無。	按分
B	管理者+1件	事業所の種類、職種によるが、基本的には兼務可能。	按分、半分以上管理業務に従事
C	管理者+1件	直接処遇職員との兼務は原則不可。	按分
D	極端なケースではない場合認めている	事業所の種類、職種によるが、基本的には兼務可能。	兼務職種による。 介護職員・看護職員は按分 介護支援専門員は1対1
E	極端なケースではない場合認めている	職種による兼務条件無。	按分

どの自治体も管理者と兼務できない職種はほとんどないものの、実際に事業者が運用するにあたっては兼務する職種は限られていた。施設系では兼務が少ない一方、地域密着型サービスや、通所型サービスでは兼務は多い傾向にあった。これには施設の規模、利用者数が影響を及ぼしていると考えられる。

また、認知症対応型生活介護では、ユニットごとに別の管理者を配置することを求める自治体があるようだが、ヒアリングした自治体では同一の管理者が兼務することは問題なかった。

図表 33 管理者の兼務に関する実際の運用（アンケート結果より）

自治体	実際の運用
	※兼務する職種が限られている例（地域密着型は「地密」と省略）
A	◇ 介護老人福祉施設: 管理者のみ ◇ 介護老人保健施設: 医師と兼務
B	◇ 施設系(地密含む): 生活相談員、看護職員、介護職員と兼務 ◇ 在宅系: 介護支援専門員、計画作成担当者以外兼務可 ◇ 在宅系(地密): 計画作成担当者、医師以外兼務可 ・ 管理者は原則、特別処遇職員との兼務は不可
C	◇ 介護老人保健施設: 医師と兼務 ◇ 在宅系: 介護支援専門員、生活相談員、看護職員、介護職員と兼務 ◇ 施設系(地密): 生活相談員と兼務 ◇ 在宅系(地密): 生活相談員、介護職員、オペレーター ・ 管理者＋1 職種まで（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護は複数職種兼務可）。
D	◇ 施設系(地密): 介護支援専門員、生活相談員、看護職員、介護職員 ◇ 在宅系(地密): 生活相談員
E	◇ 在宅系: 介護支援専門員、サービス提供責任者、生活相談員と兼務 ◇ 施設系(地密): 介護支援専門員、生活相談員、支援相談員、介護職員と兼務 ◇ 在宅系(地密): 生活相談員、計画作成担当者、介護職員（訪問介護員） ・ 管理者＋1 職種が多い。 ・ 地域密着型施設では、管理者が介護職員を兼務する場合が多い。

ヒアリングから、管理者の兼務については自治体によって考え方が異なることが明らかとなった。(6) にも関係するが、自治体 A は管理者以外に 2 職種までの兼務を認めているが、実際に管理者以外に 2 職種を兼務している事業者は少なかった。また、自治体 A と E においては職種数に制限は設けていないものの、2 職種以上兼務している事例もほとんど認められなかった。このため、地域特性に応じ対応する余地を残しているもの

の、実際には自治体が定める基準と実態に大きな乖離は生じていなかった。

なお、職種数の制限を設けていない自治体 D と E では、施設・事業所数が少ないことから、人員面の不足は他の自治体とは異なることが伺えた。自治体 E では利用者数と比較し、施設数が少ないと回答していることから、職員数も充足していることが伺える。一方、自治体 B と C は 50 万人以上の規模の都市であり、事業所側の人員の入れ替わりが多いと考えられる。事業者側の兼務の理由として、「限られた人員でも人員配置基準を満たすため」が挙がってくることから、自治体側がサービスの質の低下を懸念して兼務できる職種数に制限をかけていると考えられた。

(6) 管理者の同一敷地内の別の事業者の従業員及び管理者との兼務について

管理者が同一敷地内の別の事業者の「従業員」と兼務する場合は、自治体により基準が異なっていた。兼務できる職種数は (5) と同様であるが、自治体 B は管理者が管理業務に半分以上従事する必要があることから、施設・事業所から外に出て利用宅等を訪問する職種との兼務は認められていなかった。また、自治体 C は原則兼務不可としていた。どちらも管理業務に支障が出るとの判断であった。

一方、同一敷地内の別の事業者の「管理者」との兼務は、(5) の考え方と同様であり、特に制限は設けられていなかった。

介護保険外サービス（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者福祉サービス等）との兼務も基本的に可能とされるが、實際上兼務している事例は多くないようであった。なお、どの自治体も実際に介護保険外サービスの従業員や管理者と兼務する事例が発生した場合は、該当サービスの担当者と相談すると回答していた。

自治体 C を除き兼務自体は可能であったが、全体として兼務は少ない傾向にあった。

図表 34 同一敷地内の別の事業者との兼務に関する定義、職種別の考え方

自治体	従業員	管理者
A	管理者＋２件	管理者＋２件
	介護保険外サービスと兼務可能。	
B	管理者＋１件 従業員の業務が施設・事業所外に出るか出ないかが１つの目安。外に出る訪問介護員等との兼務は不可。	管理者＋１件
	介護保険外サービスと兼務可能。	
C	原則不可（在宅のみ一部認める） 同一時間帯の兼務は不可だが、別時間帯に就労する分には可。	管理者＋１件
	介護保険外サービスと兼務可能。	
D	省令で認めている範囲について兼務を認める。	省令で認めている範囲について兼務を認める。
	介護保険外サービスと兼務可能。	
E	極端なケースではない場合認めている。	極端なケースではない場合認めている
	介護保険外サービスと兼務可能。	

(7) 介護支援専門員、生活相談員との兼務について

介護支援専門員の兼務は、基本的に可能とされていた。人口規模や地域特性により兼務の運用状況は異なり、兼務する職種として多いのは介護職員と生活相談員であった。また、常勤換算の考え方は、基本的には按分で、実際に勤務した時間を計上していた。しかし、常勤換算で計算する必要のない職種（配置条件に1以上とある職種）については、たとえ兼務をしている場合であっても1名在籍として認識することは差し支えないと回答した自治体が多かった。

また、自治体Cのみ介護支援専門員は複数配置されており、兼務している事例はほとんどないと回答した。他の自治体に関しては生活相談員や介護職員等と兼務している事例があり、地域内における介護支援専門員のニーズや人数も影響していると考えられた。

生活相談員については、(5)の管理者の兼務でも記載のとおり、直接処遇職員のため兼務できる職種は限られていた。また、基本的に兼務可能だが実際に兼務をしている事業者は少ない傾向にあると考えられる。

図表 35 介護支援専門員、生活相談員の兼務

自治体	介護支援専門員	生活相談員
A	- 同一事業所内の別の職種の兼務を認める。職種の制限無。 - 実態として兼務していない職種は存在する。	特に問い合わせはなく、どの施設も1人は配置している。
B	- 介護支援専門員と生活相談員等を兼務している例はある。 - 兼務した際の常勤換算の算定方法は按分。	- 介護支援専門員、機能訓練指導員との兼務が可能。 - 機能訓練指導員との兼務はほとんどない。
C	- 介護支援専門員が兼務している事例はほとんどなく、複数人配置のほうが多い。 - 介護職員の兼務は勤務時間に応じて按分。	- 生活相談員は基本的に兼務可能。 - 実際は、生活相談員が兼務している事例は少ない。
D	- 生活相談員と介護職員の兼務は可能 1対1でカウントする。	兼務は可能だが、人員配置上余裕はなく、兼務の例は少ない。
E	- 介護支援専門員と介護職員の兼務は多くある。 - 兼務した際の常勤換算の算定方法は按分。	基本的に介護支援専門員と同様。

(8) 自治体独自の解釈・判断が生じる内容について

ヒアリングからは、自治体独自の解釈・判断が生じる内容については、どこの自治体からも具体的な回答は得られなかった。全ての自治体が国の基準、また公開している手引きの内容に沿って対応しており、それ以外で独自の解釈・判断はないと考えられた。一方、ヒアリングからは、「詳細は個別の状況を確認してからでないと判断できない」という回答も多くあり、個別の状況を確認する中で、解釈・判断に多少の違いが生じることは推察された。

なお、自治体Dからは「独自の解釈・判断をするつもりはないが、担当者の異動や引継ぎにより、結果的に独自の解釈・判断となってしまうことがあり得る」という意見もあった。規模の大きい自治体では担当者の数が多く、先輩職員が新任職員をサポートする体制を整えることが可能であるが、規模の小さい自治体ではその体制がないことがわかった。このため、担当者の異動時期をずらす、最低でも数年は配置する等、業務運営の工夫を行わなければ知識の蓄積や継承が難しいと考えられる。それが結果的に、意図せぬ解釈や判断に繋がる可能性が指摘された。

(9) 介護支援専門員、計画作成担当者等のテレワークの取り扱いについて

ヒアリングにて、介護現場におけるテレワークの取り扱いを確認した。新型コロナウイルス感染症の影響により、介護現場においても出勤や移動を伴わない働き方の模索が始まっているが、自治体Cのみ実際に問い合わせに対応していた。現在、Cでは「個人情報を持ち帰らない（専用端末の場合は可）」、「常に連絡のとれる体制を整えておく」ことを条件にテレワークを認めていた。他の自治体は問い合わせ及び判断した経験がないため正式な回答は得られなかった。しかしながら、個人情報保護について懸念する自治体が多く、国において一定のガイドライン等を示してほしいという意見が複数の自治体からあった。地域の特性に応じて、自治体が解釈・運用を行うことはできるものの、全国的に共通する課題においては、ガイドラインを示すことも考えられる。

図表 36 介護支援専門員、計画作成担当者等のテレワークの取り扱い

自治体	介護支援専門員、計画作成担当者等のテレワークの取り扱い
A	・ これまで事例がなく、現状判断できない。
B	・ テレワークに関する基準はなく。現状判断できない。 ・ 認められる根拠がないため、国から基準が示されればそれに従う。
C	・ 居宅介護支援事業所から問い合わせがあった。他の市町村とも相談し、介護支援専門員の在宅勤務を認めた例がある。ただし、「個人情報を持ち帰らない（専用端末の場合は可）」、「常に介護支援専門員が対応できる環境にある」ことが条件。
D	・ 問い合わせや事例はない。 ・ 介護支援専門員でも一定程度は利用者を見る必要があり、難しいと感じる。国から何らかの通知があった際には検討する。
E	・ 問い合わせがないため、判断できない。 ・ 個人情報への対応が難しく、検討が必要である。

(10) 職員の外部研修等、外出の取り扱いについて

今回ヒアリングした自治体では、職員の外部研修や外出について独自基準はなく、国の基準に従い、「管理上支障がない」「利用者の処遇に支障がない」状態で事業者側の判断に任せていた。基本的に制限はなく、業務に関わる研修・外出は勤務時間にカウントするとの見方が示された。

IV. まとめ

1 まとめ

- 自治体の担当窓口に寄せられる問い合わせの内容は、「兼務」に関するものが最も多く、市町村では「特に問い合わせがない」といった回答も得られた。理由として指定権限を有する事業所・施設が少ないことに加えて広域にサービスを展開する事業者が少ないことも推定される。

アンケート調査では、介護保険の人員配置に関する問い合わせについては、全ての自治体で「兼務」に関わるものが最も多かった。これは、「支障がないと認められる範囲」や、「個別に判断される範囲」について、個別具体的な自治体の判断が求められるためと考えられる。一方で「その他」の内訳としては、「特に問い合わせがない」等が一番多く、問い合わせ自体が少ない自治体があることも伺えた。理由として、指定権限を有する施設・事業所自体が少ない事に加えて、広域にサービスを展開する事業者が少ないことも理由であると考えられる。

- 指定権限業務をしている担当者が複数いるところでは、担当者ごとに異なった判断をしないための工夫が見受けられた。また、工夫をしていない自治体は「担当者が少ない（1人しかいない）」、「基準に基づいた回答しかしない」という理由が多いことが分かった。

アンケート調査では、人員配置基準について問い合わせがあった場合、部署内での連絡・書面化の状況について、問い合わせがあれば、記録に残す、もしくは部署内で確認をするなどの対応がされていた。さらに担当者間での解釈・運用の齟齬が出ないための工夫においては「部署内での複数の人間で判断している」が最も多かった。記録に残すことや部署内の職員が相互に連携することにより、担当者間による判断や運用の違いが起きないように独自の対策や工夫を講じている事がわかった。

また、ヒアリング調査では担当者が1人である場合や、原則、基準省令等に基づいて回答をしており解釈が必要となる特別な回答をしていない場合は記録を残していないことが分かった。

- 兼務の人数等について、多くの自治体では個別に話を聞いて柔軟に対応している事がわかった。一方で兼務の数を定めている自治体も一定程度存在し、省令で定められていない部分については自治体により地域に合わせた独自の対応をしていることが分かった。

アンケート調査では、兼務については「状況を確認して極端なケースでない場合は兼務を認めている」と回答した自治体が最も多かった。一方で、兼務の上限数を定めている自治体も一定程度存在することから、省令で定められていない兼務の数については自治体によって対応が異なっている状況が分かった。

ヒアリング調査においては、その内容は国もしくは上位自治体（市町村の場合の都道府県）に準ずるか、全く同じ内容になっている。一方でケースごとに業務に支障をきたす職種の組み合わせや兼務の数等、個別で判断している事がわかった。上記の理由から兼務の数等については、ケースが多岐に渡るため予め一定の数値基準を設けることが難しく、ケースごとに柔軟な判断や運用が求められている事が分かった。また、地方都市では事業者も少なく、自治体が事業者の状況を把握している事もわかった。ヒアリングでは、人手不足が顕著に出ている自治体は確認できなかったが、社会資源が限られている状況では、専門職を有効に配置する必要性もあり、事業者の状況を踏まえつつ自治体ごとに解釈・判断をする余地が必要になると推測できる。

- **ガイドラインや手引き等（以下、ガイドライン等）を定めている自治体は約 10%であった。都道府県、政令指定都市ではガイドライン等を定めている割合が他の自治体（中核市、市町村）と比較して高い割合であった。人員配置基準等をその自治体で一律で定めている自治体もあった。**

アンケート調査では、ガイドライン等を定めている自治体が 9.5%であった。自治体別にみると市町村が 5.9%で最も少なく、全体の割合と比較して唯一少ない自治体であった。一方で都道府県、政令指定都市ではそれぞれ 29.6%、33.3%とガイドライン等を定めている割合が多かった。市町村においては地域密着型サービス等の指定権者であるが、事業所自体が少なく照会数が少ないため、個別対応が可能である。上記の理由からガイドライン等を定める必要性が低いことが推測される。

ヒアリングではガイドライン等で兼務の数を設定する理由として、「都道府県の基準と合わせるため」があった。また、兼務の上限数を部署内で昔から定めている等の理由もあった。事業所が多く存在する自治体では、新規の指定も多く個別での対応・判断が難しくなるため、一律で対応していると推測される。それらの対応が、事業者にとって、他の個別対応を行う自治体と比較して厳しいといった感覚になると考えられる。

- **兼務の実態としては、施設系サービスは専従が多く、訪問系サービス・通所系サービスにおいては役職を兼務している事が多い。**

ヒアリングによると兼務の実態として、施設系サービスは、管理者、介護支援専門員、生活相談員は、専従である事が多く兼務に関して問い合わせ自体が少ない状況である。訪問系サービスでは、訪問介護では管理者、サービス提供責任者、訪問介護との兼務、定期巡回・随時対応型訪問介護看護では管理者、オペレーター、訪問介護員が兼務をしている事が多く、該当する職種の兼務を制限していない事が伺えた。また、通所系サービスにおいても生活相談員と管理者、介護職員等が兼務しているケースも多く、こちらも制限をしている傾向は見受けられなかった。

- 兼務及び常勤換算の考え方について、常勤換算は原則按分として配置条件が 1 以上と定めているものは兼務であっても 1 名在籍とする自治体が多かった。一方で兼務については自治体により異なる傾向があった。

兼務の考え方として、2 職種の勤務を同じ時間帯に行うと解釈される場合と、勤務時間を按分する場合がある。常勤換算の考え方は基本的には按分で実際に勤務した時間を計上する事とされていた。しかし、介護支援専門員等、常勤換算で計算する必要のない職種（配置条件に 1 以上とある職種）については、たとえ兼務をしている場合であっても 1 名在籍として認識することは差し支えないと回答した自治体が多かった。

また、ガイドライン等を定めている自治体では、管理者の兼務を管理者と 1～2 職種までの兼務が認められている事が多いが、ヒアリング調査では「具体的な基準がないため個別で判断する」ケースも見受けられた。また、職種別にみると直接処遇職員（介護職、看護職等）との兼務を不可とする場合と、特に制限を設けていない場合があることがわかった。例えば、訪問系サービスについては管理者と直接処遇職員の兼務を認める一方で、通所系サービスについては施設全体の管理者としての業務に支障が生じ得ることから兼務は認めないなど、各サービスにおける実態を踏まえた判断を行っていることが考えられる。また、常勤換算の考え方は、基準省令の解釈通知に基づいて行うが、「管理者については 0.5 以上設定する必要がある」、「職種別に常勤換算の最低値」を定める等の運用がされており、これらは複数の解釈ができるため自治体により異なる運用がされている事がわかった。上記の理由としては、手引き等に定められている、部署内で数値を決めている等であったが、定められた経緯は、異動や引継ぎの関係でヒアリングでは把握できなかった。しかし、サービスの品質の確保、管理者等が必要とする時間を想定して最低の常勤換算数を設定されていると推測する。

- 「同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合」の兼務について、隣接・近接を「特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲」に含むか否かはバラつきが見受けられた。ただし、実際に判断が求められるケースは少なく、相談を受けた場合は個別ケースとして判断をしている。一義的には、事業者が判断し、自治体が道路状況等を踏まえて最終的な判断をするとの回答を得た。

「同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合」の兼務については、「特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲」は、自治体により解釈が異なっている事がわかった。ヒアリングでは、国の基準に沿った解釈を行い、詳細は個別で判断すると回答する自治体が多かった。道路を隔てて隣接しているケースについては、管理に支障をきたすとする意見が多かったが、同一建物内で道路上を渡り廊下でつないでいる場合や、大規模な敷地内での一体管理等も含めて、問い合わせ自体が少なく、個別状況によ

り判断するケースが多い事が分かった。管理上支障がないかについての判断基準としては一義的には事業者側が判断をし、相互で協議のうえ決める事がわかった。特に「道路を隔てて隣接する」ケースでは、道路状況等を自治体を確認して支障がないかどうかを判断する事になると考えられる。

- **自治体による解釈の違いは、担当者の異動や引継ぎにより発生する可能性があることがわかった。**

ヒアリングでは、行政の引継ぎの仕組みにも問題があるとの声が聞かれた。行政では担当者の異動があり、全く違った専門の部署から異動する場合があることや、介護保険はサービスも多く、解釈通知等の文書も多数ある事から、引継ぎが困難であるケースもあることがわかった。その場合は、新たに配属された担当者がゼロから解釈通知等を確認して判断するため、結果的に独自の解釈・判断をする可能性もあるという意見があった。自治体としては兼務の可否、組み合わせ等、意図しない形で独自の解釈に基づき運用していた可能性もあると考えられる。

- **人員配置基準等について、状況に関して個別性が高く自治体と事業者で協議を行い、方針を決めていくことが望まれる。介護保険制度の目的である、地域の介護サービスの充実は、自治体と事業者が協議・協力していくことが重要である。**

兼務の範囲や兼務可能な職種等の人員配置基準については、個別性が高く、すべてのケースを網羅し規定することは困難であることが分かった。一部の事業所・施設が多い地域では対応が困難であるため手引き等で一律に兼務の範囲等を規定しているが、多くの自治体では状況を確認し極端な事例でない場合は認めていた。極端な事例については、地域の専門職の状況、事業所・施設数、建物の立地状況等の状況から全国で画一的に定めることは困難である。

そのため、事業者や地域の状況を把握できる自治体が個別に協議を行い判断することが重要になると考えられる。地域の介護サービスの品質向上、基盤構築という介護保険制度の本来の目的に向けて、自治体は事業者と協議・協力していくことが重要であると考えられる。

参考資料

V. 参考資料

1 調査票

令和 3 年度老人保健健康増進等事業 介護保険サービスにおける人員配置基準等の自治体ごとの解釈・運用等に関する調査研究事業 ※設問に即回答の指定がない場合、R3年11月末時点までの状況についてお答えください。	
注意事項などを記載	
単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。 複数回答の設問です。真横の選択肢にあてはまる箇所に○を表示させてください。 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要がありません。	
「貴自治体について」お伺いします。	
問1 回答者が所属する自治体	
回答欄 1 都道府県 2 市区町村 都道府県 市区町村 1. リストから選択 2. 都道府県を選択後、選択	
問2 部署名	
問3 氏名	
問4 連絡先電話番号	
問5 連絡先Mailアドレス	
問6 介護保険事務（指定申請・指導監査等人員配置基準にかかる事務）の実施主体【複数回答】	
回答欄 1 広域連合、事務組合の形成や、委託等は実施していない 2 広域連合を形成している 3 事務組合を形成している 4 委託先 5 その他 具体的に： 具体的に：	
（問6 で 1 以外を選択した場合回答） 問7 広域連合、事務組合を形成している場合、一緒に形成している自治体名	
問8 2020年末時点での人口	
回答欄 1 5万人以下 2 5万人～20万人 3 20万人～50万人 4 50万人以上	

問9 指定権限を有するサービスについて伺います。【複数回答】	
回答欄 1 施設系サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院・介護療養型医療施設） 2 在宅系サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具貸与） 3 施設系サービス（地域密着型）（地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護） 4 在宅系サービス（地域密着型）（夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、短期巡回・随時対応型訪問看護、地域密着型通所介護） 5 指定居宅介護支援	
問10 「指定申請」「指導・監査」を実施している部署をお答えください。	
回答欄 1 同じ部署で実施している 2 部署を分けて実施している	
「自治体ごとに異なる解釈・運用等について」お伺いします。	
問11 人員配置基準について、問い合わせの頻度が高いものをお答えください。	
回答欄 1 人員配置基準のうち、「実情に応じた適当数」について 2 人員配置基準のうち、「兼務」の範囲について 3 人員配置基準のうち、役職ごとの「資格要件」について 4 人員配置基準のうち、「同一敷地」「サテライト」間における「兼務」について 5 その他 具体的に：	
問12 人員配置基準について問合せがあった場合、部署内での連絡・画面化の状況について、お答えください。	
回答欄 1 問い合わせがあっても特に記録には残していない 2 問い合わせがあった場合は、書面等に記録を残している 3 問い合わせがあった場合は、書面等に記録を残し、部署内に情報共有している 4 問い合わせがあった場合は、書面に記録は残していないが部署内で情報共有をしている。 5 その他 具体的に：	

問13 人員配置基準の解釈の考え方について省令で定められた「管理上支障がない場合」の定義について具体的な数値等を設けていますか。

回答欄

- 1 自治体で条例で具体的な数値等を設定している
- 2 ガイドライン・手引き等で具体的な数値等を設定している
- 3 部署内で参考となる数値等を設定している
- 4 状況を確認し、極端な事例でない場合は「管理上支障ない」としている
- 5 その他

→ 具体的に：

(問13 で 1,2,3 を選択した場合回答)

問14 「管理上支障がない場合」の具体的な定義についてお答えください。

問15 人員配置基準の解釈の考え方について省令で定められた「利用者の処遇に支障がない」範囲の定義について具体的な数値等を設けていますか。

回答欄

- 1 自治体で条例で具体的な数値等を設定している
- 2 ガイドライン・手引き等で具体的な数値等を設定している
- 3 部署内で参考となる数値等を設定している
- 4 状況を確認し、極端な事例でない場合は「利用者の処遇に支障がない」としている
- 5 その他

→ 具体的に：

(問15 で 1,2,3 を選択した場合回答)

問16 「利用者の処遇に支障がない」の具体的な定義についてお答えください。

問17 「管理上支障がない場合」「利用者の処遇に支障がない」「実情に応じた適当数」等の定義について他の自治体と認識が違う等の問い合わせがあったケースがあれば具体例についてお答えください。

問18 管理者の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲についてお答えください。

1) 施設系サービス <管理者の兼務（同一事業所内）について>

回答欄

- 1 管理者と別の職種の兼務は認められていない
- 2 管理者と別の職種の兼務は認められている（上限なし）
- 3 管理者と別の職種の兼務は認められている（上限あり）
→ 上限数： 件
- 4 介護サービスにより異なるものがある
→ 具体的に：
- 5 状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている
- 6 その他
→ 具体的に：

(問18 の「1) 施設系サービス <管理者の兼務（同一事業所内）について>」で 2,3,4,5,6 を選択した場合回答)

1-1) 管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。【複数回答】
一部職種については、常勤換算数の定めの有無、最低常勤換算数、兼務の条件を入力ください。

回答欄	管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無	兼務時に割り当てができる常勤換算数(兼務時においても常勤換算を1人と算出できる場合合計値が1を超えることも可能) (管理者：兼務先の各職種) <記入例> 0.8:0.2 1:0.2 等	その他、兼務の条件 (FA)
同一事業所内の職種			
1 介護支援専門員	→		
2 生活相談員	→		
3 支援相談員	→		
4 機能訓練指導員	→		
5 リハビリテーション専門職			
6 栄養士			
7 医師（配置基準上1人以上必要とされる常勤の医師）			
8 医師（7以外）			
9 看護職員			
10 介護職員			
11 薬剤師			

2) 在宅サービス <管理者の兼務（同一事業所内）について>

回答欄	1 管理者と別の職種の兼務は認められていない
	2 管理者と別の職種の兼務は認められている（上限なし）
	3 管理者と別の職種の兼務は認められている（上限あり）
	→ 上限数： 件
	4 介護サービスにより異なるものがある
	→ 具体的に：
	5 状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている
	6 その他
	→ 具体的に：

（問18の「2）在宅サービス <管理者の兼務（同一事業所内）について>」で 2,3,4,5,6 を選択した場合回答）

2-1) 管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。【複数回答】
一部職種については、常勤換算数の定めの有無、最低常勤換算数、兼務の条件を入力ください。

回答欄	同一事業所内の職種	管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無	兼務時に割り当てができる常勤換算数（兼務時においても常勤換算を1人と算出できる場合合計値が1を超えることも可能） （管理者：兼務先の各職種） <記入例> 0.8:0.2 1:0.2等	その他、兼務の条件（FA）
1	介護支援専門員	→	回答欄(左:管理者 右:各職種)	回答欄
2	サービス提供責任者	→	:	
3	生活相談員	→	:	
4	機能訓練指導員	→	:	
5	計画作成担当者	→	:	
6	リハビリテーション専門職	→	:	
7	栄養士			
8	医師			
9	看護職員			
10	介護職員（訪問介護員含む）			

3) 施設系サービス（地域密着型） <管理者の兼務（同一事業所内）について>

回答欄	1 管理者と別の職種の兼務は認められていない
	2 管理者と別の職種の兼務は認められている（上限なし）
	3 管理者と別の職種の兼務は認められている（上限あり）
	→ 上限数： 件
	4 介護サービスにより異なるものがある
	→ 具体的に：
	5 状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている
	6 その他
	→ 具体的に：

（問18の「3）施設系サービス（地域密着型） <管理者の兼務（同一事業所内）について>」で 2,3,4,5,6 を選択した場合回答）

3-1) 管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。【複数回答】
一部職種については、常勤換算数の定めの有無、最低常勤換算数、兼務の条件を入力ください。

回答欄	同一事業所内の職種	管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無	兼務時に割り当てができる常勤換算数（兼務時においても常勤換算を1人と算出できる場合合計値が1を超えることも可能） （管理者：兼務先の各職種） <記入例> 0.8:0.2 1:0.2等	その他、兼務の条件（FA）
1	介護支援専門員	→	回答欄(左:管理者 右:各職種)	回答欄
2	生活相談員	→	:	
3	支援相談員	→	:	
4	機能訓練指導員	→	:	
5	リハビリテーション専門職	→	:	
6	栄養士			
7	医師（配置基準上1人以上必要とされる常勤の医師）			
8	看護職員			
9	介護職員			
10	薬剤師			

4) 在宅サービス（地域密着型）＜管理者の兼務（同一事業所内）について＞

回答欄	1 管理者と別の職種の兼務は認められていない
	2 管理者と別の職種の兼務は認められている（上限なし）
	3 管理者と別の職種の兼務は認められている（上限あり）
	→ 上限数： 件
	4 介護サービスにより異なるものがある
	→ 具体的に： 件
	5 状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている
	6 その他
	→ 具体的に： 件

（問18の「4」在宅サービス（地域密着型）＜管理者の兼務（同一事業所内）について＞」で 2,3,4,5,6 を選択した場合回答）

4-1) 管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。【複数回答】
一部職種については、常勤換算数の定め有無、最低常勤換算数、兼務の条件を入力ください。

回答欄	同一事業所内の職種	管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無	兼務時に割り当てることができる常勤換算数（兼務時においても常勤換算を1人と算出できる場合合計値が1を超えることも可能）（管理者：兼務先の各職種） <記入例> 0.8:0.2 1:0.2等	その他、兼務の条件（FA）
1	生活相談員	→	回答欄(左:管理者 右:各職種)	回答欄
2	機能訓練指導員	→	:-	
3	計画作成担当者	→	:-	
4	リハビリテーション専門職	→	:-	
5	栄養士			
6	医師			
7	看護職員			
8	介護職員（訪問介護員含む）			
9	オペレーター			

5) 指定居宅介護支援＜管理者の兼務（同一事業所内）について＞

回答欄	1 管理者と別の職種の兼務は認められていない
	2 管理者と別の職種の兼務は認められている（上限なし）
	3 管理者と別の職種の兼務は認められている（上限あり）
	→ 上限数： 件
	4 状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている
	5 その他
	→ 具体的に： 件

（問18の「5」指定居宅介護支援＜管理者の兼務（同一事業所内）について＞」で 2,3,4,5 を選択した場合回答）

5-1) 管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。
介護支援専門員との兼務が認められていますか。

回答欄	1 はい
	2 いいえ

問19 管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）について、認められている範囲についてお答えください。

1) 施設系サービス＜同一敷地内の別の事業所の従業員＞

回答欄	1 管理者の複数の事業所での兼務は認められていない
	2 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）
	3 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限あり）
	→ 上限数： 件
	4 兼務元（管理者）の介護サービスにより異なるものがある
	→ 具体的に： 件
	5 兼務先の介護サービスにより異なるものがある
	→ 具体的に： 件
	6 状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている
	7 その他
	→ 具体的に： 件

（問19の「1」施設系サービス＜同一敷地内の別の事業所の従業員＞」で 2,3,4,5,6,7 を選択した場合回答）

1-1) 管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一敷地内の別の事業所の従業員）についてお答えください。【複数回答】
一部職種については、常勤換算数の定め有無、最低常勤換算数、兼務の条件を入力ください。

回答欄	同一敷地内の別の事業所の職種	管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無	兼務時に割り当てることができる常勤換算数（兼務時においても常勤換算を1人と算出できる場合合計値が1を超えることも可能）（管理者：兼務先の各職種） <記入例> 0.8:0.2 1:0.2等	その他、兼務の条件（FA）
1	介護支援専門員	→	回答欄(左:管理者 右:各職種)	回答欄
2	サービス提供責任者	→	:-	
3	生活相談員	→	:-	
4	機能訓練指導員	→	:-	
5	計画作成担当者	→	:-	
6	リハビリテーション専門職			
7	栄養士			
8	医師			
9	看護職員			
10	介護職員			
11	オペレーター			
12	その他			
	→ 具体的に： 件			

1-2) 管理者の兼務について、介護保険外の事業との兼務についてお答えください。

回答欄	1 介護保険外の職種については兼務ができない
	2 介護保険外の職種についても兼務は可能
	3 同一敷地内であれば介護保険外の職種についても兼務は可能
	4 その他
	→ 具体的に： 件

問19 管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）について、認められている範囲についてお答えください。

1) 施設系サービス <同一敷地内の別の事業所の従業員>

回答欄

- 管理者の複数の事業所での兼務は認められていない
- 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）
- 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限あり）
→ 上限数： 件
- 兼務元（管理者）の介護サービスにより異なるものがある
→ 具体的に：
- 兼務先の介護サービスにより異なるものがある
→ 具体的に：
- 状況を見て、極端なケースではない場合は認めている
- その他
→ 具体的に：

（問19の「1）施設系サービス <同一敷地内の別の事業所の従業員>」で2,3,4,5,6,7を選択した場合回答）

1-1) 管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一敷地内の別の事業所の従業員）についてお答えください。【複数回答】一部職種については、常勤換算数の定めの有無、最低常勤換算数、兼務の条件を入力ください。

回答欄	同一敷地内の別の事業所の職種	管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のきだめの有無	兼務時に割り当てができる常勤換算数（兼務時においても常勤換算を1人と算出できる場合合計値が1を超えることも可能）（管理者：兼務先の各職種） <記入例> 0.8:0.2 1:0.2等	その他、兼務の条件（FA）
回答欄	1 介護支援専門員	→	回答欄	回答欄
	2 サービス提供責任者	→		
	3 生活相談員	→		
	4 機能訓練指導員	→		
	5 計画作成担当者	→		
	6 リハビリテーション専門職	→		
	7 栄養士			
	8 医師			
	9 看護職員			
	10 介護職			
	11 オペレーター			
	12 その他			
	→ 具体的に：			

1-2) 管理者の兼務について、介護保険外の事業との兼務についてお答えください。

回答欄

- 介護保険外の職種については兼務ができない
- 介護保険外の職種についても兼務は可能
- 同一敷地内であれば介護保険外の職種についても兼務は可能
- その他
→ 具体的に：

2) 在宅系サービス <同一敷地内の別の事業所の従業員>

回答欄

- 管理者の複数の事業所での兼務は認められていない
- 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）
- 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限あり）
→ 上限数： 件
- 兼務元（管理者）の介護サービスにより異なるものがある
→ 具体的に：
- 兼務先の介護サービスにより異なるものがある
→ 具体的に：
- 状況を見て、極端なケースではない場合は認めている
- その他
→ 具体的に：

（問19の「2）在宅系サービス <同一敷地内の別の事業所の従業員>」で2,3,4,5,6,7を選択した場合回答）

2-1) 管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一敷地内の別の事業所の従業員）についてお答えください。【複数回答】一部職種については、常勤換算数の定めの有無、最低常勤換算数、兼務の条件を入力ください。

回答欄	同一敷地内の別の事業所の職種	管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のきだめの有無	兼務時に割り当てができる常勤換算数（兼務時においても常勤換算を1人と算出できる場合合計値が1を超えることも可能）（管理者：兼務先の各職種） <記入例> 0.8:0.2 1:0.2等	その他、兼務の条件（FA）
回答欄	1 介護支援専門員	→	回答欄	回答欄
	2 サービス提供責任者	→		
	3 生活相談員	→		
	4 機能訓練指導員	→		
	5 計画作成担当者	→		
	6 リハビリテーション専門職	→		
	7 栄養士			
	8 医師			
	9 看護職員			
	10 介護職			
	11 オペレーター			
	12 その他			
	→ 具体的に：			

2-2) 管理者の兼務について、介護保険外の事業との兼務についてお答えください。

回答欄

- 介護保険外の職種については兼務ができない
- 介護保険外の職種についても兼務は可能
- 同一敷地内であれば介護保険外の職種についても兼務は可能
- その他
→ 具体的に：

3) 施設系サービス（地域密着型）＜同一敷地内の別の事業所の従業員＞

回答欄

- 1 管理者の複数の事業所での兼務は認められていない
- 2 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）
- 3 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限あり）
→ 上限数： 件
- 4 兼務元（管理者）の介護サービスにより異なるものがある
→ 具体的に： 件
- 5 兼務先の介護サービスにより異なるものがある
→ 具体的に： 件
- 6 状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている
- 7 その他
→ 具体的に： 件

（問19の「3」施設系サービス（地域密着型）＜同一敷地内の別の事業所の従業員＞」で2,3,4,5,6,7を選択した場合回答）

3-1) 管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一敷地内の別の事業所の従業員）についてお答えください。【複数回答】
一部職種については、常勤換算数の定め有無、最低常勤換算数、兼務の条件を入力ください。

回答欄	管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無	兼務時に割り当てができる常勤換算数（兼務時においても常勤換算を1人と算出できる場合合計値が1を超えることも可能）（管理者：兼務先の各職種） <記入例> 0.8:0.2 1-0.2-0.8	その他、兼務の条件（FA）
同一敷地内の別の事業所の職種	回答欄	回答欄	回答欄
1 介護支援専門員	→	→	→
2 サービス提供責任者	→	→	→
3 生活相談員	→	→	→
4 機能訓練指導員	→	→	→
5 計画作成担当者	→	→	→
6 リハビリテーション専門職	→	→	→
7 栄養士	→	→	→
8 医師	→	→	→
9 看護職員	→	→	→
10 介護職	→	→	→
11 オペレーター	→	→	→
12 その他	→	→	→
→ 具体的に： 件			

3-2) 管理者の兼務について、介護保険外の事業との兼務についてお答えください。【複数回答】

回答欄

- 1 介護保険外の職種については兼務ができない
- 2 介護保険外の職種についても兼務は可能
- 3 同一敷地内であれば介護保険外の職種についても兼務は可能
- 4 その他
→ 具体的に： 件

4) 在宅系サービス（地域密着型）＜同一敷地内の別の事業所の従業員＞

回答欄

- 1 管理者の複数の事業所での兼務は認められていない
- 2 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）
- 3 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限あり）
→ 上限数： 件
- 4 兼務元（管理者）の介護サービスにより異なるものがある
→ 具体的に： 件
- 5 兼務先の介護サービスにより異なるものがある
→ 具体的に： 件
- 6 状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている
- 7 その他
→ 具体的に： 件

（問19の「4」在宅系サービス（地域密着型）＜同一敷地内の別の事業所の従業員＞」で2,3,4,5,6,7を選択した場合回答）

4-1) 管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一敷地内の別の事業所の従業員）についてお答えください。【複数回答】
一部職種については、常勤換算数の定め有無、最低常勤換算数、兼務の条件を入力ください。

回答欄	管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無	兼務時に割り当てができる常勤換算数（兼務時においても常勤換算を1人と算出できる場合合計値が1を超えることも可能）（管理者：兼務先の各職種） <記入例> 0.8:0.2 1-0.2-0.8	その他、兼務の条件（FA）
同一敷地内の別の事業所の職種	回答欄	回答欄	回答欄
1 介護支援専門員	→	→	→
2 サービス提供責任者	→	→	→
3 生活相談員	→	→	→
4 機能訓練指導員	→	→	→
5 計画作成担当者	→	→	→
6 リハビリテーション専門職	→	→	→
7 栄養士	→	→	→
8 医師	→	→	→
9 看護職員	→	→	→
10 介護職	→	→	→
11 オペレーター	→	→	→
12 その他	→	→	→
→ 具体的に： 件			

4-2) 管理者の兼務について、介護保険外の事業との兼務についてお答えください。【複数回答】

回答欄

- 1 介護保険外の職種については兼務ができない
- 2 介護保険外の職種についても兼務は可能
- 3 同一敷地内であれば介護保険外の職種についても兼務は可能
- 4 その他
→ 具体的に： 件

5) 指定居宅介護支援 <同一敷地内の別の事業所の従業員>

回答欄

- 管理者の複数の事業所での兼務は認められていない
- 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）
- 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限あり）
 - 上限数： 件
- 兼務元（管理者）の介護サービスにより異なるものがある
 - 具体的に：
- 兼務先の介護サービスにより異なるものがある
 - 具体的に：
- 状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている
- その他
 - 具体的に：

（問19の「5）指定居宅介護支援 <同一敷地内の別の事業所の従業員>」で 2,3,4,5,6,7 を選択した場合回答）

5-1) 管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一敷地内の別の事業所の従業員）についてお答えください。【複数回答】
一部職種については、常勤換算数の定め有無、最低常勤換算数、兼務の条件を入力ください。

管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値などのきだめの有無）	兼務時に割り当てることができる常勤換算数（兼務時においても常勤換算を1人と算出できる場合合計値が1を超えることも可能） （管理者：兼務先の各職種） <記入例> 0.8:0.2 1-0.2等	その他、兼務の条件（FA）
回答欄	回答欄	回答欄
同一敷地内の別の事業所の職種	回答欄	回答欄
1 介護支援専門員	→	
2 サービス提供責任者	→	
3 生活相談員	→	
4 機能訓練指導員	→	
5 計画作成担当者	→	
6 リハビリテーション専門職	→	
7 栄養士	→	
8 医師	→	
9 看護職員	→	
10 介護職	→	
11 オペレーター	→	
12 その他	→	
→ 具体的に：		

5-2) 管理者の兼務について、介護保険外の事業との兼務についてお答えください。【複数回答】

回答欄

- 介護保険外の職種については兼務ができない
- 介護保険外の職種についても兼務は可能
- 同一敷地内であれば介護保険外の職種についても兼務は可能
- その他
 - 具体的に：

問20 管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）について、認められている範囲についてお答えください。

1) 施設系サービス <同一敷地内の別の事業所の管理者>

回答欄

- 管理者の複数の事業所での兼務は認められていない
- 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）
- 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限あり）
 - 上限数： 件
- サービスにより異なるものがある
 - 具体的に：
- 状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている
- その他
 - 具体的に：

2) 在宅系サービス <同一敷地内の別の事業所の管理者>

回答欄

- 管理者の複数の事業所での兼務は認められていない
- 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）
- 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限あり）
 - 上限数： 件
- サービスにより異なるものがある
 - 具体的に：
- 状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている
- その他
 - 具体的に：

3) 施設系サービス（地域密着型） <同一敷地内の別の事業所の管理者>

回答欄

- 管理者の複数の事業所での兼務は認められていない
- 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）
- 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限あり）
 - 上限数： 件
- サービスにより異なるものがある
 - 具体的に：
- 状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている
- その他
 - 具体的に：

4) 在宅系サービス（地域密着型） <同一敷地内の別の事業所の管理者>

回答欄

- 管理者の複数の事業所での兼務は認められていない
- 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）
- 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限あり）
 - 上限数： 件
- サービスにより異なるものがある
 - 具体的に：
- 状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている
- その他
 - 具体的に：

5) 指定居宅介護支援 <同一敷地内の別の事業所の管理者>

回答欄

- 1 管理者の複数の事業所での兼務は認められていない
- 2 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限なし）
- 3 管理者の複数の事業所での兼務は認められている（上限あり）
→ 上限数： 件
- 4 サービスにより異なるものがある
→ 具体的に：
- 5 状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている
- 6 その他
→ 具体的に：

問21 兼務における、同一敷地内の定義についての範囲の定めについてお答えください。

【選択肢】

- 1 同一建物内のみを兼務可能な対象としている
- 2 同一敷地内のみ兼務可能な対象としている
- 3 同一敷地内（隣接、近接を含む）において兼務可能な対象としている
- 4 兼務は不可としている

回答欄

1) 施設系サービス		
2) 在宅系サービス		
3) 施設系サービス（地域密着型）		
4) 在宅系サービス（地域密着型）		
5) 指定居宅介護支援		

問22 介護支援専門員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲についてお答えください。

1) 施設系サービス <介護支援専門員の兼務（同一事業所内）>

回答欄

- 1 兼務は認めていない
- 2 同一事業所内の別の職種との兼務を認めている
- 3 同一事業所内の管理者のみ兼務を認めている
- 4 その他
→ 具体的に：

（問22の「1）施設系サービス <介護支援専門員の兼務（同一事業所内）>」で2,3,4を選択した場合回答）

1-1) 介護支援専門員の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。【複数回答】
一部職種については、常勤換算数の定めの有無、最低常勤換算数、兼務の条件を入力ください。

介護支援
専門員との
兼務時に
おける常勤
換算数の
割合（最
低値な
ど）のさだ
めの有無

兼務時に割り当てができる
常勤換算数（兼務時におい
ても常勤換算を1人と算出
できる場合合計値が1を超
えることも可能）
（介護支援専門員：兼
務先の各職種）
<記入例>
0.8:0.2
1:0.2等

その他、兼務の条件（FA）

回答欄

- 同一事業所内の別の職種
- 1 生活相談員
 - 2 支援相談員
 - 3 機能訓練指導員
 - 4 介護職員
 - 5 リハビリテーション専門職
 - 6 栄養士
 - 7 医師（配置基準上1人以上
必要とされる常勤の医師）
 - 8 医師（7以外）
 - 9 看護職員
 - 10 薬剤師

回答欄

回答欄(左:管理者 右:各職種)

	:	
	:	
	:	
	:	

回答欄

2) 在宅サービス <介護支援専門員の兼務（同一事業所内）>

回答欄

- 1 兼務は認めていない
- 2 同一事業所内の別の職種との兼務を認めている
- 3 同一事業所内の管理者のみ兼務を認めている
- 4 その他

→ 具体的に：

（問22の「2」在宅サービス <介護支援専門員の兼務（同一事業所内）>」で2,3,4を選択した場合回答）

2-1) 介護支援専門員の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。【複数回答】
一部職種については、常勤換算数の定めの有無、最低常勤換算数、兼務の条件を入力ください。

回答欄	介護支援専門員との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無	兼務時に割り当てができる常勤換算数（兼務時においても常勤換算を1人と算出できる場合合計値が1を超えることも可能） （介護支援専門員：兼務先の各職種） <記入例> 0.8:0.2 1:0.2等	その他、兼務の条件（FA）
同一事業所内の別の職種	回答欄	回答欄(左:管理者 右:各職種)	回答欄
1 サービス提供責任者	→	：	
2 生活相談員	→	：	
3 機能訓練指導員	→	：	
4 計画作成担当者	→	：	
5 介護職員（訪問介護員含む）	→	：	
6 リハビリテーション専門職	→	：	
7 栄養士			
8 医師			
9 看護職員			

3) 施設系サービス（地域密着型サービス） <介護支援専門員の兼務（同一事業所内）>

回答欄

- 1 兼務は認めていない
- 2 同一事業所内の別の職種との兼務を認めている
- 3 同一事業所内の管理者のみ兼務を認めている
- 4 その他

→ 具体的に：

（問22の「3」施設系サービス（地域密着型サービス） <介護支援専門員の兼務（同一事業所内）>」で2,3,4を選択した場合回答）

3-1) 介護支援専門員の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。【複数回答】
一部職種については、常勤換算数の定めの有無、最低常勤換算数、兼務の条件を入力ください。

回答欄	介護支援専門員との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無	兼務時に割り当てができる常勤換算数（兼務時においても常勤換算を1人と算出できる場合合計値が1を超えることも可能） （介護支援専門員：兼務先の各職種） <記入例> 0.8:0.2 1:0.2等	その他、兼務の条件（FA）
同一事業所内の別の職種	回答欄	回答欄(左:管理者 右:各職種)	回答欄
1 生活相談員	→	：	
2 支援相談員	→	：	
3 機能訓練指導員	→	：	
4 介護職員	→	：	
5 リハビリテーション専門職			
6 栄養士			
7 医師（配置基準上1人以上必要とされる常勤の医師）			
8 医師（7以外）			
9 看護職員			
10 薬剤師			

2) 在宅系サービス ＜生活相談員の兼務（同一事業所内）＞

回答欄	
	1 兼務は認めていない 2 同一事業所内の別の職種との兼務を認めている 3 同一事業所内の管理者のみ兼務を認めている 4 その他

(問23の「2」在宅系サービス＜生活相談員の兼務(同一事業所内)＞で2,3,4を選択した場合回答)

2-1) 生活相談員の業務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。【複数回答】
一部職種については、常勤換算数の定めの有無、最低常勤換算数、兼務の条件を入力ください。

生活相談員との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無

生活相談時に割当てができる常勤換算数（兼務時においても常勤換算を1人と算出できる場合合計値が1を超えることも可能）
（生活相談員：兼務先の各職種）
<記入例>
0.8:0.2
1:0.2等

その他、兼務の条件（FA）

回答欄

同一事業所内の別の職種

- サービス提供責任者
- 介護支援専門員
- 機能訓練指導員
- 計画作成担当者
- 介護職員（訪問介護員含む）
- リハビリテーション専門職
- 栄養士
- 医師
- 看護職員

回答欄

回答欄(左:管理系 右:各職種)

回答欄

	9 看護職員
--	--------

9 看護職員

4) 在宅サービス（地域密着型サービス）＜生活相談員の兼務（同一事業所内）＞

回答欄

- 1 兼務は認めていない
- 2 同一事業所内の別の職種との兼務を認めている
- 3 同一事業所内の管理者のみ兼務を認めている
- 4 その他

具体的には：

（問23 の「4」在宅サービス（地域密着型サービス）＜生活相談員の兼務（同一事業所内）＞」で 2,3,4 を選択した場合回答）
4-1) 生活相談員の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。【複数回答】
一部職種については、常勤換算数の定め有無、最低常勤換算数、兼務の条件を入力ください。

生活相談員との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無	生活相談員との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無	兼務時に割り当てができる常勤換算数（兼務時においても常勤換算数を1人と算出できる場合合計値が1を超えることも可能） （生活相談員：兼務先の各職種） ＜記入例＞ 0.8:0.2 1:0.2 等	その他、兼務の条件（FA）
同一事業所内の別の職種	回答欄	回答欄(左:兼務者 右:各職種)	回答欄
1 サービス提供責任者			
2 介護支援専門員			
3 機能訓練指導員			
4 計画作成担当者			
5 介護職員（訪問介護員含む）			
6 リハビリテーション専門職			
7 栄養士			
8 医師			
9 看護職員			
10 オペレーター			

「担当者間で解釈・運用の齟齬が出ないための工夫について」お伺いします。

問24 人員配置基準についての引き・ガイドラインの有無についてご回答ください。

回答欄

- 1 引き・ガイドラインがあり公開している
- 2 引き・ガイドラインはあるが公開していない
- 3 ガイドライン・引きは特になし

問25 担当者間で解釈・運用の齟齬が出ないための工夫で実施しているものについてご回答ください。【複数回答】

回答欄

- 1 Q & Aを作って公開している
- 2 部署内で定期的に読み合わせ等を実施している
- 3 部署内で複数の人間で判断している
- 4 マニュアル等を作成し、部署内で共有している
- 5 指導・監査の部署と連携している
- 6 その他

具体的には：

（問25 で 1,2 を選択した場合回答）

問26 上記の更新頻度についてお答えください。

回答欄

- 1 定期的に更新をしている
具体的には： 月に1回
- 2 担当が変わる前に更新している
- 3 法改正が発生したら更新している
- 4 更新していない
- 5 その他

具体的には：

「厚生労働省からの通知・解釈について」お伺いします。

問27 人員配置に関し、省令において解釈に関する問合せが多いものがあればご回答ください。

これで調査終了です。ご協力いただきありがとうございました。

本調査票は下記URLよりご提出ください。

（ブラウザ[Chrome、Edge、Firefox、Safari]をご利用ください。インターネットエクスプローラーはセキュリティの関係からご利用いただけません。）

<https://engs.io/haich>

※もし上記サイトから送信ができない場合は、Excelファイルについてパスワードをかけない状態で下記メールアドレスに送付いただきますようお願いいたします。

r3localrule@engs.io

2 集計表一式

問 1 . 回答者が所属する自治体

図表 37 回答者が所属する自治体

		調査数	都道府県	市区町村	無回答
全体	n数	810	37	773	—
	%	100	4.6	95.4	—
都道府県	n数	37	37	—	—
	%	100	100	—	—
政令指定都市	n数	12	—	12	—
	%	100	—	100	—
中核市	n数	43	—	43	—
	%	100	—	100	—
市町村	n数	605	—	605	—
	%	100	—	100	—
広域連合に 含まれる市町村	n数	113	—	113	—
	%	100	—	100	—

問 1-1 . 都道府県

図表 38 都道府県

		調査数	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉
全体	n数	810	74	22	15	10	12	13	20	26	18	1	41
	%	100	9.1	2.7	1.9	1.2	1.5	1.6	2.5	3.2	2.2	0.1	5.1
都道府県	n数	37	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	%	100	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
政令指定都市	n数	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	%	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8.3
中核市	n数	43	1	2	1	—	1	1	3	—	1	—	3
	%	100	2.3	4.7	2.3	—	2.3	2.3	7	—	2.3	—	7
市町村	n数	605	66	18	9	9	9	11	16	25	16	—	33
	%	100	10.9	3	1.5	1.5	1.5	1.8	2.6	4.1	2.6	—	5.5
広域連合に 含まれる市町村	n数	113	6	1	4	—	1	—	—	—	—	—	3
	%	100	5.3	0.9	3.5	—	0.9	—	—	—	—	—	2.7

		千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜
全体	n数	32	38	1	13	8	6	4	12	23	20
	%	4	4.7	0.1	1.6	1	0.7	0.5	1.5	2.8	2.5
都道府県	n数	1	1	—	1	1	1	—	—	1	—
	%	2.7	2.7	—	2.7	2.7	2.7	—	—	2.7	—
政令指定都市	n数	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—
	%	8.3	—	8.3	8.3	—	—	—	—	—	—
中核市	n数	2	1	—	—	1	—	1	—	2	1
	%	4.7	2.3	—	—	2.3	—	2.3	—	4.7	2.3
市町村	n数	28	34	—	11	1	5	3	9	17	15
	%	4.6	5.6	—	1.8	0.2	0.8	0.5	1.5	2.8	2.5
広域連合に 含まれる市町村	n数	—	2	—	—	5	—	—	3	3	4
	%	—	1.8	—	—	4.4	—	—	2.7	2.7	3.5

		静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取
全体	n数	25	39	18	6	8	19	22	11	20	5
	%	3.1	4.8	2.2	0.7	1	2.3	2.7	1.4	2.5	0.6
都道府県	n数	1	1	1	—	—	1	1	1	1	1
	%	2.7	2.7	2.7	—	—	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
政令指定都市	n数	2	1	—	—	—	1	—	—	—	—
	%	16.7	8.3	—	—	—	8.3	—	—	—	—
中核市	n数	—	4	—	—	—	6	—	—	1	1
	%	—	9.3	—	—	—	14	—	—	2.3	2.3
市町村	n数	22	24	10	6	8	3	21	10	15	3
	%	3.6	4	1.7	1	1.3	0.5	3.5	1.7	2.5	0.5
広域連合に 含まれる市町村	n数	—	9	7	—	—	8	—	—	3	—
	%	—	8	6.2	—	—	7.1	—	—	2.7	—

		島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀
全体	n数	15	12	17	10	8	11	12	7	48	17
	%	1.9	1.5	2.1	1.2	1	1.4	1.5	0.9	5.9	2.1
都道府県	n数	1	1	1	1	1	1	-	-	-	1
	%	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	-	-	-	2.7
政令指定都市	n数	-	1	1	-	-	-	-	-	2	-
	%	-	8.3	8.3	-	-	-	-	-	16.7	-
中核市	n数	1	-	2	1	-	-	1	1	1	-
	%	2.3	-	4.7	2.3	-	-	2.3	2.3	2.3	-
市町村	n数	3	10	13	8	5	10	11	6	19	3
	%	0.5	1.7	2.1	1.3	0.8	1.7	1.8	1	3.1	0.5
広域連合に 含まれる市町村	n数	10	-	-	-	2	-	-	-	26	13
	%	8.8	-	-	-	1.8	-	-	-	23	11.5

		長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	無回答
全体	n数	11	13	11	10	20	6	-
	%	1.4	1.6	1.4	1.2	2.5	0.7	-
都道府県	n数	1	1	1	1	1	-	-
	%	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	-	-
政令指定都市	n数	-	-	-	-	-	-	-
	%	-	-	-	-	-	-	-
中核市	n数	1	-	1	-	-	1	-
	%	2.3	-	2.3	-	-	2.3	-
市町村	n数	6	12	9	9	19	5	-
	%	1	2	1.5	1.5	3.1	0.8	-
広域連合に 含まれる市町村	n数	3	-	-	-	-	-	-
	%	2.7	-	-	-	-	-	-

問 6 . 介護保険事務（指定申請・指導監査等人員配置基準にかかる事務）の実施主体（複数回答）

図表 39 介護保険事務（指定申請・指導監査等人員配置基準にかかる事務）の実施主体

		調査数	広域連 合、事務 組合の形 成や、委 託等は実 施してい ない	広域連合 を形成し ている	事務組合 を形成し ている	委託先	その他	無回答
全体	n数	809	689	73	25	6	16	2
	%	100	85.2	9	3.1	0.7	2	0.2
都道府県	n数	44	37	5	－	2	2	－
	%	100	84.1	11.4	－	4.5	4.5	－
政令指定都市	n数	12	11	－	－	1	－	－
	%	100	91.7	－	－	8.3	－	－
中核市	n数	43	41	1	－	－	1	－
	%	100	95.3	2.3	－	－	2.3	－
市町村	n数	602	600	－	－	－	－	2
	%	100	99.7	－	－	－	－	0.3
広域連合に 含まれる市町村	n数	108	－	67	25	3	13	－
	%	100	－	62	23.1	2.8	12	－

問 8 . 2020 年末時点での人口

図表 40 2020 年時点での人口

		調査数	5 万人以 下	5 万人～ 20万人	20万人～ 50万人	50万人以 上	無回答
全体	n数	810	440	239	69	59	3
	%	100	54.3	29.5	8.5	7.3	0.4
都道府県	n数	37	－	－	－	37	－
	%	100	－	－	－	100	－
政令指定都市	n数	12	－	－	－	12	－
	%	100	－	－	－	100	－
中核市	n数	43	－	1	37	5	－
	%	100	－	2.3	86	11.6	－
市町村	n数	605	358	214	27	5	1
	%	100	59.2	35.4	4.5	0.8	0.2
広域連合に 含まれる市町村	n数	113	82	24	5	－	2
	%	100	72.6	21.2	4.4	－	1.8

問 9 . 指定権限を有するサービスについて伺います。(複数選択)

図表 41 指定権限を有するサービスについて

		調査数	施設系 サービス	在宅系 サービス	施設系 サービス (地域密 着型)	在宅系 サービス (地域密 着型)	指定居宅 介護支援	無回答
全体	n数	810	106	144	754	754	760	3
	%	100	13.1	17.8	93.1	93.1	93.8	0.4
都道府県	n数	37	37	37	—	—	—	—
	%	100	100	100	—	—	—	—
政令指定都市	n数	12	12	12	12	12	12	—
	%	100	100	100	100	100	100	—
中核市	n数	43	43	43	43	43	43	—
	%	100	100	100	100	100	100	—
市町村	n数	605	7	32	589	588	594	2
	%	100	1.2	5.3	97.4	97.2	98.2	0.3
広域連合に 含まれる市町村	n数	113	7	20	110	111	111	1
	%	100	6.2	17.7	97.3	98.2	98.2	0.9

問 10. 「指定申請」「指導・監査」を実施している部署をお答えください。

図表 42 「指定申請」「指導・監査」を実施している部署

		調査数	同じ部署 で実施し ている	部署を分 けて実施 している	無回答
全体	n数	810	698	111	1
	%	100	86.2	13.7	0.1
都道府県	n数	37	19	18	—
	%	100	51.4	48.6	—
政令指定都市	n数	12	7	5	—
	%	100	58.3	41.7	—
中核市	n数	43	22	21	—
	%	100	51.2	48.8	—
市町村	n数	605	573	32	—
	%	100	94.7	5.3	—
広域連合に 含まれる市町村	n数	113	77	35	1
	%	100	68.1	31	0.9

問 11. 人員配置基準について、問い合わせの頻度が高いものをお答えください。

図表 43 人員配置基準について、問い合わせの頻度が高いもの

		調査数	人員配置基準のうち、「実情に応じた適当数」について	人員配置基準のうち、「兼務」の範囲について	人員配置基準のうち、役職ごとの「資格要件」について	人員配置基準のうち、「同一敷地」「サテライト」間における「兼務」について	その他	無回答
全体	n数	810	87	478	112	44	81	8
	%	100	10.7	59	13.8	5.4	10	1
都道府県	n数	37	2	24	8	2	1	－
	%	100	5.4	64.9	21.6	5.4	2.7	－
政令指定都市	n数	12	2	8	－	2	－	－
	%	100	16.7	66.7	－	16.7	－	－
中核市	n数	43	1	36	2	1	3	－
	%	100	2.3	83.7	4.7	2.3	7	－
市町村	n数	605	76	334	87	27	74	7
	%	100	12.6	55.2	14.4	4.5	12.2	1.2
広域連合に含まれる市町村	n数	113	6	76	15	12	3	1
	%	100	5.3	67.3	13.3	10.6	2.7	0.9

問 12. 人員配置基準について問合せがあった場合、部署内での連絡・書面化の状況について、お答えください。

図表 44 人員配置基準について問合せがあった場合、部署内での連絡・書面化の状況について

		調査数	問い合わせがあった場合も特に記録には残していない	問い合わせがあった場合は、書面等に記録を残している	問い合わせがあった場合は、書面等に記録を残し、部署内に情報共有している	問い合わせがあった場合は、書面等に記録は残していないが部署内で情報共有をしている。	その他	無回答
全体	n数	810	193	126	224	176	87	4
	%	100	23.8	15.6	27.7	21.7	10.7	0.5
都道府県	n数	37	－	5	20	3	9	－
	%	100	－	13.5	54.1	8.1	24.3	－
政令指定都市	n数	12	1	1	2	5	3	－
	%	100	8.3	8.3	16.7	41.7	25	－
中核市	n数	43	4	－	14	8	17	－
	%	100	9.3	－	32.6	18.6	39.5	－
市町村	n数	605	175	109	159	114	45	3
	%	100	28.9	18	26.3	18.8	7.4	0.5
広域連合に含まれる市町村	n数	113	13	11	29	46	13	1
	%	100	11.5	9.7	25.7	40.7	11.5	0.9

問 13. 人員配置基準の解釈の考え方について省令で定められた「管理上支障がない場合」の定義について具体的な数値等を設けていますか。

図表 45 人員配置基準の解釈の考え方について省令で定められた「管理上支障がない場合」の定義について具体的な数値等を設けていますか

		調査数	自治体で 条例で具 体的な数 値等を設 定している	ガイドラ イン・手引 き等で具 体的な数 値等を設 定している	部署内で 参考とな る数値等 を設定して いる	状況を確認 し、極端 な事例で ない場合 は「管理 上支障な い」として いる	その他	無回答
全体	n数	810	2	15	22	703	66	2
	%	100	0.2	1.9	2.7	86.8	8.1	0.2
都道府県	n数	37	－	1	2	33	1	－
	%	100	－	2.7	5.4	89.2	2.7	－
政令指定都市	n数	12	－	1	3	8	－	－
	%	100	－	8.3	25	66.7	－	－
中核市	n数	43	－	3	4	33	3	－
	%	100	－	7	9.3	76.7	7	－
市町村	n数	605	2	4	13	537	48	1
	%	100	0.3	0.7	2.1	88.8	7.9	0.2
広域連合に 含まれる市町村	n数	113	－	6	－	92	14	1
	%	100	－	5.3	－	81.4	12.4	0.9

問 14. 人員配置基準の解釈の考え方について省令で定められた「利用者の処遇に支障がない」範囲の定義について具体的な定義についてお答えください。（自由記述）

図表 46 人員配置基準の解釈の考え方について省令で定められた「利用者の処遇に支障がない」範囲の具体的な定義

記入件数 計 25 件
○ 「2 職種まで（推奨含む）」等（12 件）
○ 「3 職種まで」等（4 件）
○ 「常勤換算、業務状況で判断」等（3 件）
○ 「都道府県に準じている」等（3 件）
○ 「同一敷地内のみ可」等（2 件）
「職種ごとに判断」（1 件）等

問 15. 人員配置基準の解釈の考え方について省令で定められた「利用者の処遇に支障がない」範囲の定義について具体的な数値等を設けていますか。

図表 47 人員配置基準の解釈の考え方について省令で定められた「利用者の処遇に支障がない」範囲の定義について具体的な数値等を設けていますか

		調査数	自治体で 条例で具 体的な数 値等を設 定している	ガイドラ イン・手引 き等で具 体的な数 値等を設 定している	部署内で 参考とな る数値等 を設定して いる	状況を確認 し、極端 な事例で ない場合 は「利用 者の処遇 に支障が ない」とし ている	その他	無回答
全体	n数	810	1	3	7	747	50	2
	%	100	0.1	0.4	0.9	92.2	6.2	0.2
都道府県	n数	37	－	－	1	35	1	－
	%	100	－	－	2.7	94.6	2.7	－
政令指定都市	n数	12	－	－	1	11	－	－
	%	100	－	－	8.3	91.7	－	－
中核市	n数	43	－	2	1	38	2	－
	%	100	－	4.7	2.3	88.4	4.7	－
市町村	n数	605	1	1	4	557	41	1
	%	100	0.2	0.2	0.7	92.1	6.8	0.2
広域連合に 含まれる市町村	n数	113	－	－	－	106	6	1
	%	100	－	－	－	93.8	5.3	0.9

その他 記入件数 計 49 件

- 「所属する都道府県、近隣自治体を参考に判断」等（28 件）
- 「状況により判断」等（8 件）
- 「具体的な職種数、勤務時間（常勤換算数）等を定めている」等（5 件）

等

問 16 「利用者の処遇に支障がない」の具体的な定義についてお答えください。

図表 48 人員配置基準の解釈の考え方について省令で定められた「利用者の処遇に支障がない」範囲の定義

記入件数 計 9 件

- 「2 職種まで」（4 件）
- 「3 職種」（2 件）
- 「都道府県に準じている」（1 件）
- 「首長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内」（1 件）
- 「職種ごとに判断」（1 件）

等

問 17 「管理上支障がない場合」「利用者の処遇に支障がない」「実情に応じた適当数」等の定義について他の自治体と認識が違う等の問い合わせがあったケースがあれば具体例

図表 49 人員配置基準の解釈の考え方について省令で定められた「管理上支障がない場合」「利用者の処遇に支障がない」「実情に応じた適当数」等の定義

記入件数 計 170 件

- 「兼務の職種数」等 (13 件)
- 「管理者と機能訓練指導員を兼務する場合、加算の算定が可否(個別機能訓練加算は算定できないが原則だが、加算できる自治体がある)」等 (2 件)
- 「都道府県の指定サービスとの整合性」等 (2 件)
- 「具体的な定義・勤務時間」等 (2 件)
- 「他の自治体と違う解釈をしている(自分たちが国の解釈に沿っている場合)、該当の自治体に確認をとった」等 (2 件)
- <その他>
- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員配置基準について、定期巡回サービスを行う訪問介護員と随時訪問サービスを行う訪問介護員を兼務可能としているが、他の自治体では兼務不可としていると聞いたケースがある。」(1 件)
- 「管理者の配置における専従要件について、「管理上支障がない場合」であっても、勤務時間又はサービス提供時間を通じて管理業務に従事している必要があるとしている自治体があると聞いている。(例：通所介護において、管理者と個別機能訓練加算の人員要件である機能訓練指導員とで、勤務表上明確に時間を分けて、それぞれの時間帯で専従している場合に、管理上支障がない場合であっても、要件を満たさないとする自治体がある。)」(1 件)
- 「居宅介護支援事業所の管理者兼ケアマネ 1 名のみの事業所について、1 週間の営業日を、週 5 日(40 時間)から週 4 日(週 32 時間)に変更して常勤とし、残りの 1 日をグループホームの非常勤の計画作成担当者として勤務可能か問い合わせがあり、国は、週 4 日では、居宅介護支援事業所の管理者として管理上支障があるとの回答があり、県は、週 32 時間勤務しているため、居宅介護支援事業所の管理者の常勤を満たし、1 日はグループホームで非常勤として兼務可能という回答であったが、仮に両方の事業所の勤務時間を常勤換算すると、1 人の人間が 1.0 以上の換算となるため、町としてはそれぞれの事業所で非常勤として扱う旨の回答を行った。」(1 件)
- 「特になし」(138 件)
- 「管理者、介護支援専門員、介護員との 3 つの兼務について。同一敷地内の複数事業の管理者の兼務とその管理者の生活相談員、介護員との兼務について。」
- 「通所介護の生活相談員と介護職員について、本市は営業日及び単位ごとに必ず常勤のどちらかの職員を配置しておかないといけないという取り扱いをしている

こと。」

- 「全国的に展開している事業者等については、他の自治体と認識が違う可能性がある前提で、本市の認識を確認するため、あらかじめ問い合わせをされるケースがある。」
- 「介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護の管理者と介護職員（夜勤含む）の兼務について。本市では、管理者が利用者への直接処遇に入ってしまうと、全体の管理業務に支障をきたすことになるとして原則不可としている。夜勤であれば、なおそのような事態が増えしまうと認識している。ただし、他市については、積極的にではないが、兼務を認めている事例があるため、本市にも認めてほしいという問い合わせがあった。」
- 「「管理上支障がない場合」：他市町は、その日に2兼務であれば、3兼務しても構わない。（月曜：管理者・介護職員、火曜日：管理者・生活相談員、肩書は管理者兼介護職員兼生活相談員）」
- 「グループホームの管理者兼介護職員について：本市は「同時並行での兼務の場合、管理者も介護職員も8時間ずつとしてカウント」としているが、他市では「管理業務4時間、介護職員4時間とし、管理業務に専従の時間は省くように」としている。」
- 「「他市町村からは具体的な定めがあるが、貴市ではあるのか？」と問い合わせがあり、支障がなければ可とし具体的な定めはないと回答している。実地指導等で支障が出ていると判断した場合は指摘をする旨も伝えている。」

等

問 18.1) 施設系サービス＜管理者の兼務（同一事業所内）について＞：管理者の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 50 施設系サービス＜管理者の兼務（同一事業所内）について＞：管理者の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲について

		調査数	管理者と別の職種の兼務は認められていない	管理者と別の職種の兼務は認められている(上限なし)	管理者と別の職種の兼務は認められている(上限あり)	介護サービスにより異なるものがある	状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている	その他	無回答
全体	n数	106	1	20	20	10	42	13	－
	%	100	0.9	18.9	18.9	9.4	39.6	12.3	－
都道府県	n数	37	1	6	2	7	17	4	－
	%	100	2.7	16.2	5.4	18.9	45.9	10.8	－
政令指定都市	n数	12	－	2	3	－	7	－	－
	%	100	－	16.7	25	－	58.3	－	－
中核市	n数	43	－	9	8	3	15	8	－
	%	100	－	20.9	18.6	7	34.9	18.6	－
市町村	n数	7	－	3	－	－	3	1	－
	%	100	－	42.9	－	－	42.9	14.3	－
広域連合に含まれる市町村	n数	7	－	－	7	－	－	－	－
	%	100	－	－	100	－	－	－	－

「介護サービスにより異なるものがある」についての詳細

＜介護老人福祉施設＞

- 特別養護老人ホームについては、直接処遇職員が兼務できる範囲が限られている等。
- 特別養護老人ホームにおいては、管理者と直接処遇職員（介護職員・看護職員・生活相談員）との兼務は認めていない。
- 介護老人福祉施設は別の職種との兼務は1件のみ認めている。
- 特別養護老人ホームは、管理者と生活相談員の兼務を認めてない。（老人福祉法の規定による）
- 特養の施設長が兼務している事例は見られない。
- 介護支援専門員との兼務可。その他施設については、管理者を医師としているため、医師との兼務可。

＜介護老人保健施設＞

- 老人保健施設、介護医療院は医師のみ兼務可。
- 兼務先が介護老人福祉施設で直接入所者の処遇にあたる生活相談員、介護職員、看護職員については、専従規定があるため、管理者との兼務はできないものと考えている。

- 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院は、同一敷地内の併設（同一法人）の病院または診療所の医師以外の兼務は不可。
- 介護老人保健施設、介護医療院は医師との兼務
- 老健施設は、医師が管理者を務めることとしている。
- <全体>
- 独自基準は設けておらず、サービス毎に省令等に定める兼務を認めている（極端なケースでなければ認めている）

等

その他の詳細

その他

- 管理者と直接処遇職員以外の職務との兼務は一つまで認めている。
- おおむね兼務は2職種までとしている。
- 兼務する職種による。
- 原則本体施設の管理業務に従事するものであるが、管理業務に支障がない場合は兼務を認めている。
- 老健については医師を兼ねる。その他の施設種別については、管理者が他職種を兼ねることは想定しないが、必ずしも規制しない。
- 直接処遇職員との兼務は認めていない。
- 兼務事例がある場合には、その都度各サービスの基準と施設等の状況を確認の上、可否を判断している。予め兼務可能職種等を定めることはしていない。 等（3件）
- 同一時間帯での兼務は管理者含めて2職種までとしている。
- 管内施設で他の職種と兼務を行っている管理者はいないが、兼務を希望される場合は個々の状況に応じて判断することになる。
- 三職種の兼務の禁止等、サービスや当該管理者の兼務状況に応じて、管理者の業務に支障が無いと考えられる職種の兼務を認めている。

等

問 18.1-1) 【問 18.1) 施設系サービス＜管理者の兼務（同一事業所内）について＞で 「兼務は認められている」「介護サービスにより異なるものがある」「極端なケースではない場合は認めている」「その他」を選択した場合回答】管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。（複数選択）

図表 51 管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）について

		調査数	介護支援 専門員	生活相談 員	支援相談 員	機能訓練 指導員	リハビリ テーション 専門職	栄養士	医師（配 置基準上 1人以上 必要とされ る常勤の 医師）
全体	n数	105	88	80	83	84	82	83	89
	%	100	83.8	76.2	79	80	78.1	79	84.8
都道府県	n数	36	28	24	27	28	28	27	32
	%	100	77.8	66.7	75	77.8	77.8	75	88.9
政令指定都市	n数	12	11	9	10	11	10	11	10
	%	100	91.7	75	83.3	91.7	83.3	91.7	83.3
中核市	n数	43	38	36	36	35	34	35	37
	%	100	88.4	83.7	83.7	81.4	79.1	81.4	86
市町村	n数	7	4	4	3	3	3	3	3
	%	100	57.1	57.1	42.9	42.9	42.9	42.9	42.9
広域連合に 含まれる市町村	n数	7	7	7	7	7	7	7	7
	%	100	100	100	100	100	100	100	100

		医師（7以 外）	看護職員	介護職員	薬剤師	無回答
全体	n数	82	76	80	80	8
	%	78.1	72.4	76.2	76.2	7.6
都道府県	n数	28	24	24	27	3
	%	77.8	66.7	66.7	75	8.3
政令指定都市	n数	10	9	10	10	－
	%	83.3	75	83.3	83.3	－
中核市	n数	35	33	35	34	2
	%	81.4	76.7	81.4	79.1	4.7
市町村	n数	2	3	4	2	3
	%	28.6	42.9	57.1	28.6	42.9
広域連合に 含まれる市町村	n数	7	7	7	7	－
	%	100	100	100	100	－

その他、兼務の条件

<介護支援専門員>

- 管理業務に支障がないとき
- 業務支障がない場合、有資格であるか
- 状況確認し、その都度判断している
- 管理者としても兼務の職種としてもどちらも一人分として計算
- 1日の半分以上は管理業務
- 過去の経験等を勘案して、管理者としてふさわしいと認められる者であること。
(介護老人保健施設)

<生活相談員>

- 管理業務に支障がないとき
- 状況確認し、その都度判断している
- 1日の勤務の半分以上は管理者の業務に就くこと
- 管理者業務を最低1時間以上実施すること
- 特養の場合、直接処遇職員は専従義務あり（特養省令解釈基準）。

<支援専門員>

- 管理業務に支障がないとき
- 状況確認し、その都度判断している
- 1日の勤務の半分以上は管理者の業務に就くこと
- 管理者業務を最低1時間以上実施すること

<機能訓練指導員>

- 業務支障がない場合、有資格であるか
- 管理業務に支障がないとき
状況確認し、その都度判断している
- 1日の勤務の半分以上は管理者の業務に就くこと
- 管理者業務を最低1時間以上実施すること
- 人員基準上に限り、兼務可。管理者兼機能訓練指導員をもって、個別機能訓練加算等の加算の算定は不可。

等

問 18.1-1) -2. 【問 18.1-1) で 1 ～4 を選択した場合回答】 管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無（複数選択）

図表 52 管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無

		調査数	介護支援 専門員	生活相談 員	支援相談 員	機能訓練 指導員	無回答
全体	n数	88	17	15	15	16	71
	%	100	19.3	17	17	18.2	80.7
都道府県	n数	28	1	1	1	1	27
	%	100	3.6	3.6	3.6	3.6	96.4
政令指定都市	n数	11	2	—	1	2	9
	%	100	18.2	—	9.1	18.2	81.8
中核市	n数	38	7	7	6	6	31
	%	100	18.4	18.4	15.8	15.8	81.6
市町村	n数	4	—	—	—	—	4
	%	100	—	—	—	—	100
広域連合に 含まれる市町村	n数	7	7	7	7	7	—
	%	100	100	100	100	100	—

問 18.2) 在宅系サービス＜管理者の兼務（同一事業所内）について＞：管理者の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 53 管理者の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲について

		調査数	管理者と別の職種の兼務は認められていない	管理者と別の職種の兼務は認められている(上限なし)	管理者と別の職種の兼務は認められている(上限あり)	介護サービスにより異なるものがある	状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている	その他	無回答
全体	n数	144	2	25	34	8	64	10	1
	%	100	1.4	17.4	23.6	5.6	44.4	6.9	0.7
都道府県	n数	37	-	6	4	1	21	4	1
	%	100	-	16.2	10.8	2.7	56.8	10.8	2.7
政令指定都市	n数	12	-	2	3	2	5	-	-
	%	100	-	16.7	25	16.7	41.7	-	-
中核市	n数	43	-	9	11	4	15	4	-
	%	100	-	20.9	25.6	9.3	34.9	9.3	-
市町村	n数	32	2	8	2	1	17	2	-
	%	100	6.3	25	6.3	3.1	53.1	6.3	-
広域連合に含まれる市町村	n数	20	-	-	14	-	6	-	-
	%	100	-	-	70	-	30	-	-

「介護サービスにより異なるものがある」についての詳細

- 通所の場合は管理者と直接処遇職員である介護職員との兼務は認めない。訪問サービスの場合は管理者と介護職員との兼務は認められる。
- 県のルールに従っている。
- 独自基準は設けておらず、サービス毎に省令等に定める兼務を認めている。
- 通所介護事業所における、管理者と生活相談員の兼務。訪問介護事業所における、管理者とサービス提供責任者の兼務。訪問看護事業所における、管理者と訪問看護員の兼務。居宅介護支援事業所における、管理者と介護支援専門員の兼務。福祉用具貸与及び特定福祉用具販売事業所における、管理者と福祉用具専門相談員の兼務。福祉用具貸与及び特定福祉用具販売事業所においては、福祉用具貸与事業所の管理者兼福祉用具専門相談員と併設の特定福祉用具販売事業所の管理者兼福祉用具専門相談員との兼務も可能。
- 訪問看護については、管理者と看護職員の兼務は認めている。訪問入浴介護については、管理者と看護職員・介護職員の兼務は認めている。その他のサービスについては、管理者と直接処遇職員の兼務は認めていない。管理者と直接処遇職員以外の職務との兼務は一つまで認めている。
- 下に記載の職の他、訪問入浴介護は介護職員もしくは看護職員と兼務可、訪問看護は看護職員と兼務可。

- 管理者と直接処遇職員（介護職員、介護職員、機能訓練指導員）との兼務は原則不可としているが、上記、問 14 に記載の大阪府 HP に列挙されているものについては、兼務可としている。※機能訓練指導員については、令和 3 年度厚労省 QA により可と解釈変更。
- 三職種の兼務の禁止等、サービスや当該管理者の兼務状況に応じて、管理者の業務に支障が無いと考えられる職種の兼務を認めている。

その他の詳細

- おおむね兼務は 2 職種までとしている。
- 兼務する職種による。
- 省令に記載された事例と照らし合わせて判断している（入所施設のサービス提供は不可等）。
- 特に兼務が認められない定めがある場合を除き、原則認めている（上限なし）が、極端な場合は指導している。
- 原則本体施設の管理業務に従事するものであるが、管理業務に支障がない場合は兼務を認めている。
- 基本は専従だが実態として兼務は多い。具体的な兼務可能職種・上限数は定めていないが、3 職種以上を兼ねる場合は適宜必要性等を確認する。
- 兼務事例がある場合には、その都度各サービスの基準と施設等の状況を確認の上、可否を判断している。予め兼務可能職種等を定めることはしていない。
- 同一時間帯での兼務は管理者含めて 2 職種までとしている。

等

問 18.2-1) 【問 18.2) 在宅系サービス＜管理者の兼務（同一事業所内）について＞で 「兼務は認められている」「介護サービスにより異なるものがある」「極端なケースではない場合は認めている」「その他」を選択した場合回答】管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。（複数選択）

図表 54 管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）について

		調査数	介護支援 専門員	サービス 提供責任 者	生活相談 員	機能訓練 指導員	計画作成 担当者	リハビリ テーション 専門職
全体	n数	141	100	127	127	111	114	101
	%	100	70.9	90.1	90.1	78.7	80.9	71.6
都道府県	n数	36	22	33	32	32	29	30
	%	100	61.1	91.7	88.9	88.9	80.6	83.3
政令指定都市	n数	12	10	12	12	11	9	11
	%	100	83.3	100	100	91.7	75	91.7
中核市	n数	43	35	42	42	37	37	34
	%	100	81.4	97.7	97.7	86	86	79.1
市町村	n数	30	20	20	21	18	20	14
	%	100	66.7	66.7	70	60	66.7	46.7
広域連合に 含まれる市町村	n数	20	13	20	20	13	19	12
	%	100	65	100	100	65	95	60

		栄養士	医師	看護職員	介護職員 (訪問介 護員含む)	無回答
全体	n数	101	106	122	116	10
	%	71.6	75.2	86.5	82.3	7.1
都道府県	n数	30	30	32	33	3
	%	83.3	83.3	88.9	91.7	8.3
政令指定都市	n数	10	10	12	11	—
	%	83.3	83.3	100	91.7	—
中核市	n数	34	38	40	39	1
	%	79.1	88.4	93	90.7	2.3
市町村	n数	15	16	19	21	6
	%	50	53.3	63.3	70	20
広域連合に 含まれる市町村	n数	12	12	19	12	—
	%	60	60	95	60	—

その他、兼務の条件

<介護支援専門員>

- 管理業務に支障がない範囲
- 状況確認し、その都度判断している
- 禁止されていない兼務について条件等の定めは無い。
- 複数の事業所の管理者かつ他の職種の複数兼務は認めていない。
- 1日の勤務の半分以上は管理者の業務に就くこと
- 管理者業務を最低1時間以上実施すること
- 特にさだめはない

<サービス提供責任者>

- 管理業務に支障がないとき
- 状況確認し、その都度判断している
- サ責は訪問介護員を兼ねるため、この場合のみ管理者兼サ責兼訪問介護員の三職兼務となる
- 複数の事業所の管理者かつ他の職種の複数兼務は認めていない。
- 1日の勤務の半分以上は管理者の業務に就くこと
- 管理者業務を最低1時間以上実施すること
- 訪問介護員としては0.5（管理者兼サ責兼訪問介護員）
- 管理者が訪問介護員を兼務する際は常勤0.5となる

<生活相談員>

- 管理業務に支障がない範囲
- 状況確認し、その都度判断している
- 複数の事業所の管理者かつ他の職種の複数兼務は認めていない。
- 1日の勤務の半分以上は管理者の業務に就くこと
- 管理者業務を最低1時間以上実施すること
- 提供時間を通して配置

<機能訓練指導員>

- 管理上支障のない範囲
- 状況確認し、その都度判断している
- 複数の事業所の管理者かつ他の職種の複数兼務は認めていない。
- 1日の勤務の半分以上は管理者の業務に就くこと
- 管理者業務を最低1時間以上実施すること
- 人員基準上に限り、兼務可。管理者兼機能訓練指導員をもって、個別機能訓練加算等の加算の算定は不可。
- 管理業務に支障がないと認められる場合

＜計画作成担当者＞

- 管理業務に支障がない範囲
- 複数の事業所の管理者かつ他の職種の複数兼務は認めていない。
- 1日の勤務の半分以上は管理者の業務に就くこと
- 管理者業務を最低1時間以上実施すること

等

問 18.2-1) -2. 【問 18.2-1) で 1 ～5 を選択した場合回答】 管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無（複数選択）

図表 55 管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無

		調査数	介護支援 専門員	サービス 提供責任 者	生活相談 員	機能訓練 指導員	計画作成 担当者	無回答
全体	n数	130	13	27	26	16	21	101
	%	100	10	20.8	20	12.3	16.2	77.7
都道府県	n数	33	—	2	1	1	1	31
	%	100	—	6.1	3	3	3	93.9
政令指定都市	n数	12	2	4	4	2	1	7
	%	100	16.7	33.3	33.3	16.7	8.3	58.3
中核市	n数	42	4	7	6	5	5	35
	%	100	9.5	16.7	14.3	11.9	11.9	83.3
市町村	n数	23	—	—	1	—	—	22
	%	100	—	—	4.3	—	—	95.7
広域連合に 含まれる市町村	n数	20	7	14	14	8	14	6
	%	100	35	70	70	40	70	30

問 18.3) 施設系サービス（地域密着型）＜管理者の兼務（同一事業所内）について＞：管理者の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 56 管理者の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲について

		調査数	管理者と 別の職種 の兼務は 認められ ていない	管理者と 別の職種 の兼務は 認められ ている(上 限なし)	管理者と 別の職種 の兼務は 認められ ている(上 限あり)	介護サー ビスにより 異なるも のがある	状況を聞 いて、極 端なケー スではな い場合は 認めてい る	その他	無回答
全体	n数	754	16	176	108	13	380	60	1
	%	100	2.1	23.3	14.3	1.7	50.4	8	0.1
都道府県	n数	—	—	—	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	12	—	2	3	—	7	—	—
	%	100	—	16.7	25	—	58.3	—	—
中核市	n数	43	—	8	10	5	15	5	—
	%	100	—	18.6	23.3	11.6	34.9	11.6	—
市町村	n数	589	16	159	74	5	282	52	1
	%	100	2.7	27	12.6	0.8	47.9	8.8	0.2
広域連合に 含まれる市町村	n数	110	—	7	21	3	76	3	—
	%	100	—	6.4	19.1	2.7	69.1	2.7	—

「介護サービスにより異なるものがある」についての詳細

- 管理者兼介護支援専門員
- 同一敷地内の事業所の管理者を兼務することは認めているが、当該施設がサテライト型居住施設である場合であって、本体施設が病院又は診療所の場合は、本体施設の管理者の兼務は認めない。
- 兼務先が地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護で直接入所者の処遇にあたる生活相談員、介護職員、看護職員については、専従規定があるため、管理者との兼務はできないものと考えている。
- 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の兼務は原則2職種までと指導している。（県の解釈に合わせている）（2件）
- 地域密着特養については兼務できない職種がある。
- 認知症共同生活介護の計画作成担当、介護職の兼務について、業務に支障がない範囲を施設の状況に応じて対応している。
- 介護老人福祉施設の管理者と別の職種の兼務は認められていないが、小規模多機能型居宅介護については管理上支障がない場合は認められている。
- 認知症対応型共同生活介護では管理者兼計画作成担当者兼介護従業者を認めている。
- 地域密着型介護老人福祉施設については、介護支援専門員との兼務可。看護小規模多機能型居宅介護については、看護職員との兼務可等。上記、大阪府HPでの取り扱いを参考に判断。
- 三職種の兼務の禁止等、サービスや当該管理者の兼務状況に応じて、管理者の業務に支障が無いと考えられる職種の兼務を認めている。

等

その他の詳細

その他 記入件数

<職種数の制限>

- おおむね兼務は2職種までとしている。
- 管理者含め3職種以上の兼務は認めないことを基本とするが、職員の配置状況や聞き取りなどにより兼務が可能と判断した場合には認めるなど、柔軟に対応している。
- 同一時間帯での兼務は管理者含めて2職種までとしている。
- 上限という形ではないが、運用として2職種までを認めている。3職種以上は事情や状況等を確認している。

<職種による>

- 兼務する職種による。

- 管理者のみの兼務であれば、3職種兼務を認めるが、原則3職種以上の兼務は禁止（やむを得ない事情がある場合は要相談）
- 管理者と直接処遇職員の兼務は認めていない。管理者と直接処遇職員以外の職務との兼務は一つまで認めている。

<業務時間の定め>

- 一日の勤務の半分以上は管理者業務に就くこと、職種は管理者の他1つまでとし、職種によって制限を設けていない。
- 管理者業務1時間／日を最低限確保したうえで、すでに算定されている加算等に考慮する。

<省令の基準通りの運用>

- 基準上認められているが、該当がない
- 省令にて定められている人員、設備及び運営に関する基準どおり
- 管理者と別の職種の兼務に上限は定めていないが、「管理業務に支障がないか」「管理者が過剰業務とならないか」助言等行っている。
- 特に兼務が認められない定めがある場合を除き、原則認めている（上限なし）が、極端な場合は指導している。
- 認めているが具体的な規定はない
- 当該施設の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の他の職務に従事することができるものとする。
- 原則本体施設の管理業務に従事するものであるが、管理業務に支障がない場合は兼務を認めている。
- 上限は定めていないが、認めており、勤務実績表（勤務表）を確認し兼務の内容を把握している。
- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準に基づき個別に判断

<条例等で基準上認めている>

- 条例で兼務を認めているが、詳細までは決めていないため状況に応じて判断している。
- 規則で、兼務することができると定めていますが、これまで例がありません。

<都道府県の基準>

- 県の解釈に準じて兼務可能としている。

等

問 18.3-1) 【問 18.3) 施設系サービス（地域密着型）＜管理者の兼務（同一事業所内）について＞で「兼務は認められている」「介護サービスにより異なるものがある」「極端なケースではない場合は認めている」「その他」を選択した場合回答】管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。（複数選択）

図表 57 管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）について

		調査数	介護支援 専門員	生活相談 員	支援相談 員	機能訓練 指導員	リハビリ テーション 専門職	栄養士	医師（配 置基準上 1人以上 必要とされ る常勤の 医師）
全体	n数	737	612	546	370	483	369	416	355
	%	100	83	74.1	50.2	65.5	50.1	56.4	48.2
都道府県	n数	—	—	—	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	12	12	10	9	10	9	10	9
	%	100	100	83.3	75	83.3	75	83.3	75
中核市	n数	43	40	39	35	36	33	34	32
	%	100	93	90.7	81.4	83.7	76.7	79.1	74.4
市町村	n数	572	465	406	288	357	262	294	264
	%	100	81.3	71	50.3	62.4	45.8	51.4	46.2
広域連合に 含まれる市町村	n数	110	95	91	38	80	65	78	50
	%	100	86.4	82.7	34.5	72.7	59.1	70.9	45.5

		看護職員	介護職員	薬剤師	無回答
全体	n数	503	610	311	61
	%	68.2	82.8	42.2	8.3
都道府県	n数	—	—	—	—
	%	—	—	—	—
政令指定都市	n数	9	10	9	—
	%	75	83.3	75	—
中核市	n数	37	37	31	1
	%	86	86	72.1	2.3
市町村	n数	371	466	239	53
	%	64.9	81.5	41.8	9.3
広域連合に 含まれる市町村	n数	86	97	32	7
	%	78.2	88.2	29.1	6.4

その他、兼務の条件

- 人員配置基準を満たしていれば兼務可状況確認し、その都度判断している
- 当該事業所の管理上支障がない場合
- 当該事業所の管理上支障がない場合内訳 介護支援専門員 01.、介護員 0.2
- 加算算定要件でサービス時間中の専従の場合は除く。
- 管理者としての人員基準を満たしていれば、2種兼務を認めている
- 管理者としての人員基準を満たしていれば、2種兼務を認めている
- 指定基準や介護報酬に係る加算要件で直接処遇職員がサービス提供時間中専従になっている場合等は兼務できない
- 加算算定要件でサービス時間中の専従の場合は除く。管理上支障がない場合
- 管理上支障がない場合管理上支障がない場合管理上支障がない。介護支援専門員の人員配置基準を満たしている。
- 管理上支障がない。生活相談員の人員配置基準を満たしている。
- 各職種の業務を行うに十分な勤務時間を確保すること
- 認めた事例はないが、他に介護支援専門員が配置されている場合など
- 当該職務にあたる通常の時間により算出
- 生活相談員については、1人以上配置されており、時間帯を明確に区分できる場合さだめ無し。
- 解釈通知のとおり。
- 管理者が 0.5 以上であれば流動的に許可している。
- 基準上必要とされる員数を超えて配置される生活相談員は兼務可能
- 夜勤を伴う介護従業者の職務との兼務は認められていない週 5 日 40 時間勤務であれば、最低 5 時間を管理業務に充てる
- 管理者業務を最低 1 時間以上実施すること
- 定め等はないが、おおよその勤務割合を反映するよう伝達。常勤換算で 1 を超えることはないものと考えている。
- 同一法人に県指定の関連事業所の指定がある場合は、整合性を合わせるようにしている。
- GH において計画作成担当者と兼務を認めているが常勤換算の割合の定めの有無はない。
- 務状況等に応じ、兼務をした場合に当該職務に支障があると考えられるその他職種との兼務が無い場合（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護とその他サービスで違いあり）

等

問 18.3-1) -2. 【問 18.3-1) で 1 ～4 を選択した場合回答】 管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無（複数選択）

図表 58 管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無

		調査数	介護支援 専門員	生活相談 員	支援相談 員	機能訓練 指導員	無回答
全体	n数	642	50	54	29	43	582
	%	100	7.8	8.4	4.5	6.7	90.7
都道府県	n数	—	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	12	2	—	1	2	10
	%	100	16.7	—	8.3	16.7	83.3
中核市	n数	42	8	8	7	7	34
	%	100	19	19	16.7	16.7	81
市町村	n数	487	28	28	13	22	455
	%	100	5.7	5.7	2.7	4.5	93.4
広域連合に 含まれる市町村	n数	101	12	18	8	12	83
	%	100	11.9	17.8	7.9	11.9	82.2

問 18.4) 在宅系サービス（地域密着型）＜管理者の兼務（同一事業所内）について＞：管理者の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 59 管理者の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲について

		調査数	管理者と 別の職種 の兼務は 認められ ていない	管理者と 別の職種 の兼務は 認められ ている(上 限なし)	管理者と 別の職種 の兼務は 認められ ている(上 限あり)	介護サー ビスによ り異なる ものがある	状況を聞 いて、極 端なケー スではな い場合は 認めてい る	その他	無回答
全体	n数	754	17	173	107	9	389	59	—
	%	100	2.3	22.9	14.2	1.2	51.6	7.8	—
都道府県	n数	—	—	—	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	12	—	3	3	1	5	—	—
	%	100	—	25	25	8.3	41.7	—	—
中核市	n数	43	—	9	9	5	15	5	—
	%	100	—	20.9	20.9	11.6	34.9	11.6	—
市町村	n数	588	17	155	74	2	290	50	—
	%	100	2.9	26.4	12.6	0.3	49.3	8.5	—
広域連合に 含まれる市町村	n数	111	—	6	21	1	79	4	—
	%	100	—	5.4	18.9	0.9	71.2	3.6	—

「介護サービスにより異なるものがある」についての詳細

＜地域密着型通所介護＞

- 指定している地域密着型通所介護については兼務上限 1 としている。
- 通所介護：上限なし その他は 2 職種まで
- “地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護：生活相談員

＜定期巡回・随時対応型訪問介護/夜間対応型訪問介護＞

- 夜間対応型及び定期巡回については「極端でないケースの場合は認めている」
- 職種上限 2 件
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：オペレーター、訪問介護員及び計画作成責任者の兼務は可能
- 夜間対応型訪問介護：オペレーター、面接相談員及び訪問介護員
- 上限数は原則 2 件。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などのオペレーターが所持した携帯電話で利用者からの連絡を受けるなど、業務に支障がないと想定できる分については、三職種を認めている。
- 定期巡回について不明瞭箇所あり、その他は 2（兼務は認められている上限なし）等

その他の詳細

＜職種数の制限＞

- おおむね兼務は 2 職種までとしている。（2 件）
- 管理者のみの兼務であれば、3 職種兼務を認めるが、原則 3 職種以上の兼務は禁止（やむを得ない事情がある場合は要相談）（4 件）
- 職種は 2 つまで（管理上支障がない範囲）、管理業務のみをおこなう場合は 3 つ以上の管理者としての業務を認める。
- 3 職以上の兼務は、管理業務に支障が出かねないので、改善を促している。（2 件）
- 他の職務に従事することができる。（制限については規定なし）
- 多く兼務している場合は助言としている。
- 認めているが具体的な規定はない

＜職種による＞

- 兼務する職種による。
- 実状、管理者と生活相談員の兼務があります。

＜業務時間の定め＞

- 一日の勤務の半分以上は管理者業務に就くこと、職種は管理者の他 1 つまでとし、職種によって制限を設けていない。
- 管理者業務 1 時間／日を最低限確保したうえで、すでに算定されている加算等に

考慮する。

- 同一時間帯での兼務は管理者含めて２職種までとしている。

<省令の基準通りの運用>

- 状況を聞いて、極端なケースでなく業務に支障がなければ認めているが、基準は決めていない。(2件)
- 省令にて定められている人員、設備及び運営に関する基準どおり (5件)
- 状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めるが、現行で事例はないため次の設問は空欄とさせていただきます。
- 基準に従っている
- 当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の他の職務に従事することができるものとする。
- 原則本体施設の管理業務に従事するものであるが、管理業務に支障がない場合は兼務を認めている。
- 共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。
- 管理上支障のない場合、当該施設の他の業務。または同一敷地内にある他の事業所、施設の特定業務
- 各施設の人員基準で認められる範囲内で認めている。
- 指定基準に準じた取扱としています。
- 具体的な設定はしていないが、実地指導時に勤務形態一覧表と口頭での聞き取りにて確認し、場合によっては認めている
- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準に基づき個別に判断
-
- <条例等で基準上認めている>
- 条例で兼務を認めているが、詳細までは決めていないため状況に応じて判断している。
- 兼務事例がある場合には、その都度各サービスの基準と施設等の状況を確認の上、可否を判断している。予め兼務可能職種等を定めることはしていない。

<都道府県の基準>

- 県の解釈に準じて兼務可能としている。
- 県に確認

＜状況をきいて判断＞

☐ 状況をきいて判断する

☐ ＜指定施設がない＞

☐ 指定施設が無い

等

問 18.4-1) 【問 18.4) 在宅系サービス（地域密着型）＜管理者の兼務（同一事業所内）について＞で「兼務は認められている」「介護サービスにより異なるものがある」「極端なケースではない場合は認めている」「その他」を選択した場合回答】管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。（複数選択）

図表 60 管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）について

		調査数	生活相談員	機能訓練指導員	計画作成担当者	リハビリテーション専門職	栄養士	医師
全体	n数	737	620	541	528	342	330	329
	%	100	84.1	73.4	71.6	46.4	44.8	44.6
都道府県	n数	—	—	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	12	12	11	10	9	9	8
	%	100	100	91.7	83.3	75	75	66.7
中核市	n数	43	42	37	38	30	30	31
	%	100	97.7	86	88.4	69.8	69.8	72.1
市町村	n数	571	468	403	395	269	259	249
	%	100	82	70.6	69.2	47.1	45.4	43.6
広域連合に含まれる市町村	n数	111	98	90	85	34	32	41
	%	100	88.3	81.1	76.6	30.6	28.8	36.9

		看護職員	介護職員（訪問介護員含む）	オペレーター	無回答
全体	n数	531	613	447	59
	%	72	83.2	60.7	8
都道府県	n数	—	—	—	—
	%	—	—	—	—
政令指定都市	n数	11	11	12	—
	%	91.7	91.7	100	—
中核市	n数	37	39	40	1
	%	86	90.7	93	2.3
市町村	n数	388	462	315	51
	%	68	80.9	55.2	8.9
広域連合に含まれる市町村	n数	95	101	80	7
	%	85.6	91	72.1	6.3

その他、兼務の条件

- 人員配置基準を満たしていれば兼務可
- 状況確認し、その都度判断している
- 管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる
- 管理者としての人員基準を満たしていれば、2種兼務を認めている
- 指定基準や介護報酬に係る加算要件で直接処遇職員がサービス提供時間中専従になっている場合等は兼務できない
- 各職種の業務を行うに十分な勤務時間を確保すること
- 場合社会福祉士・精神保健福祉士・社会福祉主事任用資格等
- 生活相談員については、1人以上配置されており、時間帯を明確に区分できる場合
- 1日の半分以上は管理業務
- 1日の勤務の半分以上は管理者の業務に就くこと2人以上の場合は兼務可
- 週5日40時間勤務であれば、最低5時間を管理業務に充てる
- 管理者業務を最低1時間以上実施すること
- 必要な資格を有していること
- 基準省令・解釈通知のとおり
- 個別機能訓練加算の要件となる機能訓練指導員は兼務できない
- 生活相談員、看護職員、介護職員のいずれか1つと兼務可

等

問 18.4-1) -2. 【問 18.4-1) で 1 ～3 を選択した場合回答】 管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無（複数選択）

図表 61 管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無

		調査数	生活相談員	機能訓練指導員	計画作成担当者	無回答
全体	n数	642	59	44	38	582
	%	100	9.2	6.9	5.9	90.7
都道府県	n数	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	12	4	2	—	8
	%	100	33.3	16.7	—	66.7
中核市	n数	42	6	5	4	36
	%	100	14.3	11.9	9.5	85.7
市町村	n数	487	31	25	23	455
	%	100	6.4	5.1	4.7	93.4
広域連合に含まれる市町村	n数	101	18	12	11	83
	%	100	17.8	11.9	10.9	82.2

問 18.5) 指定居宅介護支援＜管理者の兼務（同一事業所内）について＞：管理者の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 62 管理者の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲について

		調査数	管理者と別の職種の兼務は認められていない	管理者と別の職種の兼務は認められている(上限なし)	管理者と別の職種の兼務は認められている(上限あり)	状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている	その他	無回答
全体	n数	760	16	249	114	318	58	5
	%	100	2.1	32.8	15	41.8	7.6	0.7
都道府県	n数	—	—	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	12	—	5	3	3	1	—
	%	100	—	41.7	25	25	8.3	—
中核市	n数	43	—	12	15	10	5	1
	%	100	—	27.9	34.9	23.3	11.6	2.3
市町村	n数	594	16	195	69	267	44	3
	%	100	2.7	32.8	11.6	44.9	7.4	0.5
広域連合に含まれる市町村	n数	111	—	37	27	38	8	1
	%	100	—	33.3	24.3	34.2	7.2	0.9

その他の詳細

<職種数の制限>

- 3 職種以上の兼務は禁止（やむを得ない事情がある場合は要相談）
- 管理者兼介護支援専門員の他にあと 1 つの職種の兼務まで認められる。
- おおむね兼務は 2 職種までとしている。
- 兼務は認められる。数値として上限値は示していないが、現実的に考えて 1 件以上の兼務は困難と考える。相談があればそのように答える。
- 他のサービス事業所の管理者等との兼務が無い場合、同一事業所内の介護支援専門員との兼務は可能。

<職種による>

- 管理者兼介護支援専門員
- 兼務する職種による。
- （主任）介護支援専門員との兼務は認めているが、それ以外の兼務については事例なし
- 同一事業所内の介護支援専門員
- 当該事業所の他の職務
- 介護支援専門員の職務に従事する場合
- 管理者、介護支援専門員及び同一施設の管理者は認めていない。
-

<省令の基準通りの運用>

- 省令にて定められている人員、設備及び運営に関する基準どおり
- 特に兼務が認められない定めがある場合を除き、原則認めている（上限なし）が、極端な場合は指導している。
- 管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がないこと
- 原則本体施設の管理業務に従事するものであるが、管理業務に支障がない場合は兼務を認めている。
- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に基づき判断
-
- <都道府県の基準>
- 県の解釈に準じて兼務可能としている。
- 県に確認

等

問 18.5-1) 【問 18.5) 指定居宅介護支援＜管理者の兼務（同一事業所内）について＞で「兼務は認められている」「介護サービスにより異なるものがある」「極端なケースではない場合は認めている」「その他」を選択した場合回答】管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。介護支援専門員との兼務が認められていますか。

図表 63 管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）について、介護支援専門員との兼務が認められていますか。

		調査数	はい	いいえ	無回答
全体	n数	739	726	4	9
	%	100	98.2	0.5	1.2
都道府県	n数	—	—	—	—
	%	—	—	—	—
政令指定都市	n数	12	12	—	—
	%	100	100	—	—
中核市	n数	42	42	—	—
	%	100	100	—	—
市町村	n数	575	563	4	8
	%	100	97.9	0.7	1.4
広域連合に含まれる市町村	n数	110	109	—	1
	%	100	99.1	—	0.9

問 19.1) 施設系サービス＜同一敷地内の別の事業所の従業員＞：管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 64 管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）について、認められている範囲について

		調査数	管理者の複数の事業所での兼務は認められていない	管理者の複数の事業所での兼務は認められている(上限なし)	管理者の複数の事業所での兼務は認められている(上限あり)	兼務元(管理者)の介護サービスにより異なるものがある	兼務先の介護サービスにより異なるものがある	状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている	その他	無回答
全体	n数	106	12	10	16	1	9	42	16	—
	%	100	11.3	9.4	15.1	0.9	8.5	39.6	15.1	—
都道府県	n数	37	6	2	2	1	2	20	4	—
	%	100	16.2	5.4	5.4	2.7	5.4	54.1	10.8	—
政令指定都市	n数	12	—	—	2	—	2	5	3	—
	%	100	—	—	16.7	—	16.7	41.7	25	—
中核市	n数	43	6	5	5	—	5	14	8	—
	%	100	14	11.6	11.6	—	11.6	32.6	18.6	—
市町村	n数	7	—	3	—	—	—	3	1	—
	%	100	—	42.9	—	—	—	42.9	14.3	—
広域連合に含まれる市町村	n数	7	—	—	7	—	—	—	—	—
	%	100	—	—	100	—	—	—	—	—

「兼務先の介護サービスにより異なるものがある(具体的に)」についての詳細(問 19 総括)

- 介護老人福祉施設(地域密着型含む)の機能訓練指導員・介護支援専門員、介護老人保健施設の介護支援専門員
- 介護療養型医療施設の介護支援専門員・作業療法士・精神保健福祉士又はこれに準ずるもの
- 介護医療院の介護支援専門員
- 特定施設入居者生活介護(地域密着型含む)の機能訓練指導員・計画作成担当者
- 認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者は兼務不可
- 専従要件のある訪問介護のサービス提供責任者
- 認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーター、(地域密着型)
- 介護老人福祉施設(入居者生活介護)で直接入所者の処遇にあたる生活相談員、介護職員、看護職員は兼務できないと考える。
- 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院は、同一敷地内の併設(同一法人)の病院または診療所の医師以外の兼務は不可。特養は別の職種との兼務は1件のみ認めている。
- 訪問介護員や介護支援専門員、直接介護を行う介護職員との兼務は認めていない。
- 他のサービスの人員基準に抵触する場合。
- 特別養護老人ホームの直接処遇職員(介護職員・看護職員・生活相談員)との兼務は認めていない。
- 訪問系サービス事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は管理業務に支障があると考えられるため認められない

その他の詳細(問 19 総括)

<職種数の制限>

- 基本的に兼務不可
- おおむね兼務は2職種までとしている。
- 職種は2つまでの兼務が可能。管理業務のみを行う場合は3つまでの管理者としての兼務が可能。

<職種による>

- 兼務する職種による。
- 原則本体施設の管理業務に従事するものであるが、管理業務に支障がない場合は兼務を認めている。
- 特別養護老人ホームの直接処遇職員と兼務する場合は、兼務が認められないことがある。
- 原則兼務は1件まで(主の管理者と併せて2件)。別事業所の直接処遇を行う職種

は管理業務に支障があるとみなし原則兼務不可。

- 介護保険外の事業との兼務は認めている。
- 訪問系サービスの訪問介護員や訪問看護職員等，事業所の外に出ることが想定される業務の場合は，従事する時間が少なく，施設の管理に影響がなければ認められる。
- 介護老人保健施設と介護医療院の管理者と医師の兼務のみ兼務可能。
- 利用者へ直接処遇する介護職員，看護職員との兼務は認めていない。

<省令の基準通りの運用>

- 状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている。
- 基準省令に基づき判断している。
- 特に兼務が認められない定めがある場合を除き、原則認めている（上限なし）

<状況をきいて判断>

- その都度各サービスの基準と施設等の状況を確認の上、可否を判断している。予め兼務可能職種等を定めることはしていない。

等

問 19.1-1) 【問 19.1) 施設系サービス＜同一敷地内の別の事業所の従業員＞で「兼務は認められている」「介護サービスにより異なるものがある」「極端なケースではない場合は認めている」「その他」を選択した場合回答】管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一敷地内の別の事業所の従業員）についてお答えください。（複数選択）

図表 65 管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一敷地内の別の事業所の従業員）について

		調査数	介護支援 専門員	サービス 提供責任 者	生活相談 員	機能訓練 指導員	計画作成 担当者	リハビリ テーション 専門職	栄養士
全体	n数	94	63	47	63	64	54	64	63
	%	100	67	50	67	68.1	57.4	68.1	67
都道府県	n数	31	24	19	22	23	23	23	22
	%	100	77.4	61.3	71	74.2	74.2	74.2	71
政令指定都市	n数	12	7	6	6	7	7	7	7
	%	100	58.3	50	50	58.3	58.3	58.3	58.3
中核市	n数	37	21	18	24	24	20	24	24
	%	100	56.8	48.6	64.9	64.9	54.1	64.9	64.9
市町村	n数	7	4	4	4	3	4	3	3
	%	100	57.1	57.1	57.1	42.9	57.1	42.9	42.9
広域連合に 含まれる市町村	n数	7	7	—	7	7	—	7	7
	%	100	100	—	100	100	—	100	100

		医師	看護職員	介護職	オペレー ター	その他	無回答
全体	n数	70	60	61	47	19	12
	%	74.5	63.8	64.9	50	20.2	12.8
都道府県	n数	27	21	21	19	6	3
	%	87.1	67.7	67.7	61.3	19.4	9.7
政令指定都市	n数	8	6	7	6	4	1
	%	66.7	50	58.3	50	33.3	8.3
中核市	n数	25	23	23	19	9	5
	%	67.6	62.2	62.2	51.4	24.3	13.5
市町村	n数	3	3	3	3	—	3
	%	42.9	42.9	42.9	42.9	—	42.9
広域連合に 含まれる市町村	n数	7	7	7	—	—	—
	%	100	100	100	—	—	—

問 19.1-1) -2. 【問 19.1-1) で 1 ～5 を選択した場合回答】 管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無（複数選択）

図表 66 管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無

		調査数	介護支援 専門員	サービス 提供責任 者	生活相談 員	機能訓練 指導員	計画作成 担当者	無回答
全体	n数	67	13	5	12	13	5	53
	%	100	19.4	7.5	17.9	19.4	7.5	79.1
都道府県	n数	25	1	1	1	1	1	24
	%	100	4	4	4	4	4	96
政令指定都市	n数	7	1	1	－	1	1	6
	%	100	14.3	14.3	－	14.3	14.3	85.7
中核市	n数	24	4	3	4	4	3	19
	%	100	16.7	12.5	16.7	16.7	12.5	79.2
市町村	n数	4	－	－	－	－	－	4
	%	100	－	－	－	－	－	100
広域連合に 含まれる市町村	n数	7	7	－	7	7	－	－
	%	100	100	－	100	100	－	－

その他、兼務の条件(施設系（地域密着含）サービス総括)

- 管理上支障がない場合
- 状況確認し、その都度判断している
- 施設系サービスの介護支援専門員（基準以上に配置されている者を除く。）を兼務している場合は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員との兼務はできない。
- 管理者訪問系サービス事業所のサービス提供を行う従業者以外であれば、個々の状況に応じて判断する問合せや申請内容、法的根拠に基づいて判断している。
- ○をつけた職種等に関して、事業所内で従事する職種は認めるが、利用者宅への訪問等、事業所以外に頻繁に出る必要のある職種は原則認めていない。
- 介護老人福祉施設については基準上必要とされる員数を超えて配置される生活相談員は兼務可能
- 1日の勤務の半分以上は管理者の業務に就くこと
- 介護老人福祉施設については基準上必要とされる員数を超えて配置される生活相談員は兼務可能
- 同一事業所内で常勤の介護支援専門員としての職務を兼務している場合を除き、管理業務に支障がない範囲
- 管理者の兼務は、同一敷地内の別事業所の管理者又は同一事業所の他職種、サテライト施設の管理者のみ認めている。管理者を兼務する場合は認めている。
- 特にさだめはない
- 原則別の事業所の管理者のみ。その他職種については業務に支障がないか、個別判断。
- 管理上支障のない範囲
- 法人職員等
- 特養の場合、直接処遇職員は専従義務あり（特養省令解釈基準）。
- 特定施設の計画作成担当者は当該施設におけるほかの業務以外に従事することが認められていないため不可
- GHの介護支援専門員の計画作成担当者については兼務不可（GH側の要件）
- 同一法人に県指定の関連事業所の指定がある場合は、整合性を合わせるようにしている。

等

問 19-1-2) 【問 19.1) 施設系サービス＜同一敷地内の別の事業所の従業員＞で「兼務は認められている」「介護サービスにより異なるものがある」「極端なケースではない場合は認めている」「その他」を選択した場合回答】管理者の兼務について、介護保険外の事業との兼務についてお答えください。

図表 67 管理者の兼務について、介護保険外の事業との兼務について

		調査数	介護保険 外の職種 について は兼務が できない	介護保険 外の職種 について も兼務は 可能	同一敷地 内であれ ば介護保 険外の職 種につい ても兼務 は可能	その他	無回答
全体	n数	94	12	15	51	15	1
	%	100	12.8	16	54.3	16	1.1
都道府県	n数	31	3	4	18	6	－
	%	100	9.7	12.9	58.1	19.4	－
政令指定都市	n数	12	1	4	5	1	1
	%	100	8.3	33.3	41.7	8.3	8.3
中核市	n数	37	6	4	20	7	－
	%	100	16.2	10.8	54.1	18.9	－
市町村	n数	7	2	3	1	1	－
	%	100	28.6	42.9	14.3	14.3	－
広域連合に 含まれる市町村	n数	7	－	－	7	－	－
	%	100	－	－	100	－	－

問 19.2) 在宅系サービス＜同一敷地内の別の事業所の従業員＞：管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 68 管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）について、認められている範囲について

		調査数	管理者の複数の事業所での兼務は認められていない	管理者の複数の事業所での兼務は認められている(上限なし)	管理者の複数の事業所での兼務は認められている(上限あり)	兼務元(管理者)の介護サービスにより異なるものがある	兼務先の介護サービスにより異なるものがある	状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている	その他	無回答
全体	n数	144	28	11	18	4	11	52	19	1
	%	100	19.4	7.6	12.5	2.8	7.6	36.1	13.2	0.7
都道府県	n数	37	5	1	3	1	2	16	8	1
	%	100	13.5	2.7	8.1	2.7	5.4	43.2	21.6	2.7
政令指定都市	n数	12	3	—	—	1	3	4	1	—
	%	100	25	—	—	8.3	25	33.3	8.3	—
中核市	n数	43	4	4	7	1	6	15	6	—
	%	100	9.3	9.3	16.3	2.3	14	34.9	14	—
市町村	n数	32	10	6	1	—	—	11	3	—
	%	100	31.3	18.8	3.1	—	—	34.4	9.4	—
広域連合に含まれる市町村	n数	20	6	—	7	—	—	6	1	—
	%	100	30	—	35	—	—	30	5	—

「兼務元サービスにより異なるものがある」についての詳細

- 独自基準は設けておらず、サービス毎に省令等に定める兼務を認めている（極端なケースでなければ認めている）。
- 訪問介護については、定期巡回随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護のオペレーターの兼務を認めている。その他サービスについては、認めていない。
- 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売は、それぞれの管理者及びそれぞれの福祉用具相談員の兼務を認めている。

問 19.2-1) 【問 19.2) 在宅系サービス＜同一敷地内の別の事業所の従業員＞で「兼務は認められている」「介護サービスにより異なるものがある」「極端なケースではない場合は認めている」「その他」を選択した場合回答】管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一敷地内の別の事業所の従業員）についてお答えください。（複数選択）

図表 69 管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一敷地内の別の事業所の従業員）について

		調査数	介護支援 専門員	サービス 提供責任 者	生活相談 員	機能訓練 指導員	計画作成 担当者	リハビリ テーション 専門職	栄養士
全体	n数	115	78	74	83	70	70	75	78
	%	100	67.8	64.3	72.2	60.9	60.9	65.2	67.8
都道府県	n数	31	24	22	24	24	22	24	24
	%	100	77.4	71	77.4	77.4	71	77.4	77.4
政令指定都市	n数	9	7	7	8	8	8	7	8
	%	100	77.8	77.8	88.9	88.9	88.9	77.8	88.9
中核市	n数	39	23	22	25	24	22	23	24
	%	100	59	56.4	64.1	61.5	56.4	59	61.5
市町村	n数	22	11	10	13	9	12	9	10
	%	100	50	45.5	59.1	40.9	54.5	40.9	45.5
広域連合に 含まれる市町村	n数	14	13	13	13	5	6	12	12
	%	100	92.9	92.9	92.9	35.7	42.9	85.7	85.7

		医師	看護職員	介護職	オペレー ター	その他	無回答
全体	n数	76	76	77	71	24	15
	%	66.1	66.1	67	61.7	20.9	13
都道府県	n数	23	22	22	18	4	5
	%	74.2	71	71	58.1	12.9	16.1
政令指定都市	n数	8	7	7	8	5	－
	%	88.9	77.8	77.8	88.9	55.6	－
中核市	n数	24	25	25	24	10	4
	%	61.5	64.1	64.1	61.5	25.6	10.3
市町村	n数	9	10	10	9	4	6
	%	40.9	45.5	45.5	40.9	18.2	27.3
広域連合に 含まれる市町村	n数	12	12	13	12	1	－
	%	85.7	85.7	92.9	85.7	7.1	－

問 19.2-1) -2. 【問 19.2-1) で 1 ～5 を選択した場合回答】 管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無（複数選択）

図表 70 管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無

		調査数	介護支援 専門員	サービス 提供責任 者	生活相談 員	機能訓練 指導員	計画作成 担当者	無回答
全体	n数	86	13	13	13	5	5	70
	%	100	15.1	15.1	15.1	5.8	5.8	81.4
都道府県	n数	25	2	2	1	1	1	22
	%	100	8	8	4	4	4	88
政令指定都市	n数	8	—	—	1	1	1	7
	%	100	—	—	12.5	12.5	12.5	87.5
中核市	n数	26	4	4	4	3	3	21
	%	100	15.4	15.4	15.4	11.5	11.5	80.8
市町村	n数	14	—	—	—	—	—	14
	%	100	—	—	—	—	—	100
広域連合に 含まれる市町村	n数	13	7	7	7	—	—	6
	%	100	53.8	53.8	53.8	—	—	46.2

その他の兼務の条件（居宅系サービス（地域密着含）総括）

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所に限る。
- 管理上支障がない場合
- 非常勤サービス提供責任者は訪問介護事業所で常勤の 2 分の 1 以上の勤務時間が必
- サービス提供責任者は兼務できるサービスが決まっている。
- 通所サービスの管理者が訪問サービスを行うと管理業務に支障がでると考えられているため、認めていない。
- 管理上支障がない場合のみ
- 状況確認し、その都度判断している
- 訪問介護のサービス提供責任者を兼務している場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護以外の職務に同時並行的な兼務はできない。
- 福祉用具専門相談員管理者訪問系サービス事業所のサービス提供を行う従業者以外であれば、個々の状況に応じて判断する問合せや申請内容、法的根拠に基づいて判断している。
- 職種の定めはない 1 日の半分以上は管理業務
- 事業所内で従事する職種は認めているが、利用者宅への訪問等、事業所外に頻繁に出る必要のある職種は原則認めていない。
- 施設系サービスの常勤専従の介護支援専門員は兼務不可
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護は兼務可能

- 管理業務のみ、同一敷地内の別事業所の兼務を認めている。
- 法人職員等基本想定していない
- 福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所が一体的に運営される場合、管理者は別の事業所の福祉用具相談員を兼務できる。
- 個別機能訓練加算の要件となる機能訓練指導員は兼務できない
- 特定施設の計画作成担当者は当該施設におけるほかの業務以外に従事することが認められていないため不可
- 但し、訪問介護員等、訪問業務等にて即対応が困難な業務に従事している場合は不可

等

問 19-2-2) 【問 19.2) 在宅系サービス＜同一敷地内の別の事業所の従業員＞で「兼務は認められている」「介護サービスにより異なるものがある」「極端なケースではない場合は認めている」「その他」を選択した場合回答】管理者の兼務について、介護保険外の事業との兼務についてお答えください。

図表 71 管理者の兼務について、介護保険外の事業との兼務について

		調査数	介護保険 外の職種 について は兼務が できない	介護保険 外の職種 について も兼務は 可能	同一敷地 内であれ ば介護保 険外の職 種につい ても兼務 は可能	その他	無回答
全体	n数	115	15	18	54	26	2
	%	100	13	15.7	47	22.6	1.7
都道府県	n数	31	2	4	16	9	－
	%	100	6.5	12.9	51.6	29	－
政令指定都市	n数	9	1	1	6	1	－
	%	100	11.1	11.1	66.7	11.1	－
中核市	n数	39	6	6	20	7	－
	%	100	15.4	15.4	51.3	17.9	－
市町村	n数	22	6	7	4	3	2
	%	100	27.3	31.8	18.2	13.6	9.1
広域連合に 含まれる市町村	n数	14	－	－	8	6	－
	%	100	－	－	57.1	42.9	－

問 19.3) 施設系サービス（地域密着型）＜同一敷地内の別の事業所の従業員＞：管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 72 管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）について、認められている範囲について

		調査数	管理者の複数の事業所での兼務は認められていない	管理者の複数の事業所での兼務は認められている(上限なし)	管理者の複数の事業所での兼務は認められている(上限あり)	兼務元(管理者)の介護サービスにより異なるものがある	兼務先の介護サービスにより異なるものがある	状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている	その他	無回答
全体	n数	754	109	132	71	14	18	319	91	－
	%	100	14.5	17.5	9.4	1.9	2.4	42.3	12.1	－
都道府県	n数	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	%	－	－	－	－	－	－	－	－	－
政令指定都市	n数	12	1	1	3	－	2	3	2	－
	%	100	8.3	8.3	25	－	16.7	25	16.7	－
中核市	n数	43	7	4	6	1	4	14	7	－
	%	100	16.3	9.3	14	2.3	9.3	32.6	16.3	－
市町村	n数	589	87	124	49	9	10	232	78	－
	%	100	14.8	21.1	8.3	1.5	1.7	39.4	13.2	－
広域連合に含まれる市町村	n数	110	14	3	13	4	2	70	4	－
	%	100	12.7	2.7	11.8	3.6	1.8	63.6	3.6	－

「兼務元サービスにより異なるものがある」についての詳細

- 管理者兼介護支援専門員
- 兼務元のサービスの人員基準に違反しない形での兼務を認めている
- 小多機、看多機の管理者は兼務できるサービスに縛りがある
- “・看護小規模多機能型居宅介護：併設する認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、介護医療院の職務とのみ兼務可
- ・小規模多機能型居宅介護看護：上記または同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の職務とのみ兼務可。
- ・認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入所者生活介護：訪問系サービス事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は原則不可”
- 小規模多機能型居宅介護事業所は定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務もしくは介護予防・日常生活支援総合事業。（「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」どおり。）
- （GH・地密特養）管理すべき事業所数が過剰でないこと、入所者に対してサービス提供する看護・介護職員との業務は管理業務に支障がある。（小多機）併設の GH・地密特養・特定施設・介護保健施設 4 サービス及び定期巡回（一体的に運営している夜間対応、訪問介護、訪問看護及び総合事業）のみ。（看多機）併設の GH・地密特養・特定施設・介護保健施設 4 サービスのみ兼務可。
- 認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については基準及び解釈通知において兼務可能となっているもののみ認める。
- 小規模多機能は定期巡回と兼務可能。地密特養と GH は兼務の制限なし。
- 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の兼務は原則 2 職種までと指導している
- 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の兼務は原則 2 職種までと指導している
- 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の管理者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務のみ認めている。
- 小規模多機能型居宅介護の場合は、兼務できる介護サービスが限定される。
- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準のとおり
- 小規模多機能型居宅介護は基準第 63 条第 6 項各号に掲げる施設等に該当するか否か。

等

問 19.3-1) 【問 19.3) 施設系サービス（地域密着型）＜同一敷地内の別の事業所の従業員＞で「兼務は認められている」「介護サービスにより異なるものがある」「極端なケースではない場合は認めている」「その他」を選択した場合回答】管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一敷地内の別の事業所の従業員）についてお答えください。（複数選択）

図表 73 管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一敷地内の別の事業所の従業員）について

		調査数	介護支援 専門員	サービス 提供責任 者	生活相談 員	機能訓練 指導員	計画作成 担当者	リハビリ テーション 専門職	栄養士
全体	n数	645	433	331	392	388	405	336	348
	%	100	67.1	51.3	60.8	60.2	62.8	52.1	54
都道府県	n数	—	—	—	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	11	9	7	7	7	8	7	7
	%	100	81.8	63.6	63.6	63.6	72.7	63.6	63.6
中核市	n数	36	23	20	25	24	22	22	24
	%	100	63.9	55.6	69.4	66.7	61.1	61.1	66.7
市町村	n数	502	329	278	318	302	317	247	257
	%	100	65.5	55.4	63.3	60.2	63.1	49.2	51.2
広域連合に 含まれる市町村	n数	96	72	26	42	55	58	60	60
	%	100	75	27.1	43.8	57.3	60.4	62.5	62.5

		医師	看護職員	介護職	オペレー ター	その他	無回答
全体	n数	307	400	441	325	146	76
	%	47.6	62	68.4	50.4	22.6	11.8
都道府県	n数	—	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	7	7	8	7	5	—
	%	63.6	63.6	72.7	63.6	45.5	—
中核市	n数	24	24	24	21	9	5
	%	66.7	66.7	66.7	58.3	25	13.9
市町村	n数	241	300	336	246	107	66
	%	48	59.8	66.9	49	21.3	13.1
広域連合に 含まれる市町村	n数	35	69	73	51	25	5
	%	36.5	71.9	76	53.1	26	5.2

問 19.3-1) -2. 【問 19.3-1) で 1 ～5 を選択した場合回答】 管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無（複数選択）

図表 74 管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無

		調査数	介護支援 専門員	サービス 提供責任 者	生活相談 員	機能訓練 指導員	計画作成 担当者	無回答
全体	n数	459	33	23	31	23	24	421
	%	100	7.2	5	6.8	5	5.2	91.7
都道府県	n数	—	—	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	9	1	1	—	1	1	8
	%	100	11.1	11.1	—	11.1	11.1	88.9
中核市	n数	25	4	3	4	3	3	20
	%	100	16	12	16	12	12	80
市町村	n数	353	19	17	18	17	19	330
	%	100	5.4	4.8	5.1	4.8	5.4	93.5
広域連合に 含まれる市町村	n数	72	9	2	9	2	1	63
	%	100	12.5	2.8	12.5	2.8	1.4	87.5

19-3-2) 【問 19.3) 施設系サービス（地域密着型）＜同一敷地内の別の事業所の従業員＞で「兼務は認められている」「介護サービスにより異なるものがある」「極端なケースではない場合は認めている」「その他」を選択した場合回答】 管理者の兼務について、介護保険外の事業との兼務についてお答えください。

図表 75 管理者の兼務について、介護保険外の事業との兼務について

		調査数	介護保険 外の職種 について は兼務が できない	介護保険 外の職種 について も兼務は 可能	同一敷地 内であれ ば介護保 険外の職 種につい ても兼務 は可能	その他	無回答
全体	n数	645	106	139	209	163	28
	%	100	16.4	21.6	32.4	25.3	4.3
都道府県	n数	—	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	11	3	2	5	1	—
	%	100	27.3	18.2	45.5	9.1	—
中核市	n数	36	6	4	19	7	—
	%	100	16.7	11.1	52.8	19.4	—
市町村	n数	502	87	123	146	122	24
	%	100	17.3	24.5	29.1	24.3	4.8
広域連合に 含まれる市町村	n数	96	10	10	39	33	4
	%	100	10.4	10.4	40.6	34.4	4.2

問 19.4) 在宅系サービス（地域密着型）＜同一敷地内の別の事業所の従業員＞：管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 76 管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）について、認められている範囲について

		調査数	管理者の複数の事業所での兼務は認められていない	管理者の複数の事業所での兼務は認められている(上限なし)	管理者の複数の事業所での兼務は認められている(上限あり)	兼務元(管理者)の介護サービスにより異なるものがある	兼務先の介護サービスにより異なるものがある	状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている	その他	無回答
全体	n数	754	106	131	64	12	22	324	93	2
	%	100	14.1	17.4	8.5	1.6	2.9	43	12.3	0.3
都道府県	n数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	12	2	1	—	—	4	3	2	—
	%	100	16.7	8.3	—	—	33.3	25	16.7	—
中核市	n数	43	3	5	6	3	4	14	8	—
	%	100	7	11.6	14	7	9.3	32.6	18.6	—
市町村	n数	588	86	122	46	5	13	236	78	2
	%	100	14.6	20.7	7.8	0.9	2.2	40.1	13.3	0.3
広域連合に含まれる市町村	n数	111	15	3	12	4	1	71	5	—
	%	100	13.5	2.7	10.8	3.6	0.9	64	4.5	—

「兼務元サービスにより異なるものがある」についての詳細

- 兼務元のサービスの人員基準に違反しない形での兼務を認めている
- 指定している夜間対応型及び定期巡回については 6 の対応をし、指定している地域密着型通所介護については兼務上限 1 とする。
- ※管理すべき事業所数が過剰、併設する入所施設においてサービス提供する看護・介護職員との兼務は管理業務に支障があると考えられる。（地密通所：～が、個別に判断の上例外的に認められる場合もある。）
- 地域密着通所介護は不可。認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護支援は可能（事例あり）
- 小規模多機能型居宅介護：兼務できる事業所の制限あり。 通所介護：複数の管理者兼務や施設の介護・看護職員との兼務は制限あり。
- 夜間対応型訪問介護は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限り同一敷地内の他の事業所・施設等の業務に従事できるとしている。小規模多機能型事業所の管理者の場合は、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所や総合事業に従事することができる。その他の介護サービスは、同一敷地内の他の事業所・施設等の業務に従事できるとしている。
- 定期巡回随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護との兼務の場合については、オペレーターの兼務を認めている。その他は認めていない。

- 認知症対応型共同生活介護の管理者が介護従業者や計画作成担当者を兼務している場合でも共用型認知症対応型通所介護の管理者の兼務は認めている。
- 定期巡回の管理者は一体的にサービス提供している訪問介護、訪問看護、夜間訪問介護の職務を行うことは認められる。

等

問 19.4-1) 【問 19.4) 在宅系サービス（地域密着型）＜同一敷地内の別の事業所の従業員＞で「兼務は認められている」「介護サービスにより異なるものがある」「極端なケースではない場合は認めている」「その他」を選択した場合回答】管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一敷地内の別の事業所の従業員）についてお答えください。（複数選択）

図表 77 管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一敷地内の別の事業所の従業員）について

		調査数	介護支援 専門員	サービス 提供責任 者	生活相談 員	機能訓練 指導員	計画作成 担当者	リハビリ テーション 専門職	栄養士
全体	n数	646	424	341	402	399	398	344	346
	%	100	65.6	52.8	62.2	61.8	61.6	53.3	53.6
都道府県	n数	-	-	-	-	-	-	-	-
	%	-	-	-	-	-	-	-	-
政令指定都市	n数	10	7	7	8	8	8	9	8
	%	100	70	70	80	80	80	90	80
中核市	n数	40	22	23	24	23	22	22	23
	%	100	55	57.5	60	57.5	55	55	57.5
市町村	n数	500	321	283	325	310	303	254	256
	%	100	64.2	56.6	65	62	60.6	50.8	51.2
広域連合に 含まれる市町村	n数	96	74	28	45	58	65	59	59
	%	100	77.1	29.2	46.9	60.4	67.7	61.5	61.5

		医師	看護職員	介護職	オペレー ター	その他	無回答
全体	n数	310	404	451	351	126	78
	%	48	62.5	69.8	54.3	19.5	12.1
都道府県	n数	-	-	-	-	-	-
	%	-	-	-	-	-	-
政令指定都市	n数	8	8	8	9	4	1
	%	80	80	80	90	40	10
中核市	n数	22	26	25	25	10	5
	%	55	65	62.5	62.5	25	12.5
市町村	n数	246	302	343	260	89	67
	%	49.2	60.4	68.6	52	17.8	13.4
広域連合に 含まれる市町村	n数	34	68	75	57	23	5
	%	35.4	70.8	78.1	59.4	24	5.2

問 19.4-1) -2. 【問 19.4-1) で 1 ～5 を選択した場合回答】 管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無（複数選択）

図表 78 管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無

		調査数	介護支援 専門員	サービス 提供責任 者	生活相談 員	機能訓練 指導員	計画作成 担当者	無回答
全体	n数	461	28	19	32	21	20	428
	%	100	6.1	4.1	6.9	4.6	4.3	92.8
都道府県	n数	—	—	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	8	—	—	1	1	1	7
	%	100	—	—	12.5	12.5	12.5	87.5
中核市	n数	26	4	3	4	3	3	22
	%	100	15.4	11.5	15.4	11.5	11.5	84.6
市町村	n数	353	15	14	18	15	15	334
	%	100	4.2	4	5.1	4.2	4.2	94.6
広域連合に 含まれる市町村	n数	74	9	2	9	2	1	65
	%	100	12.2	2.7	12.2	2.7	1.4	87.8

問 19-4-2) 【問 19.4) 在宅系サービス（地域密着型）＜同一敷地内の別の事業所の従業員＞で「兼務は認められている」「介護サービスにより異なるものがある」「極端なケースではない場合は認めている」「その他」を選択した場合回答】 管理者の兼務について、介護保険外の事業との兼務についてお答えください。

図表 79 管理者の兼務について、介護保険外の事業との兼務について

		調査数	介護保険 外の職種 について は兼務が できない	介護保険 外の職種 について も兼務は 可能	同一敷地 内であれ ば介護保 険外の職 種につい ても兼務 は可能	その他	無回答
全体	n数	646	97	148	218	155	28
	%	100	15	22.9	33.7	24	4.3
都道府県	n数	—	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	10	1	—	7	2	—
	%	100	10	—	70	20	—
中核市	n数	40	7	5	18	10	—
	%	100	17.5	12.5	45	25	—
市町村	n数	500	80	132	156	110	22
	%	100	16	26.4	31.2	22	4.4
広域連合に 含まれる市町村	n数	96	9	11	37	33	6
	%	100	9.4	11.5	38.5	34.4	6.3

問 19.5) 指定居宅介護支援＜同一敷地内の別の事業所の従業員＞：管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 80 管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の従業員）について、認められている範囲について

		調査数	管理者の複数の事業所での兼務は認められていない	管理者の複数の事業所での兼務は認められている(上限なし)	管理者の複数の事業所での兼務は認められている(上限あり)	兼務元(管理者)の介護サービスにより異なるものがある	兼務先の介護サービスにより異なるものがある	状況を聞いて、極端なケースではない場合は認めている	その他	無回答
全体	n数	760	137	140	59	－	22	308	93	1
	%	100	18	18.4	7.8	－	2.9	40.5	12.2	0.1
都道府県	n数	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	%	－	－	－	－	－	－	－	－	－
政令指定都市	n数	12	3	2	2	－	2	2	1	－
	%	100	25	16.7	16.7	－	16.7	16.7	8.3	－
中核市	n数	43	9	4	8	－	3	13	6	－
	%	100	20.9	9.3	18.6	－	7	30.2	14	－
市町村	n数	594	109	127	39	－	15	232	71	1
	%	100	18.4	21.4	6.6	－	2.5	39.1	12	0.2
広域連合に含まれる市町村	n数	111	16	7	10	－	2	61	15	－
	%	100	14.4	6.3	9	－	1.8	55	13.5	－

問 19.5-1) 【問 19.5) 指定居宅介護支援＜同一敷地内の別の事業所の従業員＞で「兼務は認められている」「介護サービスにより異なるものがある」「極端なケースではない場合は認めている」「その他」を選択した場合回答】管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一敷地内の別の事業所の従業員）についてお答えください。（複数選択）

図表 81 管理者の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一敷地内の別の事業所の従業員）について

		調査数	介護支援 専門員	サービス 提供責任 者	生活相談 員	機能訓練 指導員	計画作成 担当者	リハビリ テーション 専門職	栄養士
全体	n数	622	410	310	365	364	370	332	335
	%	100	65.9	49.8	58.7	58.5	59.5	53.4	53.9
都道府県	n数	—	—	—	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	9	5	5	7	7	7	7	7
	%	100	55.6	55.6	77.8	77.8	77.8	77.8	77.8
中核市	n数	34	19	16	22	21	20	21	21
	%	100	55.9	47.1	64.7	61.8	58.8	61.8	61.8
市町村	n数	484	316	263	293	282	280	249	252
	%	100	65.3	54.3	60.5	58.3	57.9	51.4	52.1
広域連合に 含まれる市町村	n数	95	70	26	43	54	63	55	55
	%	100	73.7	27.4	45.3	56.8	66.3	57.9	57.9

		医師	看護職員	介護職	オペレー ター	その他	無回答
全体	n数	301	373	403	320	139	76
	%	48.4	60	64.8	51.4	22.3	12.2
都道府県	n数	—	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	7	6	6	6	4	—
	%	77.8	66.7	66.7	66.7	44.4	—
中核市	n数	21	21	21	19	7	6
	%	61.8	61.8	61.8	55.9	20.6	17.6
市町村	n数	243	284	307	249	97	65
	%	50.2	58.7	63.4	51.4	20	13.4
広域連合に 含まれる市町村	n数	30	62	69	46	31	5
	%	31.6	65.3	72.6	48.4	32.6	5.3

問 19.5-1) -2. 【問 19.5-1) で 1 ～4 を選択した場合回答】 管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無（複数選択）

図表 82 管理者との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無

		調査数	介護支援 専門員	サービス 提供責任 者	生活相談 員	機能訓練 指導員	計画作成 担当者	無回答
全体	n数	445	32	17	31	21	20	410
	%	100	7.2	3.8	7	4.7	4.5	92.1
都道府県	n数	－	－	－	－	－	－	－
	%	－	－	－	－	－	－	－
政令指定都市	n数	7	－	－	1	1	1	6
	%	100	－	－	14.3	14.3	14.3	85.7
中核市	n数	22	4	1	4	3	3	18
	%	100	18.2	4.5	18.2	13.6	13.6	81.8
市町村	n数	341	19	14	17	15	15	320
	%	100	5.6	4.1	5	4.4	4.4	93.8
広域連合に 含まれる市町村	n数	75	9	2	9	2	1	66
	%	100	12	2.7	12	2.7	1.3	88

問 19.5-2) 【問 19.5) 指定居宅介護支援＜同一敷地内の別の事業所の従業員＞で「兼務は認められている」「介護サービスにより異なるものがある」「極端なケースではない場合は認めている」「その他」を選択した場合回答】 管理者の兼務について、介護保険外の事業との兼務についてお答えください。

図表 83 管理者の兼務について、介護保険外の事業との兼務について

		調査数	介護保険 外の職種 について は兼務が できない	介護保険 外の職種 について も兼務は 可能	同一敷地 内であれ ば介護保 険外の職 種につい ても兼務 は可能	その他	無回答
全体	n数	622	78	151	226	144	23
	%	100	12.5	24.3	36.3	23.2	3.7
都道府県	n数	－	－	－	－	－	－
	%	－	－	－	－	－	－
政令指定都市	n数	9	1	－	8	－	－
	%	100	11.1	－	88.9	－	－
中核市	n数	34	6	5	17	6	－
	%	100	17.6	14.7	50	17.6	－
市町村	n数	484	62	135	162	108	17
	%	100	12.8	27.9	33.5	22.3	3.5
広域連合に 含まれる市町村	n数	95	9	11	39	30	6
	%	100	9.5	11.6	41.1	31.6	6.3

問 20.1) 施設系サービス＜同一敷地内の別の事業所の管理者＞：管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 84 管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）について、認められている範囲について

		調査数	管理者の 複数の事業 所での 兼務は認め られていない	管理者の 複数の事業 所での 兼務は認め られている(上限 なし)	管理者の 複数の事業 所での 兼務は認め られている(上限 あり)	サービス により異なる ものがある	状況を聞いて、極 端なケースではない 場合は認めている	その他	無回答
全体	n数	106	2	40	7	3	50	4	－
	%	100	1.9	37.7	6.6	2.8	47.2	3.8	－
都道府県	n数	37	－	11	1	1	22	2	－
	%	100	－	29.7	2.7	2.7	59.5	5.4	－
政令指定都市	n数	12	1	2	2	1	6	－	－
	%	100	8.3	16.7	16.7	8.3	50	－	－
中核市	n数	43	－	18	4	1	19	1	－
	%	100	－	41.9	9.3	2.3	44.2	2.3	－
市町村	n数	7	1	2	－	－	3	1	－
	%	100	14.3	28.6	－	－	42.9	14.3	－
広域連合に 含まれる市町村	n数	7	－	7	－	－	－	－	－
	%	100	－	100	－	－	－	－	－

問 20.2) 在宅系サービス＜同一敷地内の別の事業所の管理者＞：管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 85 管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）について、認められている範囲について

		調査数	管理者の 複数の事業 所での 兼務は認め られていない	管理者の 複数の事業 所での 兼務は認め られている(上限 なし)	管理者の 複数の事業 所での 兼務は認め られている(上限 あり)	サービス により異なる ものがある	状況を聞いて、極 端なケースではない 場合は認めている	その他	無回答
全体	n数	144	3	47	15	5	66	7	1
	%	100	2.1	32.6	10.4	3.5	45.8	4.9	0.7
都道府県	n数	37	－	9	3	1	20	3	1
	%	100	－	24.3	8.1	2.7	54.1	8.1	2.7
政令指定都市	n数	12	－	2	2	1	6	1	－
	%	100	－	16.7	16.7	8.3	50	8.3	－
中核市	n数	43	－	18	2	3	19	1	－
	%	100	－	41.9	4.7	7	44.2	2.3	－
市町村	n数	32	3	11	2	－	14	2	－
	%	100	9.4	34.4	6.3	－	43.8	6.3	－
広域連合に 含まれる市町村	n数	20	－	7	6	－	7	－	－
	%	100	－	35	30	－	35	－	－

問 20.3) 施設系サービス（地域密着型）＜同一敷地内の別の事業所の管理者＞：管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 86 管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）について、認められている範囲について

		調査数	管理者の 複数の事業 所での 兼務は認め られていない	管理者の 複数の事業 所での 兼務は認め られている(上限 なし)	管理者の 複数の事業 所での 兼務は認め られている(上限 あり)	サービス により異なる ものがある	状況を聞いて、極 端なケースではない場合は 認めている	その他	無回答
全体	n数	754	52	190	65	20	353	70	4
	%	100	6.9	25.2	8.6	2.7	46.8	9.3	0.5
都道府県	n数	-	-	-	-	-	-	-	-
	%	-	-	-	-	-	-	-	-
政令指定都市	n数	12	-	2	3	-	7	-	-
	%	100	-	16.7	25	-	58.3	-	-
中核市	n数	43	-	16	4	3	19	1	-
	%	100	-	37.2	9.3	7	44.2	2.3	-
市町村	n数	589	50	157	46	12	257	63	4
	%	100	8.5	26.7	7.8	2	43.6	10.7	0.7
広域連合に 含まれる市町村	n数	110	2	15	12	5	70	6	-
	%	100	1.8	13.6	10.9	4.5	63.6	5.5	-

問 20.4) 在宅系サービス（地域密着型）＜同一敷地内の別の事業所の管理者＞：管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 87 管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）について、認められている範囲について

		調査数	管理者の 複数の事業 所での 兼務は認め られていない	管理者の 複数の事業 所での 兼務は認め られている(上限 なし)	管理者の 複数の事業 所での 兼務は認め られている(上限 あり)	サービス により異なる ものがある	状況を聞いて、極 端なケースではない場合は 認めている	その他	無回答
全体	n数	754	51	193	62	12	358	75	3
	%	100	6.8	25.6	8.2	1.6	47.5	9.9	0.4
都道府県	n数	-	-	-	-	-	-	-	-
	%	-	-	-	-	-	-	-	-
政令指定都市	n数	12	-	2	2	-	6	2	-
	%	100	-	16.7	16.7	-	50	16.7	-
中核市	n数	43	-	18	2	3	19	1	-
	%	100	-	41.9	4.7	7	44.2	2.3	-
市町村	n数	588	49	158	46	7	260	65	3
	%	100	8.3	26.9	7.8	1.2	44.2	11.1	0.5
広域連合に 含まれる市町村	n数	111	2	15	12	2	73	7	-
	%	100	1.8	13.5	10.8	1.8	65.8	6.3	-

問 20.5) 指定居宅介護支援＜同一敷地内の別の事業所の管理者＞：管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 88 管理者の兼務（同一敷地内の別の事業所の管理者）について、認められている範囲について

		調査数	管理者の 複数の事業 所での 兼務は認め られていない	管理者の 複数の事業 所での 兼務は認め られている(上限 なし)	管理者の 複数の事業 所での 兼務は認め られている(上限 あり)	サービス により異なる ものがある	状況を聞いて、極 端なケースではな い場合は認めている	その他	無回答
全体	n数	760	79	189	61	6	345	78	2
	%	100	10.4	24.9	8	0.8	45.4	10.3	0.3
都道府県	n数	-	-	-	-	-	-	-	-
	%	-	-	-	-	-	-	-	-
政令指定都市	n数	12	-	5	2	-	4	1	-
	%	100	-	41.7	16.7	-	33.3	8.3	-
中核市	n数	43	1	16	5	-	18	3	-
	%	100	2.3	37.2	11.6	-	41.9	7	-
市町村	n数	594	74	154	42	4	256	62	2
	%	100	12.5	25.9	7.1	0.7	43.1	10.4	0.3
広域連合に 含まれる市町村	n数	111	4	14	12	2	67	12	-
	%	100	3.6	12.6	10.8	1.8	60.4	10.8	-

問 21.1) 施設系サービス：兼務における、同一敷地内の定義についての範囲の定めについてお答えください。

図表 89 兼務における、同一敷地内の定義についての範囲の定めについて

		調査数	同一建物 内のみを 兼務可能 な対象と している	同一敷地 内のみ兼 務可能な 対象として いる	同一敷地 内(隣接、 近接を含む)にお いて兼務可 能な対象 としている	兼務は不 可としている	無回答
全体	n数	106	-	44	58	1	3
	%	100	-	41.5	54.7	0.9	2.8
都道府県	n数	37	-	13	23	-	1
	%	100	-	35.1	62.2	-	2.7
政令指定都市	n数	12	-	2	9	-	1
	%	100	-	16.7	75	-	8.3
中核市	n数	43	-	19	24	-	-
	%	100	-	44.2	55.8	-	-
市町村	n数	7	-	3	2	1	1
	%	100	-	42.9	28.6	14.3	14.3
広域連合に 含まれる市町村	n数	7	-	7	-	-	-
	%	100	-	100	-	-	-

問 21.2) 在宅系サービス：兼務における、同一敷地内の定義についての範囲の定めについてお答えください。

図表 90 兼務における、同一敷地内の定義についての範囲の定めについて

		調査数	同一建物 内のみを 兼務可能 な対象とし ている	同一敷地 内のみ兼 務可能な 対象として いる	同一敷地 内(隣接、 近接を含 む)におい て兼務可 能な対象 としている	兼務は不 可としてい る	無回答
全体	n数	144	1	36	99	3	5
	%	100	0.7	25	68.8	2.1	3.5
都道府県	n数	37	－	7	28	－	2
	%	100	－	18.9	75.7	－	5.4
政令指定都市	n数	12	－	3	9	－	－
	%	100	－	25	75	－	－
中核市	n数	43	－	13	30	－	－
	%	100	－	30.2	69.8	－	－
市町村	n数	32	1	6	19	3	3
	%	100	3.1	18.8	59.4	9.4	9.4
広域連合に 含まれる市町村	n数	20	－	7	13	－	－
	%	100	－	35	65	－	－

問 21.3) 施設系サービス（地域密着型）：兼務における、同一敷地内の定義についての範囲の定めについてお答えください。

図表 91 同一敷地内の定義についての範囲の定めについて

		調査数	同一建物 内のみを 兼務可能 な対象とし ている	同一敷地 内のみ兼 務可能な 対象として いる	同一敷地 内(隣接、 近接を含 む)におい て兼務可 能な対象 としている	兼務は不 可としてい る	無回答
全体	n数	754	14	280	418	17	25
	%	100	1.9	37.1	55.4	2.3	3.3
都道府県	n数	－	－	－	－	－	－
	%	－	－	－	－	－	－
政令指定都市	n数	12	－	2	9	－	1
	%	100	－	16.7	75	－	8.3
中核市	n数	43	－	19	24	－	－
	%	100	－	44.2	55.8	－	－
市町村	n数	589	14	208	330	17	20
	%	100	2.4	35.3	56	2.9	3.4
広域連合に 含まれる市町村	n数	110	－	51	55	－	4
	%	100	－	46.4	50	－	3.6

問 21.4) 在宅系サービス（地域密着型）：兼務における、同一敷地内の定義についての範囲の定めについてお答えください。

図表 92 兼務における、同一敷地内の定義についての範囲の定めについて

		調査数	同一建物 内のみを 兼務可能 な対象と している	同一敷地 内のみ兼 務可能な 対象とし ている	同一敷地 内(隣接、 近接を含 む)にお いて兼務 可能な対 象として いる	兼務は不 可として いる	無回答
全体	n数	754	15	270	428	14	27
	%	100	2	35.8	56.8	1.9	3.6
都道府県	n数	－	－	－	－	－	－
	%	－	－	－	－	－	－
政令指定都市	n数	12	－	3	9	－	－
	%	100	－	25	75	－	－
中核市	n数	43	－	13	30	－	－
	%	100	－	30.2	69.8	－	－
市町村	n数	588	15	200	337	14	22
	%	100	2.6	34	57.3	2.4	3.7
広域連合に 含まれる市町村	n数	111	－	54	52	－	5
	%	100	－	48.6	46.8	－	4.5

問 21.5) 指定居宅介護支援：兼務における、同一敷地内の定義についての範囲の定めについてお答えください。

図表 93 兼務における、同一敷地内の定義についての範囲の定めについて

		調査数	同一建物 内のみを 兼務可能 な対象と している	同一敷地 内のみ兼 務可能な 対象とし ている	同一敷地 内(隣接、 近接を含 む)にお いて兼務 可能な対 象として いる	兼務は不 可として いる	無回答
全体	n数	760	23	312	372	30	23
	%	100	3	41.1	48.9	3.9	3
都道府県	n数	－	－	－	－	－	－
	%	－	－	－	－	－	－
政令指定都市	n数	12	－	4	8	－	－
	%	100	－	33.3	66.7	－	－
中核市	n数	43	－	18	24	1	－
	%	100	－	41.9	55.8	2.3	－
市町村	n数	594	19	233	295	28	19
	%	100	3.2	39.2	49.7	4.7	3.2
広域連合に 含まれる市町村	n数	111	4	57	45	1	4
	%	100	3.6	51.4	40.5	0.9	3.6

問 22.1) 施設系サービス＜介護支援専門員の兼務（同一事業所内）＞：介護支援専門員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 94 介護支援専門員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲について

		調査数	兼務は認 めていな い	同一事業 所内の別 の職種と の兼務を 認めてい る	同一事業 所内の管 理者のみ 兼務を認 めている	その他	無回答
全体	n数	106	1	92	2	11	－
	%	100	0.9	86.8	1.9	10.4	－
都道府県	n数	37	－	31	－	6	－
	%	100	－	83.8	－	16.2	－
政令指定都市	n数	12	－	11	1	－	－
	%	100	－	91.7	8.3	－	－
中核市	n数	43	1	37	1	4	－
	%	100	2.3	86	2.3	9.3	－
市町村	n数	7	－	6	－	1	－
	%	100	－	85.7	－	14.3	－
広域連合に 含まれる市町村	n数	7	－	7	－	－	－
	%	100	－	100	－	－	－

問 22.1-1) 【問 22.1) 施設系サービス＜介護支援専門員の兼務（同一事業所内）について＞で「兼務を認めている」「その他」を選択した場合回答】介護支援専門員の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。（複数選択）

図表 95 介護支援専門員の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）について

		調査数	生活相談員	支援相談員	機能訓練指導員	介護職員	リハビリテーション専門職	栄養士
全体	n数	105	92	87	88	92	85	87
	%	100	87.6	82.9	83.8	87.6	81	82.9
都道府県	n数	37	33	31	33	33	31	32
	%	100	89.2	83.8	89.2	89.2	83.8	86.5
政令指定都市	n数	12	10	9	10	11	9	10
	%	100	83.3	75	83.3	91.7	75	83.3
中核市	n数	42	38	37	35	37	35	35
	%	100	90.5	88.1	83.3	88.1	83.3	83.3
市町村	n数	7	4	3	3	4	3	3
	%	100	57.1	42.9	42.9	57.1	42.9	42.9
広域連合に含まれる市町村	n数	7	7	7	7	7	7	7
	%	100	100	100	100	100	100	100

		医師（配置基準上1人以上必要とされる常勤の医師）	医師（7以外）	看護職員	薬剤師	無回答
全体	n数	77	79	87	81	11
	%	73.3	75.2	82.9	77.1	10.5
都道府県	n数	28	28	33	29	3
	%	75.7	75.7	89.2	78.4	8.1
政令指定都市	n数	8	8	9	9	1
	%	66.7	66.7	75	75	8.3
中核市	n数	31	34	35	34	4
	%	73.8	81	83.3	81	9.5
市町村	n数	3	2	3	2	3
	%	42.9	28.6	42.9	28.6	42.9
広域連合に含まれる市町村	n数	7	7	7	7	－
	%	100	100	100	100	－

問 22.1-1) -2. 【問 22.1-1) で 1 ～4 を選択した場合回答】介護支援専門員との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無（複数選択）

図表 96 介護支援専門員との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無

		調査数	生活相談員	支援相談員	機能訓練指導員	介護職員	無回答
全体	n数	94	15	14	15	15	79
	%	100	16	14.9	16	16	84
都道府県	n数	34	1	1	1	1	33
	%	100	2.9	2.9	2.9	2.9	97.1
政令指定都市	n数	11	1	—	1	1	10
	%	100	9.1	—	9.1	9.1	90.9
中核市	n数	38	6	6	6	6	32
	%	100	15.8	15.8	15.8	15.8	84.2
市町村	n数	4	—	—	—	—	4
	%	100	—	—	—	—	100
広域連合に含まれる市町村	n数	7	7	7	7	7	—
	%	100	100	100	100	100	—

問 22.2) 在宅系サービス＜介護支援専門員の兼務（同一事業所内）＞：介護支援専門員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 97 介護支援専門員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲について

		調査数	兼務は認めていない	同一事業所内の別の職種との兼務を認めている	同一事業所内の管理者のみ兼務を認めている	その他	無回答
全体	n数	144	7	77	13	26	21
	%	100	4.9	53.5	9	18.1	14.6
都道府県	n数	37	—	23	—	6	8
	%	100	—	62.2	—	16.2	21.6
政令指定都市	n数	12	—	9	2	—	1
	%	100	—	75	16.7	—	8.3
中核市	n数	43	3	25	3	9	3
	%	100	7	58.1	7	20.9	7
市町村	n数	32	4	19	2	5	2
	%	100	12.5	59.4	6.3	15.6	6.3
広域連合に含まれる市町村	n数	20	—	1	6	6	7
	%	100	—	5	30	30	35

問 22.2-1) 【問 22.2) 在宅系サービス＜介護支援専門員の兼務（同一事業所内）＞で「兼務を認めている」「その他」を選択した場合回答】介護支援専門員の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。（複数選択）

図表 98 介護支援専門員の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）について

		調査数	サービス 提供責任 者	生活相談 員	機能訓練 指導員	計画作成 担当者	介護職員 (訪問介 護員含む)	リハビリ テーション 専門職	栄養士
全体	n数	116	56	78	71	72	76	64	64
	%	100	48.3	67.2	61.2	62.1	65.5	55.2	55.2
都道府県	n数	29	13	22	21	20	21	17	18
	%	100	44.8	75.9	72.4	69	72.4	58.6	62.1
政令指定都市	n数	11	6	9	8	7	8	7	7
	%	100	54.5	81.8	72.7	63.6	72.7	63.6	63.6
中核市	n数	37	19	24	23	26	24	23	22
	%	100	51.4	64.9	62.2	70.3	64.9	62.2	59.5
市町村	n数	26	12	17	14	14	17	12	12
	%	100	46.2	65.4	53.8	53.8	65.4	46.2	46.2
広域連合に 含まれる市町村	n数	13	6	6	5	5	6	5	5
	%	100	46.2	46.2	38.5	38.5	46.2	38.5	38.5

		医師	看護職員	無回答
全体	n数	62	69	36
	%	53.4	59.5	31
都道府県	n数	16	21	7
	%	55.2	72.4	24.1
政令指定都市	n数	7	7	2
	%	63.6	63.6	18.2
中核市	n数	22	24	11
	%	59.5	64.9	29.7
市町村	n数	12	12	9
	%	46.2	46.2	34.6
広域連合に 含まれる市町村	n数	5	5	7
	%	38.5	38.5	53.8

問 22.2-1) -2. 【問 22.2-1) で 1 ～5 を選択した場合回答】介護支援専門員との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無（複数選択）

図表 99 介護支援専門員との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無

		調査数	サービス 提供責任 者	生活相談 員	機能訓練 指導員	計画作成 担当者	介護職員 (訪問介 護員含む)	無回答
全体	n数	80	－	1	2	1	1	77
	%	100	－	1.3	2.5	1.3	1.3	96.3
都道府県	n数	22	－	－	－	－	－	22
	%	100	－	－	－	－	－	100
政令指定都市	n数	9	－	1	1	－	－	8
	%	100	－	11.1	11.1	－	－	88.9
中核市	n数	26	－	－	－	1	－	25
	%	100	－	－	－	3.8	－	96.2
市町村	n数	17	－	－	1	－	1	16
	%	100	－	－	5.9	－	5.9	94.1
広域連合に 含まれる市町村	n数	6	－	－	－	－	－	6
	%	100	－	－	－	－	－	100

問 22.3) 施設系サービス（地域密着型サービス）＜介護支援専門員の兼務（同一事業所内）＞：介護支援専門員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 100 介護支援専門員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲について

		調査数	兼務は認 めていな い	同一事業 所内の別 の職種と の兼務を 認めてい る	同一事業 所内の管 理者のみ 兼務を認 めている	その他	無回答
全体	n数	754	48	579	35	88	4
	%	100	6.4	76.8	4.6	11.7	0.5
都道府県	n数	－	－	－	－	－	－
	%	－	－	－	－	－	－
政令指定都市	n数	12	－	11	－	1	－
	%	100	－	91.7	－	8.3	－
中核市	n数	43	1	38	1	3	－
	%	100	2.3	88.4	2.3	7	－
市町村	n数	589	44	444	26	71	4
	%	100	7.5	75.4	4.4	12.1	0.7
広域連合に 含まれる市町村	n数	110	3	86	8	13	－
	%	100	2.7	78.2	7.3	11.8	－

問 22.3-1) 【問 22.3】施設系サービス（地域密着型サービス）＜介護支援専門員の兼務（同一事業所内）＞で「兼務を認めている」「その他」を選択した場合回答】介護支援専門員の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。（複数選択）

図表 88 介護支援専門員の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）について

		調査数	生活相談員	支援相談員	機能訓練指導員	介護職員	リハビリテーション専門職	栄養士
全体	n数	702	484	343	450	581	349	398
	%	100	68.9	48.9	64.1	82.8	49.7	56.7
都道府県	n数	－	－	－	－	－	－	－
	%	－	－	－	－	－	－	－
政令指定都市	n数	12	11	9	10	12	9	10
	%	100	91.7	75	83.3	100	75	83.3
中核市	n数	42	38	32	35	38	32	35
	%	100	90.5	76.2	83.3	90.5	76.2	83.3
市町村	n数	541	357	270	327	442	250	282
	%	100	66	49.9	60.4	81.7	46.2	52.1
広域連合に含まれる市町村	n数	107	78	32	78	89	58	71
	%	100	72.9	29.9	72.9	83.2	54.2	66.4

		医師（配置基準上1人以上必要とされる常勤の医師）	医師（7以外）	看護職員	薬剤師	無回答
全体	n数	303	361	449	312	106
	%	43.2	51.4	64	44.4	15.1
都道府県	n数	－	－	－	－	－
	%	－	－	－	－	－
政令指定都市	n数	8	8	10	9	－
	%	66.7	66.7	83.3	75	－
中核市	n数	30	34	35	30	3
	%	71.4	81	83.3	71.4	7.1
市町村	n数	223	249	326	223	85
	%	41.2	46	60.3	41.2	15.7
広域連合に含まれる市町村	n数	42	70	78	50	18
	%	39.3	65.4	72.9	46.7	16.8

問 22.3-1) -2. 【問 22.3-1) で 1 ～4 を選択した場合回答】介護支援専門員との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無（複数選択）

図表 101 介護支援専門員との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無

		調査数	生活相談員	支援相談員	機能訓練指導員	介護職員	無回答
全体	n数	594	24	18	23	28	564
	%	100	4	3	3.9	4.7	94.9
都道府県	n数	—	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	12	—	—	—	—	12
	%	100	—	—	—	—	100
中核市	n数	39	5	4	5	5	34
	%	100	12.8	10.3	12.8	12.8	87.2
市町村	n数	454	12	7	11	16	436
	%	100	2.6	1.5	2.4	3.5	96
広域連合に含まれる市町村	n数	89	7	7	7	7	82
	%	100	7.9	7.9	7.9	7.9	92.1

問 22.4) 在宅系サービス（地域密着型サービス）＜介護支援専門員の兼務（同一事業所内）＞：介護支援専門員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 102 介護支援専門員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲について

		調査数	兼務は認めていない	同一事業所内の別の職種との兼務を認めている	同一事業所内の管理者のみ兼務を認めている	その他	無回答
全体	n数	754	65	468	37	163	21
	%	100	8.6	62.1	4.9	21.6	2.8
都道府県	n数	—	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	12	1	8	—	2	1
	%	100	8.3	66.7	—	16.7	8.3
中核市	n数	43	3	23	3	10	4
	%	100	7	53.5	7	23.3	9.3
市町村	n数	588	60	368	26	125	9
	%	100	10.2	62.6	4.4	21.3	1.5
広域連合に含まれる市町村	n数	111	1	69	8	26	7
	%	100	0.9	62.2	7.2	23.4	6.3

問 22.4-1)【問 22.4) 在宅系サービス（地域密着型サービス）＜介護支援専門員の兼務（同一事業所内）＞で「兼務を認めている」「その他」を選択した場合回答】介護支援専門員の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。（複数選択）

図表 103 介護支援専門員の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）について

		調査数	生活相談員	機能訓練指導員	介護職員（訪問介護員含む）	リハビリテーション専門職	栄養士	医師
全体	n数	668	380	371	460	284	281	267
	%	100	56.9	55.5	68.9	42.5	42.1	40
都道府県	n数	—	—	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	10	7	7	8	7	6	6
	%	100	70	70	80	70	60	60
中核市	n数	36	23	21	25	21	21	20
	%	100	63.9	58.3	69.4	58.3	58.3	55.6
市町村	n数	519	309	281	356	229	227	214
	%	100	59.5	54.1	68.6	44.1	43.7	41.2
広域連合に含まれる市町村	n数	103	41	62	71	27	27	27
	%	100	39.8	60.2	68.9	26.2	26.2	26.2

		看護職員	計画作成担当者	オペレーター	無回答
全体	n数	375	362	287	184
	%	56.1	54.2	43	27.5
都道府県	n数	—	—	—	—
	%	—	—	—	—
政令指定都市	n数	6	7	6	2
	%	60	70	60	20
中核市	n数	24	24	21	10
	%	66.7	66.7	58.3	27.8
市町村	n数	282	291	236	142
	%	54.3	56.1	45.5	27.4
広域連合に含まれる市町村	n数	63	40	24	30
	%	61.2	38.8	23.3	29.1

問 22.4-1) -2. 【問 22.4-1) で 1 ～3 を選択した場合回答】介護支援専門員との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無（複数選択）

図表 104 介護支援専門員との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無

		調査数	生活相談員	機能訓練指導員	介護職員（訪問介護員含む）	無回答
全体	n数	472	10	8	14	458
	%	100	2.1	1.7	3	97
都道府県	n数	－	－	－	－	－
	%	－	－	－	－	－
政令指定都市	n数	8	1	1	1	7
	%	100	12.5	12.5	12.5	87.5
中核市	n数	26	1	1	1	25
	%	100	3.8	3.8	3.8	96.2
市町村	n数	367	8	6	12	355
	%	100	2.2	1.6	3.3	96.7
広域連合に含まれる市町村	n数	71	－	－	－	71
	%	100	－	－	－	100

問 23.1) 施設系サービス＜生活相談員の兼務（同一事業所内）＞：生活相談員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 105 生活相談員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲について

		調査数	兼務は認めていない	同一事業所内の別の職種との兼務を認めている	同一事業所内の管理者のみ兼務を認めている	その他	無回答
全体	n数	106	4	74	2	26	－
	%	100	3.8	69.8	1.9	24.5	－
都道府県	n数	37	1	26	1	9	－
	%	100	2.7	70.3	2.7	24.3	－
政令指定都市	n数	12	－	11	－	1	－
	%	100	－	91.7	－	8.3	－
中核市	n数	43	3	32	1	7	－
	%	100	7	74.4	2.3	16.3	－
市町村	n数	7	－	5	－	2	－
	%	100	－	71.4	－	28.6	－
広域連合に含まれる市町村	n数	7	－	－	－	7	－
	%	100	－	－	－	100	－

問 23.1-1) 【問 23.1) 施設系サービス＜生活相談員の兼務（同一事業所内）について＞で「兼務を認めている」「その他」を選択した場合回答】生活相談員の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。（複数選択）

図表 106 生活相談員の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）について

		調査数	介護支援 専門員	機能訓練 指導員	介護職員	栄養士	医師	看護職員	無回答
全体	n数	102	90	80	77	68	64	72	10
	%	100	88.2	78.4	75.5	66.7	62.7	70.6	9.8
都道府県	n数	36	32	30	24	21	20	24	4
	%	100	88.9	83.3	66.7	58.3	55.6	66.7	11.1
政令指定都市	n数	12	10	9	10	8	7	8	—
	%	100	83.3	75	83.3	66.7	58.3	66.7	—
中核市	n数	40	37	31	32	29	27	30	3
	%	100	92.5	77.5	80	72.5	67.5	75	7.5
市町村	n数	7	4	3	4	3	3	3	3
	%	100	57.1	42.9	57.1	42.9	42.9	42.9	42.9
広域連合に 含まれる市町村	n数	7	7	7	7	7	7	7	—
	%	100	100	100	100	100	100	100	—

問 23.1-1) -2. 【問 23.1-1) で 1 ～3 を選択した場合回答】生活相談員との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無（複数選択）

図表 107 生活相談員との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無

		調査数	介護支援 専門員	機能訓練 指導員	介護職員	無回答
全体	n数	92	12	10	10	80
	%	100	13	10.9	10.9	87
都道府県	n数	32	1	—	—	31
	%	100	3.1	—	—	96.9
政令指定都市	n数	12	1	—	—	11
	%	100	8.3	—	—	91.7
中核市	n数	37	3	3	3	34
	%	100	8.1	8.1	8.1	91.9
市町村	n数	4	—	—	—	4
	%	100	—	—	—	100
広域連合に 含まれる市町村	n数	7	7	7	7	—
	%	100	100	100	100	—

問 23.2) 在宅系サービス＜生活相談員の兼務（同一事業所内）＞：生活相談員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 108 生活相談員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲について

		調査数	兼務は認 めていな い	同一事業 所内の別 の職種と の兼務を 認めてい る	同一事業 所内の管 理者のみ 兼務を認 めている	その他	無回答
全体	n数	144	7	96	13	24	4
	%	100	4.9	66.7	9	16.7	2.8
都道府県	n数	37	2	27	1	5	2
	%	100	5.4	73	2.7	13.5	5.4
政令指定都市	n数	12	－	11	1	－	－
	%	100	－	91.7	8.3	－	－
中核市	n数	43	2	29	3	8	1
	%	100	4.7	67.4	7	18.6	2.3
市町村	n数	32	3	21	2	5	1
	%	100	9.4	65.6	6.3	15.6	3.1
広域連合に 含まれる市町村	n数	20	－	8	6	6	－
	%	100	－	40	30	30	－

問 23.2-1) 【問 23.2) 在宅系サービス＜生活相談員の兼務（同一事業所内）＞で「兼務を認めている」「その他」を選択した場合回答】生活相談員の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。（複数選択）

図表 109 生活相談員の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）について

		調査数	サービス 提供責任 者	介護支援 専門員	機能訓練 指導員	計画作成 担当者	介護職員 (訪問介 護員含む)	リハビリ テーション 専門職	栄養士
全体	n数	133	51	73	93	88	98	75	80
	%	100	38.3	54.9	69.9	66.2	73.7	56.4	60.2
都道府県	n数	33	11	20	28	25	26	21	23
	%	100	33.3	60.6	84.8	75.8	78.8	63.6	69.7
政令指定都市	n数	12	5	9	11	9	11	10	9
	%	100	41.7	75	91.7	75	91.7	83.3	75
中核市	n数	40	21	26	32	29	34	25	27
	%	100	52.5	65	80	72.5	85	62.5	67.5
市町村	n数	28	13	17	15	17	19	12	14
	%	100	46.4	60.7	53.6	60.7	67.9	42.9	50
広域連合に 含まれる市町村	n数	20	1	1	7	8	8	7	7
	%	100	5	5	35	40	40	35	35

		医師	看護職員	無回答
全体	n数	75	85	28
	%	56.4	63.9	21.1
都道府県	n数	20	25	5
	%	60.6	75.8	15.2
政令指定都市	n数	8	10	1
	%	66.7	83.3	8.3
中核市	n数	27	29	3
	%	67.5	72.5	7.5
市町村	n数	13	14	7
	%	46.4	50	25
広域連合に 含まれる市町村	n数	7	7	12
	%	35	35	60

問 23.2-1) -2. 【問 23.2-1) で 1 ～5 を選択した場合回答】生活相談員との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無（複数選択）

図表 110 生活相談員との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）の
さだめの有無

		調査数	サービス 提供責任 者	介護支援 専門員	機能訓練 指導員	計画作成 担当者	介護職員 (訪問介 護員含む)	無回答
全体	n数	104	2	3	11	10	11	93
	%	100	1.9	2.9	10.6	9.6	10.6	89.4
都道府県	n数	28	—	—	—	—	—	28
	%	100	—	—	—	—	—	100
政令指定都市	n数	11	—	1	1	—	1	10
	%	100	—	9.1	9.1	—	9.1	90.9
中核市	n数	37	2	2	3	3	3	34
	%	100	5.4	5.4	8.1	8.1	8.1	91.9
市町村	n数	20	—	—	—	—	—	20
	%	100	—	—	—	—	—	100
広域連合に 含まれる市町村	n数	8	—	—	7	7	7	1
	%	100	—	—	87.5	87.5	87.5	12.5

問 23.4) 在宅系サービス（地域密着型サービス）＜生活相談員の兼務（同一事業所内）＞：
生活相談員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲についてお答えください。

図表 111 生活相談員の兼務（同一事業所内）について、認められている範囲
について

		調査数	兼務は認 めていな い	同一事業 所内の別 の職種と の兼務を 認めている	同一事業 所内の管 理者のみ 兼務を認 めている	その他	無回答
全体	n数	754	61	485	71	126	11
	%	100	8.1	64.3	9.4	16.7	1.5
都道府県	n数	—	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	12	—	10	1	—	1
	%	100	—	83.3	8.3	—	8.3
中核市	n数	43	3	27	5	7	1
	%	100	7	62.8	11.6	16.3	2.3
市町村	n数	588	53	401	46	79	9
	%	100	9	68.2	7.8	13.4	1.5
広域連合に 含まれる市町村	n数	111	5	47	19	40	—
	%	100	4.5	42.3	17.1	36	—

問 23.4-1) 【問 23.4) 在宅系サービス（地域密着型サービス）＜生活相談員の兼務（同一事業所内）＞で「兼務を認めている」「その他」を選択した場合回答】生活相談員の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）についてお答えください。（複数選択）

図表 112 生活相談員の兼務について、兼務が認められている配置基準上の他の職種（同一事業所内）について

		調査数	サービス 提供責任 者	介護支援 専門員	機能訓練 指導員	計画作成 担当者	介護職員 (訪問介 護員含む)	リハビリ テーション 専門職	栄養士
全体	n数	682	303	344	430	328	504	290	277
	%	100	44.4	50.4	63	48.1	73.9	42.5	40.6
都道府県	n数	—	—	—	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	11	5	6	10	7	10	9	9
	%	100	45.5	54.5	90.9	63.6	90.9	81.8	81.8
中核市	n数	39	20	23	28	23	32	23	21
	%	100	51.3	59	71.8	59	82.1	59	53.8
市町村	n数	526	259	290	325	273	391	227	228
	%	100	49.2	55.1	61.8	51.9	74.3	43.2	43.3
広域連合に 含まれる市町村	n数	106	19	25	67	25	71	31	19
	%	100	17.9	23.6	63.2	23.6	67	29.2	17.9

		医師	看護職員	オペレー ター	無回答
全体	n数	257	402	257	142
	%	37.7	58.9	37.7	20.8
都道府県	n数	—	—	—	—
	%	—	—	—	—
政令指定都市	n数	7	9	5	1
	%	63.6	81.8	45.5	9.1
中核市	n数	21	27	19	6
	%	53.8	69.2	48.7	15.4
市町村	n数	211	298	218	103
	%	40.1	56.7	41.4	19.6
広域連合に 含まれる市町村	n数	18	68	15	32
	%	17	64.2	14.2	30.2

問 23.4-1) -2. 【問 23.4-1) で 1 ～5 を選択した場合回答】生活相談員との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）のさだめの有無（複数選択）

図表 113 生活相談員との兼務時における常勤換算数の割合（最低値など）の
さだめの有無

		調査数	サービス 提供責任 者	介護支援 専門員	機能訓練 指導員	計画作成 担当者	介護職員 (訪問介 護員含む)	無回答
全体	n数	538	9	11	23	11	27	510
	%	100	1.7	2	4.3	2	5	94.8
都道府県	n数	—	—	—	—	—	—	—
	%	—	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	n数	10	—	—	—	—	—	10
	%	100	—	—	—	—	—	100
中核市	n数	33	2	2	3	2	3	30
	%	100	6.1	6.1	9.1	6.1	9.1	90.9
市町村	n数	422	7	9	13	9	17	404
	%	100	1.7	2.1	3.1	2.1	4	95.7
広域連合に 含まれる市町村	n数	73	—	—	7	—	7	66
	%	100	—	—	9.6	—	9.6	90.4

問 24. 人員配置基準についての手引き・ガイドラインの有無についてご回答ください

図表 114 人員配置基準についての手引き・ガイドラインの有無について

		調査数	手引き・ガ イドライン があり公 開している	手引き・ガ イドライン はあるが 公開して いない	ガイドライ ン・手引き は特にな い	無回答
全体	n数	810	40	37	726	7
	%	100	4.9	4.6	89.6	0.9
都道府県	n数	37	8	3	25	1
	%	100	21.6	8.1	67.6	2.7
政令指定都市	n数	12	3	1	8	—
	%	100	25	8.3	66.7	—
中核市	n数	43	1	5	37	—
	%	100	2.3	11.6	86	—
市町村	n数	605	17	19	564	5
	%	100	2.8	3.1	93.2	0.8
広域連合に 含まれる市町村	n数	113	11	9	92	1
	%	100	9.7	8	81.4	0.9

問 25. 担当者間での解釈・運用の齟齬が出ないための工夫で実施しているものについてご回答ください。(複数選択)

図表 115 担当者間での解釈・運用の齟齬が出ないための工夫で実施しているものについて

		調査数	Q & A を 作って公 開している	部署内で 定期的に 読み合わ せ等を実 施している	部署内で 複数の人 間で判断 している	マニュアル 等を作成 し、部署 内で共有 している	指導・監 査の部署 と連携し ている	その他	無回答
全体	n数	810	28	10	609	69	175	139	81
	%	100	3.5	1.2	75.2	8.5	21.6	17.2	10
都道府県	n数	37	4	-	32	8	18	9	1
	%	100	10.8	-	86.5	21.6	48.6	24.3	2.7
政令指定都市	n数	12	1	1	11	-	7	3	-
	%	100	8.3	8.3	91.7	-	58.3	25	-
中核市	n数	43	3	1	40	8	23	8	-
	%	100	7	2.3	93	18.6	53.5	18.6	-
市町村	n数	605	14	4	430	41	74	107	76
	%	100	2.3	0.7	71.1	6.8	12.2	17.7	12.6
広域連合に 含まれる市町村	n数	113	6	4	96	12	53	12	4
	%	100	5.3	3.5	85	10.6	46.9	10.6	3.5

その他の詳細

- 内部資料としてQ & Aを作成している。(29 件)
- 認事業所からの質問については、質問票で受付。回答を事業者に送付し、課内回覧で共有している。(24 件)
- 疑義が生じる点については県に照会し、内容について引き継ぐ。(15 件)
- 担当者が少数なので工夫はしていない (13 件)
- 近隣市町村や県と随時、意見交換・相談をしている。(5 件)
- 申請時に課内決裁をしている。
- 事業所等からの問い合わせや回答を担当間で情報共有し、内容を公開している。
- 人員換算の計算シートの作成。チェックリストの作成を実施し利用している。(法改正に合わせて修正)
- 地域密着型サービスについては条例化している。

等

問 26. 【問 25 で「Q &A を作って公開している」「部署内で定期的に読み合わせ等を実施している」を選択した場合回答】上記の更新頻度についてお答えください。

図表 116 上記の更新頻度について

		調査数	定期的に 更新をして いる	担当が変 わる前に 更新して いる	法改正が 発生したら 更新して いる	更新して いない	その他	無回答
全体	n数	38	4	1	14	1	15	3
	%	100	10.5	2.6	36.8	2.6	39.5	7.9
都道府県	n数	4	—	—	2	—	2	—
	%	100	—	—	50	—	50	—
政令指定都市	n数	2	—	—	—	—	1	1
	%	100	—	—	—	—	50	50
中核市	n数	4	—	—	2	—	2	—
	%	100	—	—	50	—	50	—
市町村	n数	18	4	—	5	1	6	2
	%	100	22.2	—	27.8	5.6	33.3	11.1
広域連合に 含まれる市町村	n数	10	—	1	5	—	4	—
	%	100	—	10	50	—	40	—

令和３年度 厚生労働省
老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

介護保険サービスにおける人員配置基準等の
自治体ごとの解釈・運用等に関する調査研究事業
報告書

令和４（2022）年３月

発行 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9 JA 共済ビル 9 階・10 階
Tel ０３－３２２１－７０１１（代表）
FAX ０３－３２２１－７０２２